

# 官報

昭和六年三月二十一日

## ○第五十九回 衆議院議事速記録第二十一號

昭和六年三月二十日(金曜日)

午前十時四十八分開議

議事日程 第三十号

昭和六年三月二十日

午前十時開議

第一牧野法案(政府提出)

第一讀會ノ續(前會ノ續)

第一讀會(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

ニナリマシタ、故衆議院議員石塚讓君ニ對シ

テ、院議ヲ以テ弔辭ヲ呈スルコトヲ、茲ニ

發議ヲ致シタイト思フノデアリマス(拍手)

而シテ其弔辭ノ起草ハ議長ニ一任致シタイ

ト思フノデアリマス、此動議ヲ提出ヲ致シ

マス(拍手)

而シテ此際私ハ皆様ノ御許シヲ得マシ

テ、議員一同ヲ代表致シマシテ、故石塚君

ニ一言ノ御弔辭ヲ申述ベタイト存ジマス

(拍手)

石塚君ハ慶應元年九月ニ名古屋市ニ御出

生ニナリマシテ、中央大學ヲ卒業致サレマ

シテ、東京市ニ於テ辯護士ヲ開業サレ、次

デ高田市ニ於テ多年ノ間辯護事務ニ從事サ

レマシタ、次デ又高田町町會議員、中頸城

郡郡會議員茲ニ高田市會議員、及ビ參事會

員ニ歴任サレ、公其ノ爲ニ盡瘁サレタルコ

ト、頗リ顯著ナルモノガアルノデアリマス、

其後昨年二月、即チ第十七回總選舉ニ於キ

マシテ、新潟縣第四區カラ選出サレテ、衆

議院議員ニ當選ヲ致サレタノデアリマス、

ヘナインデアリマス、茲ニ謹デ故人ノ靈ニ

對シテ哀悼ノ意ヲ表スル次第デアリマス

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 武田君提出ノ動議

ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

タ弔詞ヲ茲ニ朗讀致シマス

是ヨリ日程ニ入りマス、日程第一、牧野法

案、日程第二、競馬法中改正法律案ヲ一括

シテ前會ノ續ヲ開キマス

(拍手起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、是ニハ政府ノ同意ヲ得テ居リマス、

日程第三、關稅定率法中改正法律案、日程

第十、關稅定率法中改正法律案、日程第十

一、關稅定率法中改正法律案ヲ一括シテ、

其第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告

ヲ求メマス——委員長永田善三郎君

(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

報告書

一關稅定率法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和六年三月十九日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

附帶決議

一近年我カ國人造絹絲織物輸出額ノ激増

ニ鑑ミ我カ人絹製造工業ヲ獎勵助長シ

テ益海外貿易ノ發展ヲ圖ルハ兩者共存

ノ所以ナリト認ム

然ルニ一部織物業者ニ保稅工場ヲ特許

シ内地製入絹ヲ原料トスル多數織物業

者ト海外市場ニ競争セシムルハ内地人

絹製造業者及前記多數織物業者ノ存立

ヲ危クスルモノナリ故ニ政府ハ將來人

組織物業ニ對スル保稅工場ノ新設又ハ

擴張ノ特許ヲ與ヘサルハ勿論之カ取締

フ嚴重ニシ以テ人絹製造ノ發達ト人絹

織物輸出貿易ノ増進ト相互扞格ナキヲ

一期スヘシ

一關稅定率法別表中第六、二二號(癸)ニ該

當スル南洋ラワン材ハ近時其ノ輸入量増

潤葉樹ノ市場ヲ屢迫スルニ鑑ミ之カ輸

入關稅引上ケノ要アリト思意ス

第十 關稅定率法中改正法律案(本田恒之君外五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一關稅定率法中改正法律案(本田恒之君外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和六年三月十九日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

第十一 關稅定率法中改正法律案(淺川浩君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和六年三月十九日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

附帶決議

一關稅定率法中改正法律案(淺川浩君外四名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和六年三月十九日

委員長 永田善三郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

附帶決議

數ヲ以テ是ハ否決ニナリマシタ、補修ヲ致シテ置キマス

○議長(藤澤幾之輔君) 政府提出、關稅定率法中改正法律案ニ對シマシテハ、岩本武助君外六名ヨリ少數意見ガ提出サレテ居リマス、此意見ハ修正ニアリマスカラ、第二讀會ニ於テ其報告ヲ許スコトニ致シマス、尙助君外六名ヨリ少數意見ガ提出サレテ居リマス、先づ政府提出、關稅定率法中改正法律案シタトイト思ヒマス、左様御諒承ヲ願ヒマス、  
 致シタトイト思ヒマス、  
 ○永田善三郎君 諸君、只今議題ニ供セラレマシタ日程第三、關稅定率法中改正法律案、  
 政府提出、及び第十、十一、議員提出法律案、  
 此二ツニ付キマシテ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス、政府案ニ案ハ木材ニ關シマスル一部ノ補修的關稅ノ引上デアリマシテ、又モウ一つハ人絹關稅ノ引下デアリマシテ、又モウ一つハ人絹關稅ノ引下デアリマス、日程第十、十一ハ、議員提出ニ係リマシテ、  
 ○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマシテ、關稅定率法中第五十三號、五十四號、五十五號、二百十七號其他ニアリマシテ、又モウ一つハ第十八號、十九號、二十二號デアリマスガ、此中十八號ト十九號ハ、川島正次郎君外數氏ノ御提案テアリマスガ、是ハ併合整理スルコトニ致シマシテ、御承認ヲ得マシタ譯デアリマス、斯様ナ次第デアリマシテ、政府案ノ、日程第三ニ上テ居リマス方ハ、多數ヲ以テ可決致シマシタ、可決後之ニ對シテ附帶決議ガアリマシテ、一ツハ人絹關稅ニ關シ、一つハ木材關稅ニ關シテ、アリマシテ、附帶決議ハ兩案共滿場一致デ可決致シマシタ、又議員提出ニ係ル第十、十一ハ、是モ全會一致ヲ以テ可決致外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月十九日 委員長 永田善三郎

○板谷順助君 私ハ本法案ニ對シマシテ、シテ、アリマシテ、附帶決議ハ兩案共滿場一致デ可決致シマシタ、又議員提出ニ係ル第十、十一ハ、是モ全會一致ヲ以テ可決致外五名提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和六年三月十九日 委員長 永田善三郎

○板谷順助君(續) ソコテ政府ニ對シテ質疑ヲ試ミマシタ所ガ、此法案ナルモノガ不純ノ動機ニ依テ提出サレテ居ルト云フコトヲ發見致シタノデアリマス、大體關稅改正ト云フコトハ、我國ノ國策ヲ定ムル上於テ、重大ナル關係ノアル問題デアル、然ルニ現在世界ニ於ケル所ノ大勢ニ對シテ、  
 ○議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス  
 ○板谷順助君(續) ソコテ政府ニ對シテ質疑ヲ試ミマシタ所ガ、此法案ナルモノガ不純ノ動機ニ依テ提出サレテ居ルト云フコトヲ發見致シタノデアリマス、大體關稅改正ト云フコトハ、我國ノ國策ヲ定ムル上於テ、重大ナル關係ノアル問題デアル、然ルニ現在世界ニ於ケル所ノ大勢ニ對シテ、  
 ○議長(藤澤幾之輔君) 御頗致ス次第デアリマス――チヨット申ル所ノ保護ヲスルト云フ意味デアルカト云フ質問ヲ致シマシタ、所ガサウデハナイト考  
 フ持テ居ルカ、現在世界ニ於キマシテハ、  
 ○議長(藤澤幾之輔君) 御頗致ス次第デアリマス――チヨット申ル所ノ保護ヲスルト云フ意味デアルカト云フ質問ヲ致シマシタ、所ガサウデハナイト考  
 フ持テ居ルカ、現在世界ニ於キマシテハ、

歐洲戰爭以來國力ノ回復ノ爲ニ自給自足主義、有ユル所ノ手段ヲ以テ自國ノ產業ヲ保護シテ居ルノデアル、即チ極端ナル所ノ關稅政策ヲ用ヒテ、而シテ之ニ對スル所ノ對抗手段ヲ執シテ居ルノデアリマス、或ハ生産過剩ノ爲メ、又ハ販路ノ擴張ノ爲ニ、各國ニ向シテ不當廉賣ヲ行シテ居ルノデアル、然ルニ我國ニ於ケル所ノ狀態ハ、ドウ云フ有様ニナツテ居ルカ、一例ヲ申上ダマスルナラバ、北海道ニ於テハ、戰爭以來年々歲々外國ニ輸出サレル所ノ青豌豆、澱粉ノ如キモノガ數千万圓アルノデアル、然ルニ青豌豆ガ從來亞米利加ニ於キマシテ、百封度ニ對シテ五十仙ノ課稅ヲシテ居シタモノガ、昨年シタノデアリマス、更ニ又我國カラ濠洲竝ニ英國ニ對シテ輸出サレテ居ル所ノ檣材ニ對シマシテハ、從來關稅ガ百石ニ對シテ六十五仙デアッタモノガ、是ガ突然五割ノ値上、九百三十圓ニ値上ヲ致シマシタ、即チ世界各國ニ於テハ關稅ノ障壁ナルモノヲ設ケテ、自國ノ產業ヲ出來得ルダケ保護スル方針ヲ執シテ居ルノデアリマス、然ルニ民政黨ハ組閣ノ當時ニ於キマシテハ、自由貿易主義ヲ標榜シテ居タ、即チ各產業ニ對シテ自主獨立デ進メヨト云フ方針ヲ執シテ居シタ、勿論之ニ對シテハ一應ノ理窟ハアルデアラウ、アルデアラウケレドモ、今日我國ノ狀態ハ如何ナル有様ニナツテ居ルカ、即チ明治初年以來輸入超過デザリヽヽ貧乏ヲシテ居ルノデアル、デアリマスカラ、此局曲ヲ打開スルト云フコトニ付キマシテハ、ドウシテモ一面ニ於テ輸入ヲ防遏シ、輸出ヲ獎勵スルト云フコトニ對シマシテハ、出來得ルダケ產業ノ振興ヲ圖ラナケレバ、何時ノ時代ニ於テ我國ノ國際貸借ノ改善ヲ達スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、吾々ハ此見地カラ我國ノ現在ノ產業ニ對シテ、出來

高ハ五百万石デアリマスガ、之ニ對スル所ノ半數以上ハ、北海道ニ於テ供給シテ居ルノデアリマス、北海道材ガ年々歲々此南洋材ノ輸入ノ爲ニ壓迫サレマシテ、從來ニ於テハ三百萬石以上移出シテ居タノデアリマスガ、今日ニ於テハ其半分ノ百五十萬石ニ減タト云フヤウナ情勢デアリマス、更ニ又値段ノ關係カラ申シマシテモ、今日物價ガ安クナシダ、安クナシテモ生産費ハ八百圓デハ上ラヌノデアル、然ルニ南洋材ハ第一木代ガ只同様デアル、而シテ又搬出ニ於テモ極メテ便利デアル、是等ノ關係カラ設シマシテ、六百圓ノ値段デ以テ内地ニ來テ、供給サレルノデアリマスカラ、我國ニ於ケル所ノ潤葉樹ナルモノハ、年々歲々是ガ壓迫ヲ受ケテ居ルヤウナ情勢デアル、所ガ我ガ日本ニ於ケル所ノ此潤葉樹ナルモノハ、本土ニ於テ十八億石、北海道ニ於テ十億石、更ニ又朝鮮、臺灣ニ於テ約七億石、詰リ我國ノ領土ニ於テハ四十億石ノ潤葉樹材ガアル、其需要ナルモノハ、今申シマシタ通り、一箇年ニ於テ約五百万石ニ満タヌノデアル、デアリマスカラ、是等ノ林業政策ノ上カラ行キマシテモ、我國ニ於ケル所ノ潤葉樹ニ對シテ、相當ナ保護ヲ加ヘルト云フコトハ當然デアルト云フ見地カラ致シマシテ、農林大臣ニ質問致シタノデアリマス、又之ニ對シテ民政黨ノ諸君ヨリ希望條件ガ出テ居ルケレドモ、斯ル生温イ方法デハイカヌ、吾々ハ之ヲ修正シテ、即チ木材ニ於ケル田中内閣ノ開稅ヲ課ケタ此均衡ヲ保タシガ爲ニ、年々沿海州カラ無稅デ入シテ居ル所ノ、此木材ノ均衡ヲ得ルト云フ目的ヨリ課稅スルナラバ、是ト同様ノ運命ニアル所ノ南洋材ニ課ケルト云フコトハ、當然ノ結果デアルト云フノデ、吾々ハ之ニ對シテ修果ハ均衡ヲ失スル、此意味ニ於キマシテ、正ヲ致サントスルノデアリマス

即チ已ノ五ニ於ケル所ノ「ニク」之ニ對シ  
テ三圓五十錢「ニノニニ」對シテ三圓、更ニ  
又南洋材ノ從來梶材ニ對スル從價六分ニ對  
シテ五圓、無稅ニナッテ居ルノニ三圓五十錢  
ヲ課ケマシテ、此度政府ノ改正サレルノ所  
ノ沿海州ノ木材ニ、均衡ヲ得セシムル意味  
ニ於テ、修正致シタノデアルノデアリマス  
更ニ又人絹ノ關稅ノ引下ニ對シマシテ  
ハ、勿論各々其立場ニ依リマシテ、一利一  
害ハアリマセウ、併ナガラ我國ノ人絹ナル  
モノガ、近年著シク發展ラシタ、例ヘバ最  
近ニ於ケル所ノ生産高ヲ調ベテ見マシテ  
モ、昭和三年度ニ於キマシテハ一億六千五  
百万「ボンド」昭和四年ニ於テハ二億七千万  
「ボンド」昨年ニ於テハ三億六千六百万「ボ  
ンド」ニ増加シテ居ルヤウナ狀勢デアル、デ  
アリマスカラ、今日我國ノ輸出ナルモノガ、  
非常ナル勢ヲ示シテ居ルノデアリマス、輸  
入ハドウデアルカト申シマスレバ、何等増  
減ガナイ、此財界ノ不況ノ場合ニ於テ、經  
濟界ニ非常ナ衝動ヲ與フル所ノ、四割ヲ引  
下ゲルト云フコトハ意味ヲ爲サヌ、之ニ對  
シテ政府當局ニ向シテ色々ノ質問ヲ致シタ  
所ガ、要領ヲ得ナインデアリマスカラ、吾  
吾ハ現在ノ狀態ニ於キマシテハ、其儘ニシ  
テ置キマシテ、將來ノ趨勢ニ依テ相當ナ改  
正ヲ加フルコトガ相當デアラウト、斯ウ信  
ズルモノデアリマス





ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、本案ハ第二讀會ヲ開クコトニ決シマ

シタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ

開ガレシコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、第二讀會ヲ開キマス

労働者災害扶助法案

第二讀會

○議長(藤澤幾之輔君) 安藤正純君外六名

ヨリ本案ニ對スル修正案ガ提出サレマシ

タ、其趣旨辯明ヲ許シマス——高見之通君

安藤正純外六名提出

労働者災害扶助法案ニ對スル修正案

(安藤正純外六名提出)

労働者災害扶助法案中左ノ通修正ス

第一條第一項第二號(二)ノ次ニ左ノ一號

ヲ加ヘ(二)(二)ニ改ム

(ハ) 土木工事又ハ工作物ノ建設保存

修理變更若ハ破壊ノ事業ヲ營ミ當時

十人以上ノ労働者ヲ雇傭スルモノ

第三條第三項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ場合ニ於テハ各事業主ハ連帶シ

テ扶助ノ義務ヲ負擔スヘシ

希望條項

一政府ハ労働者災害扶助法第二條(三)(原

案(二))ノ勅令ニ依リ其ノ範圍ヲ定ムル

ニ當リ從來土木建築業者間ニ存スル淳

鳳良俗ヲ維持助長スルニ努ムヘシ

一労働者災害扶助責任保険法實施ノ結果

負擔ヲ労働者ニ轉嫁セシムルコトナキ

様政府ハ特ニ注意ヲ拂フヘシ

(高見之通君登壇)

○高見之通君 討論ハ他ノ同志ノ諸君ニ譲

リマシテ、修正案ニ關シマシテ、簡單ニ趣

旨ヲ説明致シテ置キマス

諸君、本案ノ中デ最モ大切ナルモノハ、普通ノ土木請負業者及ビ建築請負業者ガ、

祖先以來永ク其労働者ヲ養テ居ル、サウ云

フ年來ノ大キナ請負業者等ニ、此法律ガ寧

ロ適用サレナイツノ憾ミガアルノデアリ

マス、是等ノ者ヲ如何様ニ此法律ガ取扱フ

カト申シマスレバ、總テ勅令ニ之ヲ譲ル、

勅令ノ内容ハドウカト申シマスト、一万圓

以上ノ仕事、一千人以上ノ仕事ノモノニノ

ミ此法律ヲ適用スル、併ナガラ非常ニ大キ

ナ土木請負業者又ハ建築請負業等ノ一万圓

以下、若クハ延員子人以下ノ小サナ仕事

ニ依テ起ル災害ニ對シテハ、此法律ニ依テ

テ救濟サレル途ガナイト云フノデアル、是

ハ今日ノ現状ニ照シテハ洵ニ遺憾デアリマ

スソレデアリマスルカラ本條ニ一項目ヲ加

ヘテ、普通常備ノ十人以上ノ労働者ヲ備ウ

テ居ル者ニモ、此法律ヲ適用スルト云フノ

ガ、吾々ノ修正案ノ趣意デアリマス(拍手)

依リマスレバ、下請人ト元請人ノ責任ヲ定

メルノハ御自由デアルガ、一度災害ヲ被ク

ヤウニ、労働者ヲ保護シテヤル方ガ宜シイ

ト考ヘテ、其何レニモ請求出來ルト云フノ

ガ、吾々ノ修正案ノ趣意デアリマス(拍手)

求シテモ、ドチラデモ自由ニヤレルト云フ

ニソレカラ保険ニ關シマスルツノ希望條

項ハ、政府ヨリ色々ノ説明ガアリマシタガ、

ガ、吾々ノ修正案ノ趣意デアリマス(拍手)

ソレカラ保険ニ關シマスルツノ希望條

項ハ、政府ヨリ色々ノ説明ガアリマシタガ、

ガ、吾々ノ修正案ノ趣意デアリマス(拍手)

ノ趣意デアリマス

要スルニ皆様方ニ於カレマシテモ、憐ム

労働者ノ頭ニ無理ナ負擔ノ掛ラナイヤウニ

ヤテ貴ヒタイト云フノガ、吾々ノ希望條項

ルカト云フト、要スルニ労働者ノ頭ニ掛テ

來ル、故ニ此保険法案ヲ實施スルニ當テ、

テ助長シテ見タイ、斯ウ云フ關係ヲ此法律

ル所謂親方子分、請負ノ棟梁、若衆ト云フ、

モノ、一万圓以下若クハ千人以下ノ普通ノ

仕事ニハ、此法律ハ適用サレナ、隨テ餘

リニ物本位デアル、從來日本ノ土木ニ於ケ

ルモノ、一万圓以下若クハ千人以下ノ普通ノ

仕事ニハ、此法律ハ適用サレナ、隨テ餘

リニ物本位デアル、從來日本ノ土木ニ於ケ

ルモスレバ、此非常ニ善良ナ美風、吾々日本人ニ取テハ、寧ロ此親分子分ノ氣風ヲ、此機會ニ於テ助長シテ見タイ、斯ウ云フ關係ヲ此法律ガ寧ロ看透サレ云フコトハ遺憾デアルカラ、吾々ハ希望條件ヲ附シテ、此勅令ヲ制定スルニ當テハ、年來永ク養成サレテ來テ居ル所ノ、親分子分ノ寧ロ愛ラシイ關係ヲ

ル上ニ於テ、優レタルモノアリト考ヘマス

カラ、吾々ハ政友會ノ案ニ賛成スル者デア

リマス

併ナガラ私ガ一言此機會ニ申上ゲテ置キ

タイノハ、此希望條項ノ中ニ、從來土木事

業ノ間ニ行ハレテ居ル所ノ、所謂淳風良俗

ト云フコトヲ維持シタイト云フ希望條項其

モノニハ、吾々ハ直チニ反対スル者デアリ

マセヌ、併ナガラ淳風良俗

フ觀念ヲ悪用シテ、サウ云フモノニ隠レテ、

労働者ノ権利ヲ兎モスレバ、蹠躡スルト云フ

風潮モ亦アルノデアリマス、ソレ故ニ吾々

ハ委員會ニ於キマシテ、サウ云フ労働者ノ

権利ヲ兎モスレバ、蹠躡スルヤウナコトヲ阻

止スル爲メ、此法律ノ運用上ノ爲ニ、労働

者ノ利益ヲ代表シ得ル人ヲ加ヘタ所ノ、民

間ノ委員會ヲ組織スベシト云フ私ノ希望ニ

對シテ、政府委員ハソレヲ考慮シヨウト約

テシテ吳レタノデアリマス、更ニ又労働者

災害扶助責任保険法案ノ中ノ、責任保険審

査委員會ニ於キマシテハ、労働者側ノ利益

ヲ代表シ得ル者ヲ、其中ニ加盟サセルト云

フ政府ノ言明ガアリマシタノデアリマスカ

ラ、セメテハ吾々ハ此點ヲ信賴致シマシテ、

此修正案ニ贊成スル者デアリマス

テ、此修正案ト、此希望條件ニ御賛成アラ

ベキ労働者ノ境遇ヲ救フト云フ同情ノ涙

ガ、總テノ諸君ニオアリナサル以上ハ、滿場

一致此修正案ト、此希望條件ニ御賛成アラ

ンコトヲ御願シテ、辯明トスル次第デアリ

マス(拍手)

(西尾末廣君登壇)

○西尾末廣君 是ヨリ討論ニ入り

(贊成者 起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ討論ニ入り

(贊成者 起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 起立少數、修正案

ハ否決セラレマシタ、次ニ本案ノ委員長報告

告ニ付テ採決致シマス、本案ノ委員長報告

二、先づ修正案ニ付テ採決致シマス、安藤

君外六名提出ノ修正案ニ贊成ノ諸君ノ起立

ヲ求メマス

(贊成者 起立)

○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマ

ス、本案ハ委員長報告ノ通り可決致シマシ

タ(拍手)是ニテ本案ノ第二讀會ハ終了致シ

マシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ

開カレンコトヲ望ミマス  
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ  
マス、直チニ第三讀會ヲ開キマス

勞動者災害扶助法案  
第二讀會

○議長（藤澤幾之輔君）別ニ御發議ガアリマセヌカラ、本案ハ第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ、次ニ勞勵者災害扶助費

任保險法案外一件ノ審議ニ入りマス、兩案

ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤總之輔君） 御異議ナシト認メ  
マス、兩案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○作田高太郎君 直チニ兩案ノ第一讀會ヲ

開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ道可矣。

通り叶済セテレン三日未望ミマス

○議長（藤澤幾之輔君）　御異議ナシト認メ

マス、直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開キマス

勞動者災害扶助責任保險法案

勞使司總會指此責作作附註

# 勞動者災害扶助責任保險特別會計法案

第二讀會（確定議）

○議長（藤澤幾之輔君）別二御發議ガアリ

マセ又ガテ兩案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ、是ニテ三案トモ議了致

シマシタ、暫時休憩致シマス

午前十一時四十二分休憩

平後一詩三十四分開義

○議表(蘇羅幾之輔君)休憩前二引續半會

議ヲ開キマス

○作田高太郎君　日程變更ノ動議ヲ提出致

シマス、即チ此際日程ノ順序ヲ變更シ、先

ゾ日程第十一、決議案ノ審議ヲ爲シ、次元  
改訂提出之年法案ノ審議ニ入ラノコトヲ

政府提出小作法案（審議二カ月後）に付  
望ミマス

官報號外 昭和六年三月二十一日 衆議院

○議長 穂澤幾之輔君 作田君より動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシラ聲起ル〕  
○議長 (穂澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ  
マス、政府ハ此日程變更ニ同意セラレマシタ、仍テ日程ハ變更シラレマシタ  
日程第十二、決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、提出者床次  
竹二郎君(拍手)  
第十二 決議案(内閣不信任ノ件)大養  
毅君提出  
右決議ス  
衆議院ハ現内閣ヲ信任セス  
〔床次竹二郎君登壇〕  
○議長 (床次竹二郎君登壇)  
右決議ス  
決議案  
現内閣成立以來、吾々ハ努メテ所謂政争  
ヲ避ケテ、政策ヲ以テ國民ニ懇フルノ態度  
致シマシテ、政府不信任決議案提出ノ理由  
ヲ説明致シマス  
現内閣成立以來、吾々ハ努メテ所謂政争  
ヲ避ケテ、政策ヲ以テ國民ニ懇フルノ態度  
致シマシテ、政府不信任決議案提出ノ理由  
ヲ説明致シマス  
セラレマシタル以上ハ、假令反對黨ノ内閣  
ヲ執リマシタコトハ、天下公知ノ事實デア  
リマス(拍手)苟モ内閣ガ大命ヲ拜シテ組織  
ムルノ雅量ト好意トヲ持ツベキハ當然デア  
リマス(拍手)故ニ現内閣方其政策ニ於テ、  
吾々ト所見ヲ異ニスルモノ多キニ拘ラズ、  
倒閣運動ヲ避ケ、政府ヲシテ安ンジテ國政  
ニ當ラシメタイト云フコトニ、努メタ積リ  
デアル(拍手)然ルニ今ヤ現内閣在職一年十  
箇月、其間ノ治績ヲ通觀致シマスルニ、施政  
全ク其途ヲ誤リ(拍手)政策殆ド失敗ニ歸シ  
(ヒヤ／＼)拍手)國政ノ前途眞ニ寒心ニ堪  
ヘザル(ヒヤ／＼)拍手)モノアルヲ認メマ  
スルガ故ニ、茲ニ不信任決議案ヲ提出シテ、  
其處決ヲ促ス次第アリマス(拍手)  
今日ノ財界深刻ナル不景氣、是レ必ズシ  
モ總テ政府ノ責任ニ歸スペキモノデナイコ

トハ勿論デアリマス、將來ノ形勢ニ付テ、觀測ハ各々區々ニ岐レマスルコトモ、是亦認メナケレバナリマセヌ、併ナガラ其間ニ於テ、天下萬人悉ク承認シナケレバナラヌ、動カズベカラザル事實ガ存在致スノデアリマス、現在ノ財界ニ現ハレタル事實、即チ農商工各方面ニ瓦ル深刻ナル打撃、國民購買力ノ大減少、破壊ノ續出、不拂ノ激增、貿易ノ極度ナル萎縮減退、農村ノ疲弊困憊、多數地方銀行ノ破綻、恐ルベキ失業者ノ簇出、及ビ之ニ伴フ中央地方財政ノ窮乏、國民ノ不安、人心ノ沈滯、惡化、是等各種ノ危險惡ナル事態ハ、悉ク政府ノ豫想以上ニ出デタモノニアリマスルコトハ、疑フ容レナイコト、思ヒマス（拍手）

政府ハ金輸出解禁ノ準備竝ニ對策ニ付テ深ク考慮スル所ナク、主トシテ財政ノ整理緊縮ド、消費節約ノ宣傳ニノミ信賴致シタノデアリマス、吾々カラスレバ、是ガ抑政切ツテ、今日ノ如キ非常重大ナル事態ヲ招來シテ、爲ニ全國民ノ多數ハ悲慘ナル境遇ニ至、沈淪シ、此恐ルベキ惡政ヲ咀呑スルニ至、タ次第ト考ヘマス（拍手）

抑、國運ノ盛衰ハ、實ニ國民元氣ノ消長ニ因ルコトハ、歴史ニ照シテ明カナコトデ、申上グルマデモアリマセヌ、隨テ政治ノ要道ハ、維新皇謨ニアルガ如ク、經綸ヲ盛ニシテ、人心ヲシテ倦マザラシムルニアルト存ジマス（拍手）我國方維新以來幾多ノ國難ヲ透過シテ、能ク今日ノ國運ヲ招來致シマシタノハ、一ニ國民元氣ノ作興ト其奮起トニ依ルモノト思フノデアリマス（拍手）然ルニ今日ノ難局ニ處シテ、政府ガ徒ニソレガ打開ノ途ヲニ消費節約ニ求メタノハ、大ナル誤リデアルト思フノデアリマス（拍手）

吾々ノ人生觀ヲ以テスレバ、人生ハ向上發展デアル、向上發展ナキ人生ハ人生ニアラスト言、テ可ナリト思フノデアル（拍手）

政府ハ今日ノ不景氣ヲ以テ、一ニ世界的不景氣ニ歸シテ、何等策ノ出ツル所ヲ知ラレマスノハ、洵ニ賴リナキ話ト思ハレルノデアル、(拍手)何故ニ先ヅ第一ニ國民ノ傳統的精神ニ懇ヘテ、其發奮興起ヲ促サナカタノデアルカト思フノデアル(拍手)少ナク使ヘ、而シテ待テト言フヨリハ、ヨリ多ク勵ケ、而シテ多ク使ヘ、斯ウ激勵シテ貰ヒタカタノデアリマス(拍手)政府ノ今日マデ執ニテ居ル政策ハ、國民ヲ貧乏ニシ、其意氣ヲ銷沈セシメ、國民ヲシテ小國民タラシムルモノデアルト私ハ思フ(拍手)此政策ノ續々限リ、景氣ノ好クナル筈ハナイノデアリマス、ソレ故ニ時局匡救ノ途ハ、何ヨリモ先づ人心ノ轉換ヲ圖ル外ニナイト思フノデアリマス(拍手)

八四

(ニ深甚ナル注意ヲ要スル問題デアリマス  
〔拍手〕政府ガ斯ノ如キ重大ナル事態ニ對シ  
テ、従ニ樂觀説ヲ流布シテ何等ノ成案ヲ有  
セズ、彌縫ヲ事トシテ居ラレルコトドハ、海  
ニ痛嘆ニ堪ヘナイ所デアリマス(拍手)  
政府ハ金解禁ニ依テ、國際的ニ我が經濟  
關係ガ常道ニ復シテ、貿易ハ自ラ順調ニナ  
リ、國際貸借ハ自然ニ好轉スルト考ヘタモ  
ノト思ハレルノデアリマス、併ナガラ私ハ  
此觀測ニ對シテ大ナル疑問ヲ有ゼザルヲ得  
ナイノデアリマス、最近世界ノ經濟界ニ於  
テハ、關稅戰爭ガ列國間ニ不遠慮ニ開始セ  
テ、レテ居ル、金貨爭奪戰ハ激烈ニ演出セラ  
レテ脣ルノデアリマス、斯ノ如キ世界經濟  
戰爭ノ渦中ニ在リマシテハ、我國ノミガ單  
リ自由放任ノ考ヲ持ツテ、何等施設スル所ナ  
クシテ、徒手空拳デ世界經濟戰場裡ニ突  
進センドスルコトハ、危險千萬ナ話ト思フ  
ノデアル(拍手)而モ其影響ノ意外ナルニ驚  
イテ、周章狼狽シテ、事後ノ處置ヲ誤ルコ  
ト甚シイモノガアルノデアリマス(拍手)產  
業ノ合理化ト云ヒ、國產獎勵ト云ヒ、空ナ  
ル宣傳ニ過ギナイ、蠶絲救濟、米價調節ノ  
失敗ハ、明カニ國民環視ノ前ニ暴露サレテ  
居ルノデアル(拍手)世界經濟戰ニ對スル用  
意ト覺悟トガナケレバ、我國ノ對外的經濟  
關係ハ決シテ安定スルモノデアリマセヌ、  
現内閣ノ成立以來、國際貸借ハ如何ニ改善  
セラレタノデアリマスカ、成程輸入超過ハ  
多少減少致シマンシダラウ、サリナガラ貿易  
ハ非常ナル萎縮ヲ來シテ居ルデハアリマセ  
ヌカ(拍手)產業ハ萎靡不振ニ陥テ居ルデ  
ハナイカ、然ルニ政府ハ彌縫糊塗ヲ事トシ  
テ、何等爲ス所ハナイデハアリマセヌカ、  
我國ノ一部ニハ、自由主義ガ經濟上動力ス  
ベカラザル眞理ノ如ク論ゼラル、向モアリ  
マスガ、私ハ此思想ハ、現在ノ世界ニ其儘  
義ニ依ルノハ、一ツノ理想デハアリマセウ、

サリナガラ事實ハ必ずシモ理想ト一致スルモノデヘアリマセヌ、世界ノ現状ヲ忘レテ、空室ナル自由主義ノ思想ニ支配セラレ、未曾業政策ノ大方針ヲ定メ、朝野力ヲ「ニシテ、未曾積極ニ其遂行ニ努力セナケレバナラ又（拍手）此點ニ於テ吾々ハ現内閣ト政策ノ根柢ヲ異ニ致シテ居ル、隨テ諸般ノ經營施設ニ對スル意見モ異ニズルノハ、致シ方ノナイコトデアリマス

財政整理ハ現内閣ノ重要政策デアリマス、併ナガラ財政整理ノ根本ハ、經濟ノ整理ニアルコトハ申スマデモアリマセヌ、今日ノ如キ悲慘ナル經濟狀態ヲ基礎トシテ、財政ノ安固ヲ望ムト云フコトハ、恰モ砂上ニ樓閣ヲ築クガ如キモノデアル（拍手）政府ノ今日ノ如キ經濟政策ヲ以テ致シマシテハ、民力ハ涸渴滅退シテ、歲入ノ激減ヲ來シ、隨テ財政ノ窮迫ヲ來スノハ當然デアリマス（拍手）現内閣成立以來、歲入ノ激減ハ年々甚シキニ至リマシタコトハ、議會開設以來其例ヲ見ザル未曾有ノ現象デアリマス、明年度豫算モ恐ラク又同様ノ結果ニ陥ルベキハ、豫想ニ難クナシ所デアル、是レ即チ政府ノ政策失敗ヲ如實ニ證明スルモノノデアリマステ、其責任ハ極メ大ナリト申サナケレバナリマセヌ（拍手）國家ノ財政ハ個人ノ經濟トシテ、必要ナル經費ニ對シ、歲入ヲ調理スルノガ財政上ノ任務デアル、歲入ノ減少ニ餘儀ナクセラレ、漫然歲出ヲ減額スルノハ、何人ニデモ出來ル所デアリマス（拍手）トシテ、申スマデモナク異ニテ居ル、入ルヲ計上出ヅルヲ制スベキモノノデハナインデアル、宜シク國民ノ利福、國運ノ進展ヲ本位トシテ、必要ナル經費ニ對シ、歲入ヲ調理スルノガ財政上ノ任務デアル、歲入ノ減少ニ餘儀ナクセラレ、漫然歲出ヲ減額スルノ財政ノ整理緊縮ト稱シテ居ラレマスガ、其間何等財政家若タハ政治家ノ經綸手腕ヲ實一定ノ方針ニ基ク緊縮デハナイト吾々ハ申シダイノデアリマス、歲入激減ノ結果、已

ムヲ得ズシテ切詰メタル窮策ニ過ギナイト  
シカ思ハレヌノデアル(拍手)而モ歳出ノ減  
額モ其大部分ヲ繕費ノ繩延ニ求メタル結果  
ハ、將來ニ禍根ヲ貽シ、財政紊亂ノ端ヲ  
啓クニ至タモノデアリマス  
彼ノ預金部資金ノ運用ニ至リマシテハ、  
現内閣ノ手ニ依テ極度ニ攬亂ヲセラレタ  
モノト言ハナケレバナラヌ(拍手)政府ハ非  
募債主義ヲ標榜シナガラ、既ニ募債ノ必要  
ニ迫ラレ、政策ノ破綻ヲ餘儀ナクセラレテ  
居ルデハアリマセヌカ、一方ニ非募債ト稱  
シ事業ヲ縮小シ、失業者ヲ簇出シナガラ、  
他方ニハ失業救濟事業公債ヲ發行スルト云  
ニ、矛盾撞著ノ處置デアリマス、現内  
閣ハ減税ニ最モ力ヲ注イデ居フレル、至極  
結構ナコトデアリマス、國民經濟力ハ極度  
ニ減退ヲ致シ、今ヤ國民ハ負擔過重ニ苦シ  
モノハ、苛歛誅求ヲ懇ヘルノ聲ハ、全國ニ  
満ツルニ至テ居リマス、租稅ノ滯納ナリ、  
不納ノ増加ナリ、全ク是ハ失政當然ノ結果  
デアルト申サナケレバナラヌ(拍手)國民ノ  
要求スルノハ唯空ナル減税デハアリマセ  
ヌ、經濟的ノ活動デアリマス、彈力ノ増加  
デアリマス、而シテ眞ニ熱望シテ止マザル  
ノハ生活ノ安定デアリマス、地方財政ノ窮  
迫ハ近來益甚シクナッテ、地方自治體ニシ  
テ支拂不能ノ状態ニ陥タルモノガ少ナク  
ナイノデアリマス、是ハ實ニ容易ナラザル  
事態デハアリマセヌカ、地方自治ノ破壊ハ  
實ニ國本ヲ危ウカラシメル不祥ノ事柄デア  
リマス、斯ク申述べマシタル財政經濟ノ失  
敗ハ、各方面ニ亘ツテ重大ナル形勢ヲ醸シ、  
其禍害ハ圖ルベカラザルモノガアルト思ハ  
レルノデアリマス、之ヲ救フノ途ハ、唯内  
閣ノ更迭ニ依テ政策轉換ノ途ヲ圖ルヨリ  
外ハナイト言ハザルヲ得ナイノデアル(拍  
手)

(拍手) 又他ノ方面カラ之ヲ見レバ、國際協調モ若シソレガ眞ノ國際協調デアルナラバ、固ヨリ吾々モ贊成デアリマスルガ、現内閣ノ爲ス所ヲ見ルニ、唯從ニ國際協調ト云フ名ニ捉ハレテ、國家ノ存立ニ立脚出發スル自立外交ナシト申サネバナリマセヌ(拍手) 如何ニモ目前ハ、或ハ表面ハ、平和的無難ナル外交デアリマスルガ、實際ニ於テハ國威ヲ失墜シ、國交ノ不安ヲ駆除スルノ因ヲ作リツ、アルノデアリマス(ノウノウ(拍手)) 我國ハ革命後ノ中華民國及ビ露西亞兩國ニ隣接致シマスルガ故ニ、所謂革命外交トデモ申シマセウモノニ、直面シテ居ル所ノ立場ニ在ルノデアル、兩國ノ外交ガ其特殊ノ國情ヨリシテ、或ハ積極的デアリ、徹底的デアリ、或ル場合ニハ大膽露骨デアルノハ免レザル所デアリマス、之ニ對スル帝國ノ外交ハ、我が國策ニ基ク大方針ヲ定メテ、正々堂々タル態度ニ出ヅルノ外ハ策略ニ於テ現内閣ノ外交ハ、根柢ヨリ誤ダテ居ルト私ハ申シタインデアル、遺憾ナガラ現内閣ノ外交ナルモノハ、東洋ニ於ケル我國ノ立場ヲ辨ゼズ、露支兩國ノ目的方針ヲ知ラザルモノデナイカト思ハレルノデアリマス、吾々ノ所見デハ、東洋ノ和平ヲ保チ、文化ヲ進メ、由ツテ以テ世界ノ文運ニ貢獻スル、是ガ我國ノ使命デアルト思フ、而シテ帝國ノ軍備モ、外交モ、茲ニ其基調ヲ持ツベキモノデアルト思フノデアリマス(拍手) ソレ故帝國ノ執ルベキ外交方針ハ、極メテ明白デアルト存ジマス、即チ支那ニ對シテハ善隣ノ誼ヲ結ビ、密接ナル經濟關係ヲ維持シ、同時ニ満蒙ニ於ケル我國ノ地位ヲ確保シ、經濟的發展ヲ圖リ、露國ニ對シテハ既得ノ權益ヲ擴充シ、圓滿ナル通商關係ヲ實現スル、此以上ノ關係ヲ基礎トシテ永ク東亞ノ平和ヲ維持スル、是ガ帝國外交ノ神髓デアルト私ハ信スルノデアリマス(拍手) サウシテ此見地ニ基イテ最近ノ情勢ヲ見マ

スルニ、遺憾ニ感ズル點ガ甚ダ多イノデア  
リマス(拍手)  
日華兩國ノ關係ニ於テモ、兩國ノ意思疏  
通ヲ缺クコト尠クナインデアリマシテ、答  
種懸案ノ解決困難ヲ告ゲテ居ル、對露關係  
ニ於テ通商取引上ノ障碍ガ頻出シテ居ル、  
特ニ北洋漁業ノ問題ハ絶エズ紛糾ヲ極メテ  
居ルノデアリマス、政府ノ爲ス所ヲ見マス  
ルニ、進ンデ我ガ政策ノ徹底ニ努ムルト云  
フノデハナクシテ、事起ツタ後、事務的ニ當面  
ヲ糊塗スルニ、維レ日モ足ラザルノ觀ガア  
ルノデアリマス(拍手)結果ハ却テ大局ヲ誤  
リツ、アリト認メザルヲ得ナイノデアル  
(拍手)

又餘リニ名ノミノ國際協調ニ過ギタモノデ  
アルト云フコトヲ、甚ダ遺憾トスル者デア  
リマス（拍手）吾國ノ當初ノ主張ハ、東亞ノ  
平和ヲ保障スルガ爲メニ、絶對必要ナル最小微  
限度ノモノデアッタ信ズルノデアリマス、  
其當然ナル主張ヲ曲ゲルニ至リマシタコト  
ハ、我ガ國策ニ對スル信念ヲ缺ク結果デア  
リマス（拍手）而シテ其結果國防ニ關スル疑  
惑ヲ生ジ、軍部内ニ甚シキ動搖ヲ惹起致シ  
マシタルコトハ、政府ノ一大失態ト申サナ  
ケレバナリマセヌ（拍手）

今回政府ガ提案致シタル補充計畫ハ、果  
シテ我國國防ノ安國ヲ期スル上ニ於テ、遺  
憾ナキモノナリトノ確信ニ基イテ居ルノデ  
アリマスカ否ヤ（拍手）政府ノ説明ヲ綜合シ  
テ見レバ、將來第二ノ補充計畫ヲ追加スル  
ノ必要ヲ否認スルコトガ出來ナイヤウニ考  
ヘラレマスガ如何デス（拍手）國防ノ安全ヲ  
圖ラントスレバ、減稅ノ財源ハナクナル、  
減稅ノ目的ヲ全ウセントスレバ、追加計畫  
ノ財源ハナクナルコトハ、必然デアリマス  
（拍手）故ニ政府ノ計畫ハ全ク一時ヲ糊塗ス  
ルモノニアッテ、財政上ヨリ見テモ、國防上  
ヨリ見テモ、將來ニ重大ナル禍根ヲ貽スモ  
ノト申サナケレバナリマセヌ（拍手）斯ノ如  
ク其根柢ニ於テ信念ヲ缺ク政府ノ態度ハ、  
直チニ我國四圍ノ形勢ニ反映ヲ致シテ、對  
外的威信ニ影響スル所歎カラザルハ、甚ダ  
遺憾ニ存ズルノデアリマス（拍手）

之ヲ要スルニ現在各方面ニ現レテ居リマ  
スル外交ノ難局ハ、國策ヲ顧ミザル現内閣  
ノ事務的努力ヲ以テ致シマシテハ、之ヲ處  
理シ得ル見込ハ到底アルマイト思フノデア  
リマス（拍手）現内閣ノ如ク我國ノ自主的立  
場ヲ忘レテ、對手國ノ感度意向ノミニ迎合  
セントスル、協調本位ノ外交ヲ以テ致シマ  
シテハ、知ラズ識ラズノ間ニ形勢ハ益々不  
利ニ陥ル外ハアリマスマイト思ヒマス（拍  
手）當面ハ無事ナルガ如クデアルケレドモ、  
其間國威ハ甚シク失墜ヲ致シテ、四圍ノ情

勢漸々凶險惡ヲ加ヘ、實ハ眞ノ國際協調ヲモ危タセントシテ居ルコトハ、現内閣外交失敗ノ結果ナリト斷定セザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）

以上既往ニ於ケル政府ノ失政ノ大要ニ付テ申述べタ積リデアリマス、政府ハ之ニ對シテ當然其責任ヲ負ハレナケレバナラヌ、同時ニ失政ニ對シ、其跡始末ノ責任モ亦、現内閣ノ諸公之ヲ負ハナケレバナラヌノデアリマス（拍手）サリナガラ此點ニ付テハ吾々ハ遺憾ナガラ、現内閣ノ手腕技倆ニ對シテ、全ク絶望セザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）現内閣ハ成立ノ初メニ當テ意氣頗ル旺盛ナルモノガアッタ、其組閣ノ手際ト云ヒ、十大政綱ノ發表ト云ヒ、私ハ確ニ立憲的デアッタ（讀解ヲ呈スルコトニ寄カデアリマセヌ、然ルニドウデスカ、其後ノ經過ヲ見ルニ、絶望セザルヲ得ナイノデアル、彼ノ官吏減俸案ヲ中止シテカラ以來、政府ハ常ニ左顧右盼シテ、政策ニ對スル所信ト勇氣トヲ失<sup>タ</sup>ト認スルノデアリマス（拍手）十大政綱ノ多クハ捨テ、顧ミズ、重要政策モ亦之ヲ遂行スルノ熱誠ハナイ（拍手）サリトテ又反對ニ之ヲ改變スルノ勇氣モナイノデアル、唯其日暮シニ没頭スルノ觀ガアルト申シテ差支ナインオデアル（拍手）斯ク見レバ政治的ニ内閣ノ命脈ハ既ニ盡キテ居ルノデアリマス（拍手）然ルニ之ヲ思ハズ、只管政權ニ戀々タルノ餘リ（拍手）憲政ノ本義ヲ素リ……

キモノデアル（拍手）最旱國家棟梁ノ材タルコトヲ得ザルモノト斷言セザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）

今ヤ天下ノ人心全ク現内閣ヲ去テ、内閣彈劾ノ聲ハ野ニ満チテ居ルデハナイカ、閣員諸君内ニ省ミ、深ク悟ラレル所ガアツテ然ルベキデアル、政黨ノ立場カラ申スナラバ、將ニ捲土重來ノ時ニアリマセウ、民政黨ノ中デモ純理ノ分カル諸君ハ、其通り考ヘテ居ル、情實ニ拘泥シ、時代ヲ達觀スルノ明ナキ長老諸君ガ意見ガ違フノデアル、國政ノ上カラ申セバ、速ニ進退ヲ明カニシテ、天下人心ノ一新ヲ圖ルベキ時デアルト信ズルノデアリマス（拍手）

○作田高太郎君 本案ハ質疑ヲ爲サズ、直チニ討論ニ入ラレントコトヲ望ミマス  
〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メマス、仍テ質疑ヲ爲サズ、直チニ討論ニ入リマス 富田幸次郎君  
〔富田幸次郎君登壇〕

○富田幸次郎君 犬養君外政友會諸君一同ヨリ御提出ニナリマシタ内閣不信任案ノ御説明ハ、只今床次サンヨリ拜聴致シマシタ、併ナガラ甚ダ遺憾デハアリマスケレドモ、其理由ノ薄弱ナルコトニ驚カザルヲ得ヌノデアリマス（拍手）床次サンハ人心ノ一新ヲ說カレタ、而シテ其人心ノ一新ハ、今日ノ場合上下協力シテ爲スコトデアルト高調サレタノデアリマス、其點ハ如何ニモ同感デアリマス

次ニハ自由主義政策バカリニ依頼スベキモノデハナイト云フコトヲ御説キニナラレテ居リマスガ、此點モ私共ハ大シテ異論ガ無ニノデアリマス、單ニ自由主義政策、保護政策、斯ウ云フヤウナモノニ偏屈スベキ時代デハアリマセヌ、故ニ吾々ハ民政黨創

立ノ當時ニ於テ、床次君ナドト共ニ所謂國家成長主義ヲ唱ヘタノデアリマス。次ニハ歳入ノ減少ニ付キマシテ御述ベニナリマシタガ、如何ニモ歳入ハ減少ヲシツツアリマス、又減少シテ居ルノデアリマス、併ナガラ床次君ノ見ル所ト吾々ノ見ル所トハ意見ヲ異ニスルノデアリマス。次ニ又財政ノ整理緊縮ニ付テ御非難ガアタノデアリマスケレドモ、所謂伸ビント欲スレバ、先づ縮マケレバナラナイ(拍手)建築ヲ爲サント欲スレバ、先づ基礎工事ニ力ヲ入レナケレバナラナイ、即チ其基礎工事ニ重キヲ置イテ建築ヲ爲スカ、其基礎工事ハ好イ加減ナコトニシテ置イテ仕事ヲスルカト云フ、意見ノ相違デアリマス。次ニハ公債政策ノ破綻ニ付テ御述ベニナラレタノデアリマスガ、公債政策ニ付キマシテモ、是ハ私ト見ル所ヲ異ニシテ居ルノデアリマスカラ、次ニ述ブル積リデアリマス。

或ハ減税問題ニ於テ、説カレタケレドモガ、其減税ガ非ナリトハ論ゼラレズシテ、減税ノミデハ今日ノ民力ノ休養ハ出來ヌ、斯ウ説カレタノデアッテ、其意見ノ相違ト云フコトハ、唯僅カノヤウニ考ヘラレタノデアリマス。次ニ外交問題ニ付テ説タレズシテ、レタノデアリマスガ、外交ノ大本、大綱ニ至テハ、床次氏ト大體意見ヲ同ジタルモノデアリマス。併ナガラ倫敦會議ノ結果云云、サウシテ海軍補充計畫ノ問題等ニ至リマシテハ、私ハ床次君ト意見ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、是ヨリ私ノ見ル所ニ付テ申述べテ見タイト思フノデアリマス。元來政權ノ移動ハ、政治的價値ニ依テ決セラレナケレバナラヌ、政治的價値トハ何ゾヤト言ヘバ、有效適切ナル政策其モノデアル、即チ政黨相互ノ政策ガ、國民ノ批判ニ於テ其多數ノ支持ヲ受ケテ居ルモノガ政權ヲ執ルト云フコトハ、即チ立憲政治ノ理

想境デアッテ、何人モ異議ノナイ所デアル、アタノデアリマスケレドモ、所謂伸ビント欲スレバ、先づ縮マケレバナラナイ(拍手)建築ヲ爲サント欲スレバ、先づ基礎工事ニ力ヲ入レナケレバナラナイ、即チ其基礎工事ニ重キヲ置イテ建築ヲ爲スカ、其基礎工事ハ好イ加減ナコトニシテ置イテ仕事ヲスルカト云フ、意見ノ相違デアリマス。次ニハ公債政策ノ破綻ニ付テ御述ベニナラレタノデアリマスガ、公債政策ニ付キマシテモ、是ハ私ト見ル所ヲ異ニシテ居ルノデアリマスカラ、次ニ述ブル積リデアリマス。或ハ減税問題ニ於テ、説カレタケレドモガ、其減税ガ非ナリトハ論ゼラレズシテ、減税ノミデハ今日ノ民力ノ休養ハ出來ヌ、斯ウ説カレタノデアッテ、其意見ノ相違ト云フコトハ、唯僅カノヤウニ考ヘラレタノデアリマス。次ニ外交問題ニ付テ説タレズシテ、レタノデアリマスガ、外交ノ大本、大綱ニ至テハ、床次氏ト大體意見ヲ同ジタルモノデアリマス。併ナガラ倫敦會議ノ結果云云、サウシテ海軍補充計畫ノ問題等ニ至リマシテハ、私ハ床次君ト意見ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、是ヨリ私ノ見ル所ニ付テ申述べテ見タイト思フノデアリマス。元來政權ノ移動ハ、政治的價値ニ依テ決セラレナケレバナラヌ、政治的價値トハ何ゾヤト言ヘバ、有效適切ナル政策其モノデアル、即チ政黨相互ノ政策ガ、國民ノ批判ニ於テ其多數ノ支持ヲ受ケテ居ルモノガ政權ヲ執ルト云フコトハ、即チ立憲政治ノ理

ト共ニ、昭和四年度ノ豫算ヲ、其實行ノ途是ガ所謂政黨内閣ノ政黨内閣タル所以ノ常道デアリマス、政友會ハ今茲ニ不信任案ヲ提出シテ、濱口内閣ノ辭職ヲ要求シテ居ル、然ラバ濱口内閣ガ辭職シテ迭ルベキモノハ何人デアルカ、申スマデモナク近來ノ習慣カラ申セバ、政友會デナケレバナラヌ、是ニハ異議ハナイ、吾々モ斯ク信ズル、然ルニ國民ノ批判ト支持トハ何レニアルカト言ヘバ、既ニ昨年ノ選舉ニ於テ明カリニ決定セラレテ居ルデハナイカ、即チ現内閣ハ其選舉ニ於テ、所謂多數ノ支持ヲ得テ、決定ナレテ居ル所ノ政策ノ遂行ノ途中ニアルノデアリマス、選舉ガ濟シテマダ一年ト經タスノニ、早クモ政權ノ引渡ヲ要求スルガ如キハ、餘リニ早急、餘リニ傑越ノ行爲デハナカラウカト思フノデアリマス、私ハ第一此意味ニ於テ、此不信任案ヲ排斥シナケレバナラヌノデアリマス、是ニ於テ床次サンニ申シタノハ、急ガバ廻レト云フコトデアル、床次サンハ性急ニ事ヲサレテ、而モ失敗サレタ御體験ヲ有セラレル方デアルカラ、今少シク御自重アランコトヲ希望シタイト思フノデアリマス、然ラバ現内閣ノ中心政策ハ何デアルカト云ヘバ、所謂財界ノ建直シニアルノデアリマス、世界戰爭以來積極放漫ニ流レテ、行詰リノ狀態ニアッタ所ノ、我ガ財界ノ建直ヲ行ヒ、國民經濟ノ優越ノ地位ヲ占メルト云フコトハ、我黨ノレタノデアリマスガ、外交ノ大本、大綱ニ至テハ、床次氏ト大體意見ヲ同ジタルモノデアリマス。併ナガラ倫敦會議ノ結果云云、サウシテ海軍補充計畫ノ問題等ニ至リマシテハ、私ハ床次君ト意見ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、是ヨリ私ノ見ル所ニ付テ申述べテ見タイト思フノデアリマス。元來政權ノ移動ハ、政治的價値ニ依テ決セラレナケレバナラヌ、政治的價値トハ何ゾヤト言ヘバ、有效適切ナル政策其モノデアル、即チ政黨相互ノ政策ガ、國民ノ批判ニ於テ其多數ノ支持ヲ受ケテ居ルモノガ政權ヲ執ルト云フコトハ、即チ立憲政治ノ理

ト共ニ、昭和四年度ノ豫算ヲ、其實行ノ途中ニアッタニ拘ラズ、思切テ財政整理ノ緊縮ヲ行ウタノデアリマス、又昭和五年度ニ道デアリマス、政友會ハ今茲ニ不信任案ヲ提出シテ、濱口内閣ノ辭職ヲ要求シテ居ル、然ラバ濱口内閣ガ辭職シテ迭ルベキモノハ何人デアルカ、申スマデモナク近來ノ習慣カラ申セバ、政友會デナケレバナラヌ、是ニハ異議ハナイ、吾々モ斯ク信ズル、然ルニ國民ノ批判ト支持トハ何レニアルカト言ヘバ、既ニ昨年ノ選舉ニ於テ明カリニ決定セラレテ居ルデハナイカ、即チ現内閣ハ其選舉ニ於テ、所謂多數ノ支持ヲ得テ、決定ナレテ居ル所ノ政策ノ遂行ノ途中ニアルノデアリマス、選舉ガ濟シテマダ一年ト經タスノニ、早クモ政權ノ引渡ヲ要求スルガ如キハ、餘リニ早急、餘リニ傑越ノ行爲デハナカラウカト思フノデアリマス、私ハ第一此意味ニ於テ、此不信任案ヲ排斥シナケレバナラヌノデアリマス、是ニ於テ床次サンニ申シタノハ、急ガバ廻レト云フコトデアル、床次サンハ性急ニ事ヲサレテ、而モ失敗サレタ御體験ヲ有セラレル方デアルカラ、今少シク御自重アランコトヲ希望シタイト思フノデアリマス、然ラバ現内閣ノ中心政策ハ何デアルカト云ヘバ、所謂財界ノ建直シニアルノデアリマス、世界戰爭以來積極放漫ニ流レテ、行詰リノ狀態ニアッタ所ノ、我ガ財界ノ建直ヲ行ヒ、國民經濟ノ優越ノ地位ヲ占メルト云フコトハ、我黨ノレタノデアリマスガ、外交ノ大本、大綱ニ至テハ、床次氏ト大體意見ヲ同ジタルモノデアリマス。併ナガラ倫敦會議ノ結果云云、サウシテ海軍補充計畫ノ問題等ニ至リマシテハ、私ハ床次君ト意見ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、是ヨリ私ノ見ル所ニ付テ申述べテ見タイト思フノデアリマス。元來政權ノ移動ハ、政治的價値ニ依テ決セラレナケレバナラヌ、政治的價値トハ何ゾヤト言ヘバ、有效適切ナル政策其モノデアル、即チ政黨相互ノ政策ガ、國民ノ批判ニ於テ其多數ノ支持ヲ受ケテ居ルモノガ政權ヲ執ルト云フコトハ、即チ立憲政治ノ理

ト共ニ、昭和四年度ノ豫算ヲ、其實行ノ途中ニアッタニ拘ラズ、思切テ財政整理ノ緊縮ヲ行ウタノデアリマス、又昭和五年度ニ道デアリマス、政友會ハ今茲ニ不信任案ヲ提出シテ、濱口内閣ノ辭職ヲ要求シテ居ル、然ラバ濱口内閣ガ辭職シテ迭ルベキモノハ何人デアルカ、申スマデモナク近來ノ習慣カラ申セバ、政友會デナケレバナラヌ、是ニハ異議ハナイ、吾々モ斯ク信ズル、然ルニ國民ノ批判ト支持トハ何レニアルカト言ヘバ、既ニ昨年ノ選舉ニ於テ明カリニ決定セラレテ居ルデハナイカ、即チ現内閣ハ其選舉ニ於テ、所謂多數ノ支持ヲ得テ、決定ナレテ居ル所ノ政策ノ遂行ノ途中ニアルノデアリマス、選舉ガ濟シテマダ一年ト經タスノニ、早クモ政權ノ引渡ヲ要求スルガ如キハ、餘リニ早急、餘リニ傑越ノ行爲デハナカラウカト思フノデアリマス、私ハ第一此意味ニ於テ、此不信任案ヲ排斥シナケレバナラヌノデアリマス、是ニ於テ床次サンニ申シタノハ、急ガバ廻レト云フコトデアル、床次サンハ性急ニ事ヲサレテ、而モ失敗サレタ御體験ヲ有セラレル方デアルカラ、今少シク御自重アランコトヲ希望シタイト思フノデアリマス、然ラバ現内閣ノ中心政策ハ何デアルカト云ヘバ、所謂財界ノ建直シニアルノデアリマス、世界戰爭以來積極放漫ニ流レテ、行詰リノ狀態ニアッタ所ノ、我ガ財界ノ建直ヲ行ヒ、國民經濟ノ優越ノ地位ヲ占メルト云フコトハ、我黨ノレタノデアリマスガ、外交ノ大本、大綱ニ至テハ、床次氏ト大體意見ヲ同ジタルモノデアリマス。併ナガラ倫敦會議ノ結果云云、サウシテ海軍補充計畫ノ問題等ニ至リマシテハ、私ハ床次君ト意見ヲ異ニスルモノデアリマスカラ、是ヨリ私ノ見ル所ニ付テ申述べテ見タイト思フノデアリマス。元來政權ノ移動ハ、政治的價値ニ依テ決セラレナケレバナラヌ、政治的價値トハ何ゾヤト言ヘバ、有效適切ナル政策其モノデアル、即チ政黨相互ノ政策ガ、國民ノ批判ニ於テ其多數ノ支持ヲ受ケテ居ルモノガ政權ヲ執ルト云フコトハ、即チ立憲政治ノ理

後處理ヲ要スルノデアリマセウカ、政友會ノ諸君ガ新平價解禁論ヲ唱ヘルカモ知ラヌガ、是ハ非常ニ場合ニ於ケル非常ノ手段デアフテ、輕々ニ爲スベキコトデハアリセヌ（拍手）佛蘭西ハ「フラン」ガ十分ノ一二落チ、伊太利ハ「リラー」ガ六分ノ一二落チテ居タノデアルカラ、新平價解禁ヲヤツタノデアル、所ガ我方日本ハ田中内閣ノ末期、於テサヘ爲替相場ハ一割二分ノ差デアル、サウシテ濱口内閣方出來ルト云フト、其爲替相場ハ引返シテ六七分ノ開キニナツタノデアルカラ、何モ非常手段ヲ執ル必要ハナカツタノデアリマス（拍手）政友會ノ大口君ハ、產業ノ施設ガ十分出來テ、產業ガ發展シタ後ニ於テ金ノ解禁ヲ行へバ宜イト言ハレテ居ル、然ラバ何時マテ經タナラバ其時機ガ來ルデアリマセウカ、殊ニ今日ノ世界不景氣ノ一つ大ナル原因ハ何デアルカトイテ、生産ヲ獎勵シタ結果ハ如何相成ルデアリマセウカ、製品ノ賣行ハ推シテ知ルベキデハアリマスマイカ、殊ニ今日ノ世界不景氣ニ遭遇シタナラバ、一層悲慘ノ境遇ニ陥テ居ルト云フコトハ間ハズシテ明カデアラウト思フノデアリマス、若モ日本ガ世界共通ノ整理緊縮ノ大方針ヲモ立テズ、金ナク輸入ハ益、増額シ、爲替相場ハ暴落ニ暴落ヲ重ネ、當時眼前ニ迫テ居タ所ノ外債二億三千万圓ノ借替サヘ出來ナイト云フ窮境ニ陥タノデハナカラウカト思フ（拍手）今ニ於テ濱口内閣ノ政策ガ、國ヲ救フ所以ノ途デアッタコトヲ感謝セザルヲ得ヌノデアリマス

政友會諸君ハ非常ニ攻撃ヲサレテ居ル、ナガラ是ハ世界竚ノコトデアツテ已ムヲ得ヌ、一昨年即チ一千九百二十九年度ニ於テ、英國ノ如キハ一億二千万圓、獨逸ノ如キハ一億五千万圓ノ歳入缺陷デアル、昨年ニ至テハ更ニ一層甚シイ、緊縮ダケデハ間ニ合ハズシテ、英國ハ四億二千万圓ノ増稅ヲ爲シ、米國ハ一昨年御承知ノ通リノ所得稅ノ減稅サヘ廢メテ、所謂三億二千万圓ト云フモノヲ、財源ニシヨウト云フコトニナツテ居ル、獨逸ハ一億五千萬圓、伊太利ハ九千万圓ト云フヤウナ増稅ヲヤツテ居ル、又最近ノ官吏ノ俸給一割二分ヲ減額シタモ傳ヘラレテ居ルヤウデアリマス、各國共ニ斯様ナル事情デアルニ拘ラズ、我が日本ノ大藏大臣タル井上君ハ、歳入缺陷八千万圓ニ對シテ、行政整理其他ノ手段ニ依ラテ辻棲ヲ合セテ居ル、其手腕ハ大シタモノト讚メナケレバナラヌト思フノデアル（拍手）日本ニ大藏大臣其人アリシテ、世界ニ誇ルニ足ルデハナイカト思フノデアリマス（拍手）

一億圓デアリマス、其他ニ六千万圓ハ爲替ノ前途ヲ見越シテ取引シタモノデアツテ、本年上半期ノ輸入資金ニ當テアルモノデアリマス、故ニ昨年ノ正貨總額カラ之ヲ控除シナケレバナラヌ、然ルニ此六千万圓ト云フモノ、流出シタ原因ヲ調べテ見マスト、丁度昨年ノ八九月頃デアツタ、八九月頃ニ於テ頻ニ政變ガ傳ヘラレタ、其當時ハ倫敦海軍條約ガ樞密院ノ議ニ掛チテ、今ニモ政變ガ來ルヤウナ惡宣傳ガ行ハレタ、サウシテ臨時大會マデ開イテ御駕ギニナツタ方々モアツタノデアリマス（拍手）サウシテ政界不安ノ空氣ヲ漂ハシタノデアリマスカラ、若シモ内閣ガ迭ルト云フト爲替ガ下ル、サウシテ代ツタ内閣ガ金ノ再輸出禁止モヤルト云フト、是ハ大變ナコトデアルト、利ニ銳イ所ノ商人ナドハ、前途ヲ見越シテ所謂爲替ノ取引ヲ致シ、其取引額ガ一億乃至二億ニ近イト云フコトデアリマス、其取引ノ際ニ日本銀行及び正金銀行カラ支出シタ所ノ正金ガ六千万圓デアリマスカラ、此六千万圓ノ流出ハ果シテ何人ノ責任ニ歸シテ宜シノデアリマスカ（拍手）此六千万圓ニ前ノ一億圓ヲ加フレバ一億六千万圓、之ヲ二億四千七百万圓カラ差引キマスト、昨年中ノ正貨流出ノ純額ハ僅ニ八千七百万圓ニ過ギナインデアリマス（拍手）吾々ハ一億位ハ流出スルカモ知レヌ、ソレデモ大出來デアルト思テ居タモノガ、一億圓足ラズテ済ンダト云フコトハ、是ハ吾々ノ豫期以上ノ好成績デアルト言ハナケレバナラヌ、又政友會ノ諸君ハ今日ノ不景氣ハ金解禁ノ結果ノ如クニ宣傳ヲサレ、攻撃ヲセラレテ居リマスガ、是ハ誤レルモ甚シイト言ハナケレバナラヌ、不景氣ハ世界全般ニ瓦ツテ、產業革命以來ノ大嵐ガ吹荒シテ居ルノデアリマス、即チ各國共ニ非常ニ困難ヲシテ居ル時代デアリマス、然ルニ不景氣ガ我ガ日本バカリノヤウニ言ツテ居ルノハ、國民ヲ愚ニスルモ亦甚シイ

ト言ハナケレバナラヌノデアリマス(拍手)現ニ昨年ノ物價下落ノ状況ヲ見テモ分ル、昨年一箇年ニ米國ニ於テハ一割八分六厘、英國ニ於テハ二割二分二厘、我ガ日本ニ於テハ二割一分六厘ノ物價指數ノ低落デアリマス、サウシテ昨年十二月ノ調ニ依リマスルナラバ、戰前ヲ百トシテノ物價指數ニ對シ、米國ハ一〇九・二、英國ハ一〇三・七デアラニ、殆ド戰前ノ状態ニ復シテ居ルノテアルガ、日本ハマダ一二七・八デアリマスカラ、物價低落ノ度ハ英米ニ比シテ尙ホ少ナイト言ハナケレバナラヌ(拍手)此比較カラ考ヘテ見マスナラバ、不景氣ト物價低落トハ相互關係ガアリマスガ、金解禁トハ深イ關係ノ無イト云フコトハ明カデアラウト思フノデアリマス

ノ一千二百万圓、樺太事業公債ノ百五十万圓トカ云フモノハ、其現レニ外ナラナイノデアリマス、即チ醫者ノ言ヲ藉リテ申シマスナラバ、所謂對症療法デアル、根本ノ病氣ヲ癒ス所ノ處方箋ニ變化ハ無イノデアルケレドモ、時ニ起シタ所ノ餘症ニ對シテ應急手當ヲ爲スト同様デアルト考ヘルノデアル、即チ處方箋バカリヲ堅守シテ應急手當ノ出來ヌノハ、是ハ數醫竹庵デアッテ、名醫ト申スコトハ出來ナイ、英國ノ勞働黨ノ總理「マクドナルド」氏ノ如キスラ、世界ノ不景氣ハ勞働黨ノ力ヲ以テシテハ、ドウスルコトモ出來ナイトシテ、失業救濟ノ困難ナルコトヲ說イテ居ルノデアリマス  
〔發言スル者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 謹請頗ニ願ヒマス  
○富田幸次郎君(續) 而モ現内閣ノ失業救濟ト云フコトハ「マクドナルド」氏ノ困難ナリトスル所ノ失業對策デアッテ、所謂名醫ノ技術タル對症療法ト言フテモ宜シカラウト思フノデアリマス、又現内閣ハ失業對策ト相並ンデ金融對策、殊ニ中小產業者ノ金融ニ付テモ、及ブダケノ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、昨年三月預金部カラ信用組合ヲ通ジテ、中小商工業者ニ對シテ二千五百萬圓、其他農漁山村ノ失業救濟資金トシテ預金部ヨリ七千万圓尤モ此一部ハ農漁山村ニ於ケル中小產業ノ金融援助トナラ居ルノデアリマスガ、尙ホ政府ハ全國銀行家トモ協力シテ、銀行業者ハ小口ノ貸付ニ、特別ニ便利ナ實行ヲシヨウト云フコトニナラノデアリマス(拍手)其來米價調節ノ應急策トシテモ、三千万圓ヲ支出シテ居ルノデアリマスルカラ、要スルニ失業公債ノ三千五百十萬圓、中小產業者ヘノ融通資金九千五百万圓、農村救濟ノ米價調節ノ應急施設トシテ三千万圓、合計一億六千万圓ト云フモノガ、各種ノ機關ヲ通ジテ分配サレルノデアルカラ、是コソ旱天ノ惠雨トモ申サケレバナラヌト思フノデアル(拍手)

手) 次ニ現内閣ノ一大成功ハ海軍軍縮ノ問題ノ解決デアリマス、此問題ニ付テモ、ドウスナラバ、所謂對症療法デアル、根本ノ病氣ヲ癒ス所ノ處方箋ニ變化ハ無イノデアルケレドモ、時ニ起シタ所ノ餘症ニ對シテ應急手當ヲ爲スト同様デアルト考ヘルノデアル、即チ處方箋バカリヲ堅守シテ應急手當ノ出來ヌノハ、是ハ數醫竹庵デアッテ、名醫ト申スコトハ出來ナイ、英國ノ勞働黨ノ總理「マクドナルド」氏ノ如キスラ、世界ノ不景氣ハ勞働黨ノ力ヲ以テシテハ、ドウスルコトモ出來ナイトシテ、失業救濟ノ困難ナルコトヲ說イテ居ルノデアリマス  
〔拍手〕若モ各國ノ専門家ガ互ニ小我ニ囚ハレテ、所謂自國ノ自我ノミヲ考ヘテ、會議ル大事業デアルト云フコトハ、茲ニ斷言シテモ何人モ非難スル者ハナカラウト忠フ(拍手)幸ニ各國共ニ國防上最小限度ノ安全製艦競争ニ没頭シテ、此不景氣ノ場合ニ、各國民ガ何レモ青息吐息ノ窮境ニ陥テ居ルノデハナカラウカト思フノデアリマス(拍手)幸ニ各國共ニ國防上最小限度ノ安全點ニ止メ交譲妥協ノ精神ニ依テ、幾度力決裂ニ瀕セシ會議ヲ纏メ得タコトハ、非常ニ果シテ如何デアッタデアリマセウカ、今頃ハ(拍手)況ヤ倫敦會議成立ノ結果トシテ、五億八百万圓ト云フ大キナ土産が出來テ、其中カラ少クハアルケレドモ、一億三千四百萬圓ト云フ減稅ガ出來ルト云フコトハ、所謂政友會ト雖モ、文句ノ言ハルベキ苦ガナイト思フノデアリマス(拍手)況ヤ昨年ノ特別議會ニ於テハ、所謂義務教育費ノ國庫支那ノ代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三艘代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三艘代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三艘代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三

ケレバナラナカツタノデアリマス(拍手)マサカ政友會ノ諸君ト雖モ、ソレデモ結構デアルトハ申サナイデアラウト思フノデアリマス(拍手)既ニ製艦競争ヲ避ケタイ、サウヤラ床次サンカラハ御非難ガアッタヤウデアリマスルケレドモ、兎ニ角是ハ現内閣ノ大成功デアルト申サナケレバナラヌ(拍手)是ハ現内閣ガ世界平和ノ趨向ニ鑑ミ、進ンデ平和ノ増進、國民負擔ノ輕減ニ寄與シタル大事業デアルト云フコトハ、茲ニ斷言シテモ何人モ非難スル者ハナカラウト忠フ(拍手)況ヤ倫敦會議成立ノ結果トシテ、五億八百万圓ト云フ大キナ土産が出來テ、其中カラ少クハアルケレドモ、一億三千四百萬圓ト云フ減稅ガ出來ルト云フコトハ、所謂政友會ト雖モ、文句ノ言ハルベキ苦ガナイト思フノデアリマス(拍手)況ヤ昨年ノ特別議會ニ於テハ、所謂義務教育費ノ國庫支那ノ代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三艘代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三

ケレバナラナカツタノデアリマス(拍手)マサカ政友會ノ諸君ト雖モ、ソレデモ結構デアルトハ申サナイデアラウト思フノデアリマス(拍手)既ニ製艦競争ヲ避ケタイ、サウヤラ床次サンカラハ御非難ガアッタヤウデアリマスルケレドモ、兎ニ角是ハ現内閣ノ大成功デアルト申サナケレバナラヌ(拍手)是ハ現内閣ガ世界平和ノ趨向ニ鑑ミ、進ンデ平和ノ増進、國民負擔ノ輕減ニ寄與シタル大事業デアルト云フコトハ、茲ニ断言シテモ何人モ非難スル者ハナカラウト忠フ(拍手)況ヤ倫敦會議ノ成立ニ對シテ、彼此レ申スペキ告ノモノデハナカラウト思フノデアリマス(拍手)所謂國民ハ感謝コソスレ、決シテ杞憂ハシテ居ナイト云フノハ此事デアリマス倫敦會議ノ成立ニ對シテ、彼此レ申スペキ告ノモノデハナカラウト思フノデアリマスシテ軍艦新建造費五六億ハ到底國民ノ力ニ堪ヘヌ、サウ云フコトデアリマスルナラバ、シテ軍艦新建造費五六億ハ到底國民ノ力ニ優良ナル製品ヲ造テ、内ニ於テハ國產ヲ愛用シテ、出來ルダケ輸入品ヲ防遏シ、又外ニ向テハ海外ニ市場ヲ求メテ、輸出ノ旺盛ヲ期セナケレバナラヌノデアリマス(拍手)倫敦會議ノ成立ニ對シテ、彼此レ申スペキ告ノモノデハナカラウト思フノデアリマス(拍手)所謂國民ハ感謝コソスレ、決シテ杞憂ハシテ居ナイト云フノハ此事デアリマス(拍手)況ヤ倫敦會議成立ノ結果トシテ、五億八百万圓ト云フ大キナ土産が出來テ、其中カラ少クハアルケレドモ、一億三千四百萬圓ト云フ減稅ガ出來ルト云フコトハ、所謂政友會ト雖モ、文句ノ言ハルベキ苦ガナイト思フノデアリマス(拍手)況ヤ昨年ノ特別議會ニ於テハ、所謂義務教育費ノ國庫支那ノ代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三艘代換建造ノ爲ニ、昭和六年度ヨリ五箇年間ニ約三億五千万圓ヲ支出シナケレバナラヌノデアリマス、加フルニ米國ガ一千九百二十九年ノ法律ニ依テ、大型巡洋艦二十三

策ヲ執テ非常ニ物價ガ騰貴シタ、然ルニ各國ガ戰後ノ整理ヲ爲ス場合ニ、濠洲ノミハ政友會内閣同様ニ物價ヲ下ゲテハイケナイ、仕事ヲ少クシテハイケナイト言々「インフレーション」ノ政策ヲ執タノデアリマス、斯ウ云フコトガ即ち「インフレーション」ノ政策デ、先刻ノ床次サンノ言ハレルヤウナコトハ「インフレーション」ノ政策ニハナラトイ、而シテ其結果ハドウデアルカト言ヘバ、世界ノ物價ガ下レバ、其安クナッタ品物ト云フモノガ濠洲ニ入ッテ來ル、仍テ其對策トシテ、數回ニ瓦ツテ關稅ヲ上ガタノニアリマス、即チ關稅政策ヲ執リ、關稅ノ障壁ヲ築イテ、外國品ノ影響ヲ避ケタノデアリマスガ、内ニ於テハ其代リドン／＼公債ヲ募集シテ、出來ルダケノ仕事ヲヤッタノデアリマス、所ガ御承知ノ如ク濠洲ハ勞働黨ノ非常ニ勢力ノアル所デアリマスルカラ、勞働黨ガ此政策ニ共鳴ヲシテ支持シタノデアリマス、併ナガラ勞働黨ノ天國ト言ハレタ所ノ此濠洲デモ、世界ノ不景氣ハ如何トモスルコトガ出來ナイ、一昨年來カラ非常ナ勢ヲ以テ繫來シテ來タ不景氣ノ爲ニ、外國ノ品ハドン／＼入ッテ居リ、濠洲ノ輸出品ノ第1位デアル所ノ羊毛ハ暴落ヲシタ、サウシテ第二位ニアル所ノ小麦ト云フモノハ、是ハ世界的不況ノ爲ニ非常ナ影響ヲ受ケタ、濠洲ダケハ大不作デアツク爲ニ非常ニ困難ヲシタ、内政ノ事ハ兎ニ角糊塗彌縫ハ出來タノデアリマスルケレドモガ、外國貿易ト云フコトニナッタ、若シ田中内閣ガ續イテ居ッタナラベ、昨年ニ迫ッテ居ッタ所ニ二億三千万圓債ノ利拂モ出來ナイデ、遂ニハ昨年ニ迫ッテ居ッタ所ノ外債ノ借換モ出來ナイト云フコトニナッタ、若シ田中内閣ガ續イテ居ッタナラベ、昨年ニ迫ッテ居ッタ所ニ二億三千万圓債ノ利拂モ出來ナカッタト同様ノ窮境ニ陥タノデアリマス（拍手）ソコニ於テ濠洲政府ガ英蘭銀行ニ泣付イテ、サウシテ其整理ヲ求メタ、サウスルト英蘭銀行ノ重役ノニ三ガ濠洲ニ出張シテ、一個ノ整理案ヲ作ッタ、其整理案ノ骨子ハ何デアルカト云フト、濠洲ノ各州全體ニ瓦ル所ノ整理緊縮策アリマス、次ニハ公備ノ發行中止デアリマス、此ニツガ骨子トナツテ整理案が出來タノデアリマスガ、之ニ對シテ勞働黨ハ反對ヲシテ居ルノデアルガ、聯合政府ノ首相「スカーリン」氏ハ之ヲ決行スルダケノ大勇猛心ヲ奮ヒ起シテ居ルノデアリマス（拍手）然ルニ若シ政友會ヲシテ、世界ノ大勢モ顧ミズ、世界的不景氣ニモ頓著ナク、依然トシテ例ノ積極放漫政策ヲ繼續セシメテ居タルナラバ如何デアリマセウ、所謂今日ノ濠洲ガ全體的ニ財政上、經濟上ノ破滅ヲ來シタト同ジ轍ヲ踏ムノデハナカラウカト思ハレルノデアリマス（拍手）而シテ先刻床次サンハ外交問題ニ付テ現内閣ヲ攻擊サレタ、殊ニ幣原外交ヲ攻擊サレタノデアリマス、併ナガラ其思想ノ現ハレカラ推定ラシテ見ルト云フト、ドウモ帝國主義的外交ヲ喜バレルヤウナ傾ガカラウカト推定サレルノデアリマス（拍手）今日ノ時代ハサウ云フ時代デハナイ、所謂平和主義ニ於テ經濟的發展ヲ企圖セナケレバナルヌ、此點ハ床次君ト同論デアリマス、而シテ我日本ト最モ近イ距離ニ在シテ、非常ニ密接ノ關係ニアル所ハ何處デアルカト言ヘバ、所謂東洋ノ「マークット」デアリマス、然ルニ日本ハ餘リニ東洋ノ市場ヲ閑却シテ居ッタ傾ガアル、支那ニ於テモ、南洋ニ於テモ、輸出入共ニ其大部分ハ皆歐米トノ關係デアリマス、即チ七割以上ハ歐米トノ關係デアリマシテ、現ニ支那ノ輸入貿易ニ付テレテ居ルノデアリマス、南米ノ如キニ至ラテハ、其貿易關係ノ八割ト云フモノハ、歐米ノデアリマス、其餘ノ七割ハ歐米ニ占メラ見テモ、日本ハ僅ニ三割シカ占メテ居ナイモ、輸出入共ニ其大部分ハ皆歐米トノ關係デアリマシテ、現ニ支那ノ輸入貿易ニ付テ居ッタ傾ガアル、支那ニ於テモ、南洋ニ於テモ、輸出入共ニ其大部分ハ皆歐米トノ關係

ト、濠洲ノ各州全體ニ瓦ル所ノ整理緊縮デアリマス、次ニハ公備ノ發行中止デアリマス、此二ツガ骨子トナツテ整理案が出來タノデアリマスガ、之ニ對シテ勞働黨ハ反対ヲシテ居ルノデアルガ、聯合政府ノ首相スカーリン氏ハ之ヲ決行スルダケノ大勇猛心ヲ奮ヒ起シテ居ルノデアリマス、是ハ恰モ我が濱口内閣ノ緊縮政策ニ對シテ、政友會ガ反対ヲセラレルト同様デ、洵ニ能ク似テ居ルヤウニ思ハレルノデアリマス(拍手)然ルニ若シ政友會ヲシテ、世界ノ大勢モ顧ミズ、世界的不景氣ニモ頓著ナク、依然シテ例ノ積極放漫政策ヲ繼續セシメテ居タナラバ如何デアリマセウ、所謂今日ノ濠洲ガ全體的ニ財政上、經濟上ノ破滅ヲ來シタト同ジ轍ヲ踏ムノデハナカラウカト思ヘレルノデアリマス(拍手)

其一割何分ト云フニ過ギナイノデアリマス、斯ノ如ク日本ガ極ク近イ大ナル市場ヲ閑却シテ居テハ、到底我ガ經濟ノ發展ヲ望ムコトハ出來ナイノデアリマス、唯吾々ハ常ニ想ヒヲ此點ニ廻ラシテ居ル、所謂經濟市場ヲ東洋殊ニ支那方面ニ確立セネバナラヌト云フ考デ、支那ニ對シテハ指導和親ノ方針ヲ執テ進ンテ來テ居ルノデアリマス、然ルニ如何デアリマセウ、前田中内閣ノ如キハ之ニ反対ヲシテ、二回マデモ無用ノ兵ヲ山東ニ出シテ、四千万圓ト云フ巨額ノ國帑ヲ費シテ支那ヲ脅カシ、又張作霖爆死事件ト云フヤウナ大不祥事件ヲ惹起シテ、支那上下ノ反感ヲ激發シ、以テ對支關係ノ行詰リヲ生ジタノデアリマス、是ガ爲ニ内閣ガ更迭シ、濱口内閣ハ極力其善後處理ニ努力シ、隨テ日支關係ハ非常ニ改善サレタノデアリマス、日支關係ノ改善ハ廳テ日支貿易ノ増進デアリマス、幣原外交ハ我國ノ經濟國策ト兩翼雙輪ノ關係ニアルト云フコトハ、此處デ今更私ガ辯明ノ要ハナイト思フノデアリマス、現内閣外交ノ根本義ヒ國際正義ノ高調ニアルノデアリマス、世界平和ノ努力ニアルノデアリマス、切言スレバ世界ノ各方面、殊ニ東洋方面ニ於テ經濟發展ノ支障ヲ除キ、進ンデ其發展ヲ圖ルニアルノデアリマス、即チ支那方面ニ對シテハ、將來我國ノ經濟市場ノ確立ヲ圖ランガ爲ニ、努力シツ、アルノデアリマス、加藤高明内閣以來、幣原外務大臣ノ外交ノ跡ヲ點検致シマスナラバ、歷々トシテ之ヲ證明スルコトガ出來ルト思フノデアリマス(拍手)。

秦豐助君登壇

レ言フコトハ、所謂片鱗ヲ見テ全班ヲ批評スルノ類デアッテ、ドウカ此幣原外交、即チ現内閣ノ外交ノ大本大綱ノ進展ハ、モウ少し長イ眼ヲ以テ見テ欲シイト思フノデアリマス、唯徒ニ之ヲ性急ニ非難攻撃スルト云フコトハ、寧ロ我ガ經濟國策ヲ妨害スルモノデアルト思フノデアリマス(拍手)

私ハ以上ノ趣意ニ於テ不信任ノ理由ナク、又頗ル見當達ノ攻撃デアルト云フコトヲ論破シタ積リデアリマス、提出者諸君ニ於テハ、其意ヲ認メラレルナラバ、過テ改ムニ憚ルコト勿レ、速ニ潔ク案ヲ撤回セラレンコトヲ希望スルノデアリマス

○秦豐助君登壇) [秦豐助君登壇]

私ハ現内閣ヲ信任セズト云フ所ノ決議案ニ賛成ヲ致シマシテ、茲ニ諸君ニ懇ヘタイト思フ次第デアリマス、只今富田君が述ベラマシタコトハ、政權ノ轉移スルコトハ、昨年ノ選舉ニ依テ二百七十名ノ多數ヲ得タカラシテ、是ガ政策ノ政治的價値ヲ現シテ居ルカラ、何等今日ニ於テ斯ノ如キ決議案ノ必要ガナイト云フコトヲ述べラレテ居タノデアル、此意味ハ要スルニ此二百七十名ノ多數ガアレバ、如何ニ惡イ政治ヲシテモ長ク續イテ宜シシト云フコトヲ肯定スルモノデアシテ、是ガ政策ノ破綻ト共ニ此政權ノ移轉、即チ内閣ノ更迭ガアルト云フ、立憲政治ノ本義ニ背反シテ居ルモノト吾々ハ信ズルノデアリシテ、殆ド探ルニ足ラザル所ノ説デアルト私ハ思フノデアリマス(拍手)其他ノ事ハ今日ノ實際ノ状況、天下國民ノ皆知ル所ノ深刻ナ不景氣、濱口君自ラモ認メテ居ル所ノ、世界的不景氣バカリデハナイ、此内閣ノ政策ニ依テ此不景氣ヲ招來シテ居ルト云フコトヲ濱口君自ラモ認メテ居ル、其明白ナル事實ニ對スル辯解ノ爲ニ、多クノ言葉ヲ費サレタニ過ギナインオデアル、吾々ハ此點ニ付テハ、ソレ故ニ之ヲ述ベマセヌ、其政權ノ關係、憲

政ノ大義ニ付テ、私ハ現内閣ハ絶對的ニ存  
在ヲ許スベカラザルモノデアルト信ジテ居  
乱シテ、實ニ我國ノ立憲政治ヲ破壊スルノ  
行動ヲ敢テ致シテ居ルト云フコトハ、實ニ  
吾々トシテハ見ルニ忍ビナイ所デアルノデ  
アル(拍手)元來内閣總理大臣ノ地位ハ、極  
メテ政治上重要デアルコトハ申スマデモナ  
イ、又他ノ國務大臣トハ異ル所ガアルト云  
フコトハ、是モ明ガデアル、此大命ガ内閣  
總理大臣タルモノニ降下致シマシテ、サウ  
シテ内閣ガ組織セラレル、今日ハ政黨政治  
ノ發達ニ伴ヒマシテ、政黨ノ總裁ニ大命ガ  
降下スルコトニナツテ居ルガ、是ハ何ノ意味  
デアルカ、即チ政黨ガ國政ヲ運用スル所ノ  
原動力ヲ持テ居レル、其總裁ニ統率力ガア  
リ、指導精神ガアッテ、之ニ依テ指導セラ  
レテ、立憲政治ガ完全ニ運用セラレルト云  
フ所カラ、是ガ來テ居ルノデアル(拍手)即  
チ此大命ノ降下致シマシタコトハ、内閣總  
理大臣其人ニ對シテ、天皇陛下ノ御信任ガ  
アリ、其人ノ政黨ヲ指導シ、統率スル所ノ  
力ニ對シテ、此大命降下ガアッタノデアリマ  
シテ、是ガ他ノ國務大臣トハ違フ所デアル  
ノデアル(拍手)是ガ重大ナル要點デアル、  
又内閣官制カラ申シマシテモ、内閣總理大  
臣ハ他ノ國務大臣トハ異ヌテ、各大臣ノ首班  
心デアッテ、此者ニ依テ即チ内閣ガ國政ヲ  
運用スルコトガ出來ルト云フコトハ、言フ  
マデモナイ所デアルノデアリマス(拍手)ソ  
レ故ニ此内閣總理大臣ノ地位、又其職責ハ  
極メテ重大デアリマシテ、是ハ他ノ國務大  
臣トハ特別ニ考ヘナケレバナラヌ點ガアル  
ト云フコトハ、申上ゲルマデモナイト考ヘ  
ルノデアル、殊ニ今日ノヤウナ現内閣批政  
百出ノ結果、國民ハ塗炭ノ苦ミニ遭テ居

ル、外ニ在テハ外交ガ失敗致シマシテ、サ  
ウシテ我が權益ガ失ハレツ、アルト云フ時  
代ニ於テハ、此内閣總理大臣ノ勤ト云フモ  
ノハ、最モ重要性ヲ加ヘテ來ルモノデアル  
ト私ハ考ヘルモノデアル(拍手)故ニ内閣總  
理大臣ト云フモノハ戻ニ起キ、夜半ニ寝ネ  
トコトハ、是モ明ガデアル、此大命ガ内閣  
總理大臣タルモノニ降下致シマシテ、サウ  
シテ内閣ガ組織セラレル、今日ハ政黨政治  
ノ發達ニ伴ヒマシテ、政黨ノ總裁ニ大命ガ  
降下スルコトニナツテ居ルガ、是ハ何ノ意味  
デアルカ、即チ政黨ガ國政ヲ運用スル所ノ  
原動力ヲ持テ居レル、其總裁ニ統率力ガア  
リ、指導精神ガアッテ、之ニ依テ指導セラ  
レテ、立憲政治ガ完全ニ運用セラレルト云  
フ所カラ、是ガ來テ居ルノデアル(拍手)即  
チ此大命ノ降下致シマシタコトハ、内閣總  
理大臣其人ニ對シテ、天皇陛下ノ御信任ガ  
アリ、其人ノ政黨ヲ指導シ、統率スル所ノ  
力ニ對シテ、此大命降下ガアッタノデアリマ  
シテ、是ガ他ノ國務大臣トハ違フ所デアル  
ノデアル(拍手)是ガ重大ナル要點デアル、  
又内閣官制カラ申シマシテモ、内閣總理大  
臣ハ他ノ國務大臣トハ異ヌテ、各大臣ノ首班  
心デアッテ、此者ニ依テ即チ内閣ガ國政ヲ  
運用スルコトガ出來ルト云フコトハ、言フ  
マデモナイ所デアルノデアリマス(拍手)ソ  
レ故ニ此内閣總理大臣ノ地位、又其職責ハ  
極メテ重大デアリマシテ、是ハ他ノ國務大  
臣トハ特別ニ考ヘナケレバナラヌ點ガアル  
ト云フコトハ、申上ゲルマデモナイト考ヘ  
ルノデアル、殊ニ今日ノヤウナ現内閣批政  
百出ノ結果、國民ハ塗炭ノ苦ミニ遭テ居

ル、外ニ在テハ外交ガ失敗致シマシテ、サ  
ウシテ我が權益ガ失ハレツ、アルト云フ時  
代ニ於テハ、此内閣總理大臣ノ勤ト云フモ  
ノハ、最モ重要性ヲ加ヘテ來ルモノデアル  
ト私ハ考ヘルモノデアル(拍手)故ニ内閣總  
理大臣ト云フモノハ戻ニ起キ、夜半ニ寝ネ  
トコトハ、是モ明ガデアル、此大命ガ内閣  
總理大臣タルモノニ降下致シマシテ、サウ  
シテ内閣ガ組織セラレル、今日ハ政黨政治  
ノ發達ニ伴ヒマシテ、政黨ノ總裁ニ大命ガ  
降下スルコトニナツテ居ルガ、是ハ何ノ意味  
デアルカ、即チ政黨ガ國政ヲ運用スル所ノ  
原動力ヲ持テ居レル、其總裁ニ統率力ガア  
リ、指導精神ガアッテ、之ニ依テ指導セラ  
レテ、立憲政治ガ完全ニ運用セラレルト云  
フ所カラ、是ガ來テ居ルノデアル(拍手)即  
チ此大命ノ降下致シマシタコトハ、内閣總  
理大臣其人ニ對シテ、天皇陛下ノ御信任ガ  
アリ、其人ノ政黨ヲ指導シ、統率スル所ノ  
力ニ對シテ、此大命降下ガアッタノデアリマ  
シテ、是ガ他ノ國務大臣トハ違フ所デアル  
ノデアル(拍手)是ガ重大ナル要點デアル、  
又内閣官制カラ申シマシテモ、内閣總理大  
臣ハ他ノ國務大臣トハ異ヌテ、各大臣ノ首班  
心デアッテ、此者ニ依テ即チ内閣ガ國政ヲ  
運用スルコトガ出來ルト云フコトハ、言フ  
マデモナイ所デアルノデアリマス(拍手)ソ  
レ故ニ此内閣總理大臣ノ地位、又其職責ハ  
極メテ重大デアリマシテ、是ハ他ノ國務大  
臣トハ特別ニ考ヘナケレバナラヌ點ガアル  
ト云フコトハ、申上ゲルマデモナイト考ヘ  
ルノデアル、殊ニ今日ノヤウナ現内閣批政  
百出ノ結果、國民ハ塗炭ノ苦ミニ遭テ居

ル、外ニ在テハ外交ガ失敗致シマシテ、サ  
ウシテ我が權益ガ失ハレツ、アルト云フ時  
代ニ於テハ、此内閣總理大臣ノ勤ト云フモ  
ノハ、最モ重要性ヲ加ヘテ來ルモノデアル  
ト私ハ考ヘルモノデアル(拍手)故ニ内閣總  
理大臣ト云フモノハ戻ニ起キ、夜半ニ寝ネ  
トコトハ、是モ明ガデアル、此大命ガ内閣  
總理大臣タルモノニ降下致シマシテ、サウ  
シテ内閣ガ組織セラレル、今日ハ政黨政治  
ノ發達ニ伴ヒマシテ、政黨ノ總裁ニ大命ガ  
降下スルコトニナツテ居ルガ、是ハ何ノ意味  
デアルカ、即チ政黨ガ國政ヲ運用スル所ノ  
原動力ヲ持テ居レル、其總裁ニ統率力ガア  
リ、指導精神ガアッテ、之ニ依テ指導セラ  
レテ、立憲政治ガ完全ニ運用セラレルト云  
フ所カラ、是ガ來テ居ルノデアル(拍手)即  
チ此大命ノ降下致シマシタコトハ、内閣總  
理大臣其人ニ對シテ、天皇陛下ノ御信任ガ  
アリ、其人ノ政黨ヲ指導シ、統率スル所ノ  
力ニ對シテ、此大命降下ガアッタノデアリマ  
シテ、是ガ他ノ國務大臣トハ違フ所デアル  
ノデアル(拍手)是ガ重大ナル要點デアル、  
又内閣官制カラ申シマシテモ、内閣總理大  
臣ハ他ノ國務大臣トハ異ヌテ、各大臣ノ首班  
心デアッテ、此者ニ依テ即チ内閣ガ國政ヲ  
運用スルコトガ出來ルト云フコトハ、言フ  
マデモナイ所デアルノデアリマス(拍手)ソ  
レ故ニ此内閣總理大臣ノ地位、又其職責ハ  
極メテ重大デアリマシテ、是ハ他ノ國務大  
臣トハ特別ニ考ヘナケレバナラヌ點ガアル  
ト云フコトハ、申上ゲルマデモナイト考ヘ  
ルノデアル、殊ニ今日ノヤウナ現内閣批政  
百出ノ結果、國民ハ塗炭ノ苦ミニ遭テ居

諸君ノ見ルガ如ク、重要法律案ハ之ガ爲ニ  
議會ニ提出ガ非常ニ遲レテ、今日デハ審議  
未了ノ確實デアルモノガ多數デアルト云フ  
ヤウナ状況デハナイカ、又現内閣ガ長イ間  
掛テ審査ヲ爲シタ選舉法ノ改正、是等ノ如  
キモノモ樞密院ニ提出スルコトガ非常ニ遲  
レタ爲ニ、樞密院デ停頓シテ、遂ニ議會ニ  
提出スルコトガ出来ナイト云フヤウナ状態  
ニ陥テ居ルノデアル（拍手）是等ノ重要法  
案竝ニ選舉法案ノ如キハ、民政黨ノ常套手  
段トシテ、唯俺ハ斯ウ云フ風ニスル積リテ  
アルト云フ、宣傳ノ手段ニ供シタナラバ格  
別デアルガ、實際ニ之ヲ行フト云フ上ニ於  
テハ、國務ガ滯滯シテ、臨時代理ノ下ニ於  
テ政務ガ行ハレナカッタ云フコトノ確カ  
ナ證據デアルト私ハ考ヘルノデアリマス  
(拍手)又此臨時代理ガ久シキニ瓦ツテ置カ  
レテ、ソレガ爲ニ國務ノ滯滯シタル例ト致  
シマシテハ澤山アフテ、殆ド枚舉ニ達ナイノ  
デアリマスガ、現ニ記憶ニ新ナルコトハ何  
デアルカト云フト、彼ノ六年度ノ豫算ニ於  
テ、朝鮮ノ忠淸南道ノ道廳移轉費、是ガ衆  
議院ニ於テ、民政黨ガ政府ノ意見ニ反対ヲ  
シテ、サウシテソレガ通過致シテ、貴族院  
ニ於テソレガ復活セラレテ、再び還テ來タ  
時ハ、民政黨ノ諸君ハ本議院ニ於テ、其院  
議ヲ尊重スルコトヲ忘レテ、貴族院ノ決議  
ニ盲從シタト云フヤウナコトハ、是ハ臨時  
代理ノ期間ニ於ケル所ノ一つノ重大ナル缺  
陷デアルト考ヘルノデアル（拍手）實ニ此政  
府部内ノ不統一、又民政黨ソレ自身ノ統一  
セラレザルト云フコトハ、即チ臨時代理ノ  
斯ノ如キヤリ方デハ、到底十分行ハレナイ  
ト云フコトノ證左デアルト私共ハ思フノデ  
アリマス

君、是亦貴族院デ是ガ削除セラレバ、  
民政黨ノ諸君ハ之ニ對シテ同意ヲ表スルノ  
デアルカ、實ニ今日ノ内閣、民政黨ノ爲ス  
所ハ、全ク矛盾撞著ヲ極メテ居ルト私ハ考  
ヘル次第デアル（拍手）又他ノ豫算ニ於テ、  
裁判所構成法ノ改正ニ依テ、ナケレバ爲  
スコトノ出來ナイ、事實上ノ裁判所ノ廢止  
ト云フモノヲ、六十二箇所モ斷行スルト云  
フヤウナコトヲ、豫算ノ上ニ説明モゼズニ  
隙シテ置イテ、サウシテ是ガ問題トナック、  
此事ハ段々調べテ見ルト、司法大臣、大藏  
大臣以外ノ閣僚ハ、少シモ之ヲ知ラナカツタ  
ト云フニ至テハ、實ニ驚クノ外ハナイノデ  
アル、斯ノ如ク政府部内ノ不統一、民政黨  
内ノ不統一ト云フモノハ、其例ヲ學ガルナ  
ラバ實ニ數多イ事アリマス、又今回ノ議  
會ニ於テ、特ニ吾々ニ目立ッテ考ヘラレタコ  
トハ何デアルカト言ヘバ、國務大臣ノ答辯  
ガ如何ニモ支離滅裂ニシテ、無責任ヲ極メ  
タト云フコトデアリマス、私ガ之ヲ綜合シ  
テ考ヘテ見マスト云フト、是等ノ國務大臣  
ハ議會ニ於ケル所ノ答辯ニ付キマシテ申合  
ヲシタト考ヘルノ外ハナイノデアル、確ニ  
三ツノ申合ヲシテ居ル、何デアルカト云フ  
ト、第一ニハ答辯ヲ差控ヘルト云フコトノ  
方針デアル、第二ニハ法文ノ解釋ハ之ヲ避  
ケルト云フ方針デアル、第三ハ假定ノ事實  
ハ御答ヲシナイト云フ所ノ方針デアル、諸  
君、此三ツノ方針、實ニ此立憲政治ガ言論  
政治アリ、國政ヲ十分ニ明白ニシテ、之  
ヲ國民ノ前ニ明カニスルト云フ所ノ趣意ヲ  
沒却シタル所ノ、祕密主義ノヤリ方デアル  
ト思フノデアル（拍手）成タケ答辯ヲシナイ  
ヤウニ、而モ之ヲ瞞過スルヤウニシテ居ル  
トイモノデアリマシテ、議會ニ於ケル本會  
議竝ニ委員會ニ於ケル議事進行ガ、非常ニ  
遲延致シタト云フコトハ、一ニ此政府ノ答

辯方証カラ來タノデアル（拍手）之ヲ一々申述ベマシタナラバ、實ニ何日開掛シテモ言切レナイ程敷多イコトデアリマスガ、其一例ヲ申上ゲレバ、例ヘバ彼ノ中華民國ニ我が日本ノ大使ガ二年ノ間未ダニ存在シテ居ラナイ、所謂「アグレマン」問題、小幡公使ヲ以テ中華民國ノ公使ニシヨウト言シテ申入レテアルノニ拘ラズ、一年間放シテ置カレテ、サウシテ實際上ニ於テハ、拒絕セラレタト同様ノ結果ヲ來シテ居ルノデアル、之ニ付テ先年議會ニ於テ植原君が質問ヲ致シマシタル所、當時帝外相ハ、是ハ未ダ懸案申デアッテ解決ヲシナイノデアルカラシテ、御答スル機會デナイト言フテ居タガ、今度ハドウダ、今度ハ既ニ小幡其人ハ即チ獨逸ノ大使トナッテ赴任シテ居ルノデアッテ、小幡君ニ關シテハ、即チ中華民國ノ公使ト云フ問題ハ、既ニ消滅シ去シテ解決シタノデハナイカ、然ラバ之ニ對シテ答辯ヲシナケレバナラナイノデアルガ、其答辯ヲスレバ外交ノ大失敗ヲ暴露スルガ爲メ、復又口ヲ差控ヘタ方ガ國家ノ爲デアルトカ何トカ云フヤウナ、全ク何等意味ヲ成サナイ言葉ヲ以テ答辯ト致シテ居ルノデアリマス（拍手）實ニ常識アル議員ヲシテ憤慨セシムルモノデアッテ、唯政府ノ命維レ從フ民政黨ノ議員ノ外ハ、斯ノ如キ答辯ニ満足スルモノデハナイ（拍手）又北洋漁業ノ問題ニ付テモ、或ハ朝鮮銀行ノ支店ノ閉鎖問題ニ付テモ、其他滿洲問題、間島問題、昂等ニ付テ外務大臣ノ答フル所ヲ見レバ、總テ是ハ祕密主義デアッテ、明カニ、大膽ニ、率直ニ、我ガ日本國民ノ意思ヲ帝國議會ヲ通ジテ外務大臣ガ述ベナケレバナラヌ、之ヲ利用シナケレバナラヌノニ、反對ニ外國側、相手側ノ意見ヲ代表シテ、此處ニ述ベテ居ルト云フヤウナコトデアリマス（拍手）實ニ驚クベキ所ノ有様デ、其幣原君ノ外交ハ軟弱外交ト呼バレテ居タガ、軟弱外交デハナイ、今度ノ議會ノ質問應答ニ依シテ私ガ之ヲ批

ト謂ハナケレバ、幣原君ノ外交ハ第三者外交分ガ日本ノ當事者デアルト云フコトヲ忘テ、當事者以外ニ第三者ノ位置ニ立テ、何方ノ方ノ言分ガ宜イカト云フコトヲ判断スル所ノ、保守的ノ第三者外交デアルト云フコトヲ吾々ハ看破シタノデアル、コンナ外交デ日本ノ國ガ亡ビナケレバ幸ト私ハ思フノデアル(拍手)減ビルヤウニ、ヒビルヤウニ、日本ノ權益ヲ喪フヤウニ、失フヤウニト我國ヲ導キツ、アルノガ、此幣原外交デアヌ、軟弱外交ト言フノデハ、マダ言矣ガノデアルモノデアルト評シテモ、私ハ差支ナイト思フノデアル(拍手)

又海軍補充計畫ニ付キマシテモ、海軍大臣ノ答フル所ハ何デアルカ、唯答辯ヲ差控ヘル、差控ヘルト言シテ居ル、併ナガフ是モ段々段々内田君カラ専門的ノ立場デ追窮ラセラレルト云フト、少シヅツ其差控ヘテ居タルト云フ所ノ答辯ヲ、段々段々繭カラ絲ラ繭出スヤウニ、少シヅ、叶イテ來タノデアル、ザウ云フ風ニ僅カヅ、吐イテ來ル、而モソレハ専門的立場カラ十分ニ追窮シナケレバ、祕密ニシテ居ルト云フ方針ヲ採テ居ルノデアルカラ、議事ガ中々進行シナイデ、國務ガ瀧滯ラシテ居ルト云フノハ、當然デアルト私ハ思フノデアル(拍手)

又法文ノ解釋ハ答ヘナイト云フ方針ヲ採テ居ル、是ガ爲ニ議事ノ進行ヲ妨ゲラレタコトハ、實ニ今度ノ議會位、此濱口内閣位、立憲政治ヲ解セザルノ甚シキハナイト思フノデアル、法文ノ解釋ヲ差控ヘルト云フガ、我ガ日本ガ今日立憲政治、法國トシテ、憲法ノ條章茲ニ法令ノ規定ニ依テ國務ヲ運用スルモノデアルト云フコトハ、何人モ知テ居ル所デアル、然ラバ見解ノ相違ナアラウケレドモ、帝國憲法ノ條章、法令ハ規定ハ、政府ハ斯ノ如クニ解釋ラシテ、

サウシテスノ如キ行動ヲ取ルノデアルト云  
ル、ソレヲ答辯ヲシナケレバナラニ答デア  
ル、憲政治デハナイ、專制政治、徳川將軍ト同  
様デハナイカト私ハ思フノデアル（拍手）斯  
ノ如キ專制政治ノ態度ヲ取シテ、法文ノ解釋  
ハ答ヘナイト云フヤウナ馬鹿氣タコトヲ、  
平氣デ國務大臣ガ言シテ居ルト云フコトハ、  
濱口内閣ヲ以テ其始メアッテ終リテアラ  
ウト私ハ考ヘル、斯ノ如ク法文ノ解釋ハ答  
ヘナイト言シテ居タガ、諸君如何デアルカ、  
吾々ハ國務大臣ノ行動ニ於キマシテ、實ニ  
驚クベキモノヲ發見スルノデアル、彼ノ宇  
垣陸軍大臣ガ昨年ノ三月カラ久シキニ瓦  
テ閉籠ヲ居シタ、サウシテ宇垣陸軍大臣ハ  
遂ニ病氣再發致シマシテ、サウシテ臨時代  
理ガ設ケラレタノデアル、之ニ付テモ質問  
ヲ致シタ、第一ニ將校分限令ニシテ、傷痍  
疾病ニ困ニテ執務セザルコトガ六箇月以上  
ニ及シングナラバ休職ヲ命ズルコトヲ得ルト  
云フ規定ガアルノデアル、而シテ其但書ニ  
「但シ本人ノ願アルトキ又ハ其ノ代員ヲ要  
スルトキハ六月ヲ待ツノ限ニ在ラス」ト明  
カニ規定致シテアルノデアル、私ハ宮脇君  
ノ質問ニ依テ其端緒ヲ得テ、之ニ付テ陸軍  
大臣ニ向テ尋ねタノデアル、陸軍大臣ハ陸  
軍大臣トシテ、此將校分限令ニ服スルノデ  
アルカドウカト云フコトヲ尋ねマシタラ  
バ、宇垣君ハ之ニ服スルノデアルト答ヘタ、  
然ラバ將校分限令ニ服スル以上ハ、其病氣  
ガ長キニ亘テ臨時代理ガ出來タ、即チ代員  
ヲ要スル場合ハ、六箇月ヲ待タズシテ休職ヲ  
命ゼラレナケレバナラヌト云フコトヲ述ベ  
タ、所ガ之ニ付テ答辯ヲ差控ヘテ、法文ノ  
解説ハ述ベナイト云フヤウナコトヲ申シマ  
シタ、併ナガラ私ガ追窮ヲ致シタ爲ニ、遂  
ニ彼ガ答辯ヲ致シタ、其答辯ガ驚イタモノ  
デアル、六箇月ヲ經レバ休職ヲ命ズルコト  
ヲ得ルト云フ所ノ本文ノ方ガ但書ノ方ニ來  
テ、但書ノ六箇月ヲ待ツノ限リニアラズト

云フノハ、六箇月ヲ待ツノ限りニアテザル  
コトヲ得ル意味デアルト云フヤウナ驚クベ  
キ答辯ヲ致シタノデアル、斯ノ如ク國務大  
臣ノ答辯ガ支離滅裂デアッテ、法文ノ解釋ス  
ラモ出來ナイデ、サウシテ其ヤッタ行動ト云  
フモノハ、全ク法文ニ背馳シテ居ルコトヲ  
濱口内閣ハ認メテヤッテ居ルノデアル、斯ノ  
如ク憲法政治ノ根本義ヲ破壊シ、又法令ヲ  
無視スルコトハ、濱口内閣ヨリ甚シキモノ  
ハナイト私ハ思フノデアリマス(拍手)  
諸君、又假定ノ事實ニ付テ答辯ヲセヌト  
カ云フガ、併ナガラ此首相代理ノ權限ニ付  
テ尋ネタ、幣原君ハ何ト言ダカ、國務大臣ト  
ノ缺員ノ場合ニハ、本當ノ内閣總理大臣ト  
同様ニ奏宣ノ權能ガアルカト言ツク所ガ、ソ  
レハ今缺員ガナイカラ、假定ノ事實デアル  
カラ答ヘラレナイト言ツタガ、然ラバ其職務  
範圍ノ中ニアルカト尋ネタ所カ、ソレハ答  
辯出來ナイト言ツテ、之ヲ避ケタノデアリマ  
スガ、實ニ斯ノ如キ簡單明瞭ナル間ニ對シ  
テモ、答辯ガ出來ナイト云フヤウナ憫レナ  
狀態ニ置カレタノハ、全ク此長キニワツテ臨  
時代理ガ置カレタ爲メデアルト、私ハ斷言  
セザルヲ得ナインデアル、其他斯ノ如キコ  
トヲ一々申シマシタナラバ非常ニ多イ、私  
ハ今之ヲ茲ニ略スノデアリマスガ、斯ノ如  
ク國務ガ澁滑シテ、到底輔弼ノ責任ヲ盡シ  
能ハナカタト云フコトハ、是ハ私ハ明瞭デ  
アルト思フノデアリマス(拍手)又幣原君ガ  
言フガ如クニ、首相ノ職權全部ヲ行フモノ  
然内閣ノ出現ト云フコトニ依ツテ、サウシテ  
内閣ガ生レタト同様デアリマシテ、茲ニ民  
政黨ハ超然内閣ヲ認メタノデアリ、又此超  
アルト私ハ考ヘルノデアル(拍手)  
スノ如ク臨時代理ガ久シキニ瓦ツテ國務  
ヲ澁滑セシメ、立憲政治ヲ破壊シテ居ルト  
コトハ、明カニ立憲政治ヲ破壊スルモノデ  
云フコトハ、現内閣ノ大罪惡デアルト私ハ

断言シテ憚ラナイモノデアリマス、又曩ニ  
臨時代理ガ解任セラレタ、濱口君自ラ大政  
變理ノ責任ヲ盡スコトガ出來ナイト言シテ、  
即チ臨時代理ガ置カレタノデアリマスガ、  
ソレガ自ラ輔弼ノ大任ヲ盡スコトガ出來ル  
ト云フ、健康狀態ニ回復シタト云フノデ以  
テ、臨時代理ガ茲ニ解任セラレタ、三月十  
日カラ議會ニモ登院セラレタト云フコトデ  
アリマス、諸君、然ルニ此事ハ、陛下ニ向  
テ上奏ヲシ、又國民ニ向テ聲明シ、又議會  
ニ來シテ挨拶ヲシタノデアル、然ルニ實際ハ  
如何ナ狀態デアルカ、十日ニ登院ラシテカ  
ラ、貴族院、衆議院ニ至シテ、僅ニ二分カ三  
分ノ挨拶ヲシタニ過ギナイ、又連日登院致  
スコトモナイ、僅ニ來シテ直チニ去ルト云フ  
ヤウナ狀態デアリマシテ、登院スルト云フ  
ノハ名ノミデアッテ、何等其實績ハ舉テ居  
ラナイノデアル（拍手）現ニ院内ニ於テ閣議  
ハ屢々開カレテ居ルノデアリマスガ、此閣  
議ニ内閣總理大臣濱口君ハ一週モ出席シテ  
居ラナナイデハナイカ（拍手）總理大臣ガ内閣  
ノ首班トシテ閣議ヲ統率シテ行クノガ當然  
デアルノニ、其閣議ニ内閣總理大臣ガ常ニ  
缺席シテ、他ノ國務大臣ガ烏合ノ辯ヲ以テ  
會議ヲシテ居ルト云フコトハ前古未嘗有デ  
アツテ、斯ノ如キ狀態デアレバ、我國ニ内閣  
總理大臣ナシト斷言シテ憚ラナイノデアリ  
マス（拍手）

其者ガ、悲壯ナル決意ヲシテ登院スルト云  
テヤジテ來ルト云フナラバ、是レ國家ノ爲ニ  
ヤルノデハナクシテ、政權ヲ失ハザランガ  
爲ニ、悲壯ナル決意ヲシタノデアル、實ニ  
國民ヲ眼中ニ置カズ、唯自己ノ政權維持ノ  
爲ニ汲々タルモノデアルト斷言シテ憚ラナ  
イモノデアリマス、若モ輔弼ノ大任ヲ盡ス  
ニ耐ヘナイノデアルナラバ、速ニ職ヲ去ル  
ノガ、是ガ臣節ノ當然デアルト思フノデア  
ル（拍手）今日此濱口君ノヤッテ居ル所ノ狀  
態カラ見マスルト云フト、如何ニ最重目ニ  
見マシテモ、臨時代理ヲ解イタ時ニ奏請シ  
タ事ハ、即チ天皇陛下ニ對シテ、之ヲ欺  
イタモノデアルト言ツテモ辯解ノ餘地ガナ  
ル（拍手、發言スル者アリ）何ノ辯解ノ餘地ガ  
アルカ（拍手）國民ニ對シテ之ヲ聲明シタ、  
國民ニ對シテ之ヲ聲明シタコトハ、國民ヲ欺  
イタモノデアルト言ツテモ辯解ノ餘地ガナ  
ル（拍手、發言スル者アリ）又議會ニ對シテ挨拶ヲシタ、  
イノデアル、又議會ニ對シテ挨拶ヲシタコトハ、恐ラク  
是ハ……（議長々々）「取消セ」ト呼ヒ其他  
發言スル者アリ聽取スル能ハス）……是亦  
辯解ノ餘地ガナイノデアル

レバ、即チ 天皇陛下ニ對シ奉ッテ、此臨時代理ヲ解イテ戴キタイ、自分ガ健康狀態——自ラ大政懸理ノ大任ニ當ルコトガ出來ルト云フ健康狀態ニ戻リマシタカラシテ、臨時代理ヲ解イテ貴ヒタイト言ツテ居ル、サウシテ今日此狀態ヲ續ケテ居ルト云フコトヘ天皇陛下ヲ欺キ奉ッテ居ルノデアル……、「議長々々」「取消セ」「取消セ」ト呼ヒ其他發言スル者多ク聽取スル能ハス)

「取消セ」「取消セ」「取消ス必要ナイ」  
「断ジテナイ」「議長々々」ト呼ヒ其他發言スル者多シ  
ガ吾々ニハッキリ聽エナイ……  
「モウ一遍聽カセロ」「何遍デモ聽カセテヤレ」「演口ヲ出セ」ト呼ヒ其他發言スル者アリ)

○議長(藤澤幾之輔君) 秦君、秦君、アト  
○議長(藤澤幾之輔君) 只今ノ秦君ノ言葉ノ中ニ、最後ノ言葉ガドウモハッキリ私ニハ分リマセヌ、併ナカラ此場合ニソレヲ論ジテ居ルコトハ困難デアリマス、ソレデ速記録ヲ見テカラ適當ナ措置ヲ致シマスカラ、此場合暫ク御待チラ願ヒマス

○秦豐助君(續) 諸君、濱口君ハ……  
〔拍手起り發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○秦豐助君(續) 漱口君ハ、此濱口君ノ狀態ヲ見シテ、十分……見込ガアルノデアルカ、諸君……  
〔議長断ジテ進行サセヌゾ〕ト呼ヒ其

他發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○秦豐助君(續) 漱口君ハ、此議會ハ僅カ節ヲ辨ゼザルモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス

〔議長「議長」「取消セ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○秦豐助君(續) 内閣總理大臣トシテノ臣節ヲ辨ゼザルモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス

〔議長「議長」「取消セ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○秦豐助君(續) 而シテ漱口君其人ニ天皇ヲ輔弼スル所ノ重責ヲ……(拍手起り發言スル者多ク議場騒然)

耳ニ入シタコトハ、ハッキリ致シマセヌケレドモ、秦君カラ聽イタ所ニ依リマスト、斯様ニ言ハレテモ仕方ガアルマイト云フ意味〔拍手起リ其他發言スル者多ク議場騒然〕  
〔拍手起リ其他發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 御待チナサイ——  
〔是ハ速記録ヲ調べマセヌケレバ、ハッキリ致シマセヌカラ、速記録ヲ調べタ後ニ、適當ナル措置ヲ執リマスカラ、暫ク静肅ニ御願致シマス〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 閣ノ……  
〔發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
〔議長「議長」「事皇室ニ關スル事デハアリマセヌカ」「議長何ヲ考ヘテ居ルカ」ト呼セ其他發言スル者多ク議場騒然〕  
○秦豐助君(續) 民政黨ノ諸君ハ、此濱口君ノ狀態ヲ見シテ、十分……見込ガアルノデアルカ、諸君……  
〔議長断ジテ進行サセヌゾ〕ト呼ヒ其

他發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○秦豐助君(續) 漱口君ハ、此議會ハ僅カノ間デアルノデアルカラシテ、此間ヲ通り抜ケテ、ソレカラハ……(發言スル者多ク議場騒然)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニサラヌケレバ、折角ノ……減茶々々ニナッテシマヒマス  
○櫻井兵五郎君(續) 問題ニ關シマシテ……  
〔發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 隠忍シテ……スルヤウニ願ヒダイ  
○櫻井兵五郎君(續) 諸君……  
〔發言スル者多ク議場騒然〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 本案ハ重大ナ案アル時局ニ方々テ、十分ニ國家ノ爲メ、國民ノ爲ニ職責ヲ盡サナケレバナラナイ所ノ……(議場騒然聽取スル能ハス)總理大臣トシテハ曠職ノ責ヲ免レヌモノデアルト思フノデアリマス、斯ノ如クニ職責ヲ曠ウシノ間デアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)諸君、此問題ニ關シマシテ諸君ノ舉ゲラル、所論點ハ、第一番ニ代理總理ヲ置イタガ、併シソレハ政黨員デナイカラヌト云フコトガ、論旨ノ一點デアリマシタ、是ハ私ハ茲ニ明言ヲ致シテ置キマス、是ハ意見ノ反対スル者デハナイ、併ナガラ吾々ハ、是ハ相違デアル、吾々ハ絶對ニ、諸君ノ其説ニ反対スル者デハナイ、併ナガラ吾々ハ、是ハ、現在ノ閣僚ノ一人デアルカラ、是ハ處置デ、必ズシモ諸君ト絶對ノ意見ノ反対デナリ、唯解釋ノ相違ニ過ギナイト云フコトヲ茲ニ申上げテ置キマス、諸君、次ニ臨實質上政黨員同様ト云フ解釋ノ下ニ執タ處置デ、必ズシモ諸君ト絶對ノ意見ノ反対デナリ、唯解釋ノ相違ニ過ギナイト云フコトヲ茲ニ申上げテ置キマス、諸君、次ニ臨時代理ヲ長キニ瓦ツテ置イタノハ宜シクナ、之ニハ鳩山君ノ御論モアリマシタ、又

内閣官制八條ノ解釋ハ、鳩山君ノ御解釋モ或ハ至當デアルカモ知レヌト思フガ、併ナガラ私ハ、此問題ハ諸君ノ憲政ノ運用竝ニ憲政ノ規畫ヲ整備スルト云フコトガ精神ニナシテ居リマスガ、然ラバ茲ニモウ一ツ憲政ノ規畫ヲ定メル上ニ於テ、諸君ニ私ハ理由ヲ追加シタイ問題ガアルノデアル、ソレハ何デアルカト申シマスレバ、立憲治下ニ於テ、政黨内閣ナルモノニ對シテハ、政策ノ破綻以外ニハ絶対ニ政變ヲ起サシメナイ、効ハ又別ニ受ケマス、是ハ別問題デアル、私ハ憲政下ニ於テ、政策ノ破綻以外ノ他ノ原因ニ依テ政變ハ起サンムベカラズ、之ヲ憲政ノ規畫ノ第一條ニ持ンテ行キタインデアリマス、而シテ此度ノ首相代理問題、或ハ首相ノ登陸問題、是ハ何ニ依テ起タノデアリマセウ、是ハ一青年ノ濱口内閣ニ對スル政治上ノ誤解ニ基ク、所謂總理ノ遭難ニ其端ヲ發シテ居ルノデアリマス、此點ヲ吾々ハ深ク考慮ヲ致サナケレバナラヌ問題ト思フ、之ニ對シマシテモ諸君ハ論ゼラレルデアラウト思フノデアリマス、ソレハソレニ堪ヘナイヤウニナシタラ、他ニ同志ヲ以テ代ヘタラ宜シイデハナイカト、斯様ニ申サレルカモ知レヌ、其御説モ固ヨリ一面ノ道理ハアリマス、アリマスガ、併ナガラ先刻秦君モ論ゼラル、ガ如ク、又屢々鳩山君、秋田君等ヨリモ論セラレタ如ク、總理ノ地位ハ他ノ國務大臣ト違テ、非常ニ重大デアル、立憲治下ニ於テハ、總理大臣ト云フモノハ、是ハ特別ノモノデアル、非常ニ重大ナモノデアルト、斯様ニ諸君ガ言ハレテ居ルノデアル、私モ亦之ニハ同感デアリマス、諸君、然ラバ左様ニ重大ナル地位ニ對シテハ、深ク斯ノ如キ、殆ド絶無ニ瓦ルガ如キ事例ノ場合ニ對シテハ、今少シク私ハ深キ考慮ヲ要スルノデハナイカ、諸君ノ論ゼラレル所ガ大切デアッテモ、ソレ以上ノ

大切ナル理由ガ茲ニアクナラバ、吾々ハソレニ從ハナケレバナラヌノデアラウト思フ、ナシテ居リマスガ、然ラバ茲ニモウ一ツ憲政ノ規畫ヲ定メル上ニ於テ、諸君ニ私ハ理由ヲ追加シタイ問題ガアルノデアル、ソレハ何デアルカト申シマスレバ、立憲治下ニ於テ、政黨内閣ナルモノニ對シテハ、政策ノ破綻以外ニハ絶対ニ政變ヲ起サシメナイ、効ハ又別ニ受ケマス、是ハ別問題デアル、私ハ憲政下ニ於テ、政策ノ破綻以外ノ他ノ原因ニ依テ政變ハ起サンムベカラズ、之ヲ憲政ノ規畫ノ第一條ニ持ンテ行キタインデアリマス、而シテ此度ノ首相代理問題、或ハ首相ノ登陸問題、是ハ何ニ依テ起タノデアリマセウ、是ハ一青年ノ濱口内閣ニ對スル政治上ノ誤解ニ基ク、所謂總理ノ遭難ニ其端ヲ發シテ居ルノデアリマス、此點ヲ吾々ハ深ク考慮ヲ致サナケレバナラヌ問題ト思フ、之ニ對シマシテモ諸君ハ論ゼラレルデアラウト思フノデアリマス、ソレハソレニ堪ヘナイヤウニナシタラ、他ニ同志ヲ以テ代ヘタラ宜シイデハナイカト、斯様ニ申サレルカモ知レヌ、其御説モ固ヨリ一面ノ道理ハアリマス、アリマスガ、併ナガラ先刻秦君モ論ゼラル、ガ如ク、又屢々鳩山君、秋田君等ヨリモ論セラレタ如ク、總理ノ地位ハ他ノ國務大臣ト違テ、非常ニ重大デアル、立憲治下ニ於テハ、總理大臣ト云フモノハ、是ハ特別ノモノデアル、非常ニ重大ナモノデアルト、斯様ニ諸君ガ言ハレテ居ルノデアル、私モ亦之ニハ同感デアリマス、諸君、然ラバ左様ニ重大ナル地位ニ對シテハ、深ク斯ノ如キ、殆ド絶無ニ瓦ルガ如キ事例ノ場合ニ對シテハ、今少シク私ハ深キ考慮ヲ要スルノデハナイカ、諸君ノ論ゼラレル所ガ大切デアッテモ、ソレ以上ノ

大軒ナル理由ガ茲ニアクナラバ、吾々ハソレニ從ハナケレバナラヌノデアラウト思フ、ナシテ居リマスガ、然ラバ茲ニモウ一ツ憲政ノ規畫ヲ定メル上ニ於テ、諸君ニ私ハ理由ヲ追加シタイ問題ガアルノデアル、ソレハ何デアルカト申シマスレバ、立憲治下ニ於テ、政黨内閣ナルモノニ對シテハ、政策ノ破綻以外ニハ絶対ニ政變ヲ起サシメナイ、効ハ又別ニ受ケマス、是ハ別問題デアル、私ハ憲政下ニ於テ、政策ノ破綻以外ノ他ノ原因ニ依テ政變ハ起サンムベカラズ、之ヲ憲政ノ規畫ノ第一條ニ持ンテ行キタインデアリマス、而シテ此度ノ首相代理問題、或ハ首相ノ登陸問題、是ハ何ニ依テ起タノデアリマセウ、是ハ一青年ノ濱口内閣ニ對スル政治上ノ誤解ニ基ク、所謂總理ノ遭難ニ其端ヲ發シテ居ルノデアリマス、此點ヲ吾々ハ深ク考慮ヲ致サナケレバナラヌ問題ト思フ、之ニ對シマシテモ諸君ハ論ゼラレルデアラウト思フノデアリマス、ソレハソレニ堪ヘナイヤウニナシタラ、他ニ同志ヲ以テ代ヘタラ宜シイデハナイカト、斯様ニ申サレルカモ知レヌ、其御説モ固ヨリ一面ノ道理ハアリマス、アリマスガ、併ナガラ先刻秦君モ論ゼラル、ガ如ク、又屢々鳩山君、秋田君等ヨリモ論セラレタ如ク、總理ノ地位ハ他ノ國務大臣ト違テ、非常ニ重大デアル、立憲治下ニ於テハ、總理大臣ト云フモノハ、是ハ特別ノモノデアル、非常ニ重大ナモノデアルト、斯様ニ諸君ガ言ハレテ居ルノデアル、私モ亦之ニハ同感デアリマス、諸君、然ラバ左様ニ重大ナル地位ニ對シテハ、深ク斯ノ如キ、殆ド絶無ニ瓦ルガ如キ事例ノ場合ニ對シテハ、今少シク私ハ深キ考慮ヲ要スルノデハナイカ、諸君ノ論ゼラレル所ガ大切デアッテモ、ソレ以上ノ

大軒ナル理由ガ茲ニアクナラバ、吾々ハソレニ從ハナケレバナラヌノデアラウト思フ、ナシテ居リマスガ、然ラバ茲ニモウ一ツ憲政ノ規畫ヲ定メル上ニ於テ、諸君ニ私ハ理由ヲ追加シタイ問題ガアルノデアル、ソレハ何デアルカト申シマスレバ、立憲治下ニ於テ、政黨内閣ナルモノニ對シテハ、政策ノ破綻以外ニハ絶対ニ政變ヲ起サシメナイ、効ハ又別ニ受ケマス、是ハ別問題デアル、私ハ憲政下ニ於テ、政策ノ破綻以外ノ他ノ原因ニ依テ政變ハ起サンムベカラズ、之ヲ憲政ノ規畫ノ第一條ニ持ンテ行キタインデアリマス、而シテ此度ノ首相代理問題、或ハ首相ノ登陸問題、是ハ何ニ依テ起タノデアリマセウ、是ハ一青年ノ濱口内閣ニ對スル政治上ノ誤解ニ基ク、所謂總理ノ遭難ニ其端ヲ發シテ居ルノデアリマス、此點ヲ吾々ハ深ク考慮ヲ致サナケレバナラヌ問題ト思フ、之ニ對シマシテモ諸君ハ論ゼラレルデアラウト思フノデアリマス、ソレハソレニ堪ヘナイヤウニナシタラ、他ニ同志ヲ以テ代ヘタラ宜シイデハナイカト、斯様ニ申サレルカモ知レヌ、其御説モ固ヨリ一面ノ道理ハアリマス、アリマスガ、併ナガラ先刻秦君モ論ゼラル、ガ如ク、又屢々鳩山君、秋田君等ヨリモ論セラレタ如ク、總理ノ地位ハ他ノ國務大臣ト違テ、非常ニ重大デアル、立憲治下ニ於テハ、總理大臣ト云フモノハ、是ハ特別ノモノデアル、非常ニ重大ナモノデアルト、斯様ニ諸君ガ言ハレテ居ルノデアル、私モ亦之ニハ同感デアリマス、諸君、然ラバ左様ニ重大ナル地位ニ對シテハ、深ク斯ノ如キ、殆ド絶無ニ瓦ルガ如キ事例ノ場合ニ對シテハ、今少シク私ハ深キ考慮ヲ要スルノデハナイカ、諸君ノ論ゼラレル所ガ大切デアッテモ、ソレ以上ノ



ル、此ニツノ點カラ見マスレバ、或ハ新平  
價論ヲ以テ御考ニナフテ居シタノデハナイカ  
ト思ヒマスケレドモ、ソレナラバドウシテ  
モ、是ハ濱口内閣方舊平價解禁ヲヤルト言  
テ出立時ニ、在野黨ノ任務トシテ、諸君ハ  
レルト云フヤウナコトハ、私ハ茲ニ卑怯デ  
ハアルマイカト御警告ヲ申上ゲル  
諸君、其次ハ濱口内閣ノ「デフレーンヨ  
ン」政策ガ物價ヲ引下ゲタ、是ガ惡イト言ハ  
レル、大口君ノ說ニ依リマスト、物價ヲ叩  
キ付ケテ下ゲタト、斯ウ言ハレル、即チ諸  
君ハ高物價論デアリマス、現在ノ物價ヲ維  
持シテ行カウ、解禁前ノ物價ヲ維持シテ行  
カウト云フ考デアル、併シ解禁前ノ物價ヲ  
維持シテ、吾々ガ世界經濟ニ直面シテ行  
ク、其結果ハドウナリマス、之ヲ肯定スレ  
バ金解禁ハ出來ナイ、常ニ爲替ヲ動搖サシ  
テ置カナケレバナラヌト云フコトニナル、  
豫算委員會デ堀切君ノ議論ノ中ニ、爲替ノ  
動搖ハサマデ重キヲ置カヌデモ宜イト云フ  
御説ガアッガ、吾々ハサウハ考ヘナイ、是  
ハ現ニ事實ニ於テ是デハイカヌト云フコト  
ガ立證ナレテ居ルノデアリマス、諸君、吾  
吾ハ大正六年五月ニ金輸出禁止ヲ致シマシ  
テ以來、十二年五箇月ノ間金ノ輸出禁止ヲ  
致シテ、國際經濟ニ對シテツノ鎖國的方  
法ヲ執ツテ來タ、サウシテ物價ハ常ニ國際物  
價ニ向フテ二割以上ノ開キガアル、先ヅ是デ  
守ツテ行カナケレバナラヌ筈デアルカモ知  
レナイガ、事實ハドウデアルカ、丁度戰後  
ノ世界ノ經濟政策ト云フモノハ、皆デフレ  
ーション」デアリマシテ、總デノ物價ガ下ッ  
テ來テ、各國共は皆一致シテ大洋ノ水準  
ノヤウナモノヲナシテ居ル、此場合ニ日本  
獨リ約十三年ニ近イ年ノ間、金輸出禁止ノ  
堤防ヲ海岸ニ對シテ築イテ、日本經濟ノ水  
位ヲ高メテ置イタ、所ガ世界經濟ノ水壓ガ

強クテ、イツシカ輸出禁止ノ堤防ニ穴ガ開  
テ居タ國民經濟生活ヲ空虚ニスルマデニ、  
穴カラ富ガ漏レテシマタ、一十七億四千万  
圓ノ正貨ヲ得テ居タモノガ、是方爲ニ半バ  
ノ正貨ヲ穴カラ奪ヒ去ラレテ、我ガ國民經  
濟ノ内容ハ殆ド空虛ニナツタ、吾々ハ高物價  
政策ヲ維持シテヤフテ行ツテモ、國際經濟ニ  
對スル立場ニ於テハ、ドウシテモ是ハイカ  
ヌモノデアルト思フ、濱口内閣ノ執ッタ如  
ク、一大英斷ヲ以テ金解禁ヲヤルト云フ政  
策ヲ執ラナケレバナラヌト云フコトハ、此  
十箇年間ノ事實ガ何ヨリ雄辯ニ立證シテ居  
ル、其即チ濱口内閣ノ政策ノ此事實ガ裏書  
ヲシテ居ルモノデアルト、私ハ茲ニ斷言ヲ  
致シテ憚ラヌト思フ諸君、此經濟問題ノ歸  
結ト致シマシテ、私ハ今考ヘて見タイノデ  
アリマス、此場合ニ當テ、一言シナケレバ  
ナラヌコトハ、先程カラモ其處カラ大分ヤ  
カマンク言ッテ居ラレマスガ、不景氣ニナッ  
タ此事實ガドウダ、此不景氣ノ原因ガ濱口内閣ノ政策  
ニアルカト云フコトニ付テハ、程度ノ差ハ  
アリマスルケレドモ、諸君モ認メラレ、吾  
吾モ認メテ居ル一ツノ事柄ガアル、ソレハ  
世界經濟ノ恐慌ニ因ル原因デアル、諸君ハ  
現在ノ不況ヲ主トシテ濱口内閣ノ政策ニ因  
ル、今日ノ不景氣ノ原因ガ濱口内閣ノ政策  
ダト言ッテ居ラレルノニ對シテ、吾々ハ一  
昨日モ濱口總理大臣ガ此席ニ於テ述ベラ  
マシタ通り、數字的ニハ言ヘナイガ、現在  
ノ不景氣ハ主トシテ世界經濟恐慌ニ因ルノ  
デアル、斯様ナコトヲ濱口總理大臣ガ述ベ  
テ居ラル、併シ是ハ數字ノ上カラ申シマ  
シタナラバ、濱口内閣ガ成立ヲシテ、金解  
禁ヲヤルマデニ、物價ハ八分下ツテ居ル、今  
日マデニハ二割七分一厘下ツテ居ル、其差ハ  
一割九分一厘デアルカラ、此一割九分一厘  
ガ世界不景氣ノ原因デアル、斯ウ云フコトヲ  
或ハ言フ人ガアルカモ知ラヌガ、吾々ハ左  
様ナコトハ申サヌ、此關係ハ中々ムヅカシ

云フコトダケハ、是ハ諸君モ承認ナサラナ  
ケレ、バナラヌト想フノデアリマスガ、是ハ  
別個ノ問題デアリマス、別個ノ問題デアリ  
マスガ、吾々モ此「フレーション」政策ガ  
現在ノ或ル期間ノ間ニ、一時ノ不景氣ヲ起  
スト云フコトヲ、全ク否認スル者デハアリ  
マセヌ、併ナガラ是ガ必ズ吾々ノ目標トシ  
テ目指シテ居ル所ノ域ニ達スルモノデアリ  
ト云フコトダケハ、吾々ハ茲ニ明確ニ之ヲ  
信ジテ居ルノデアル、現ニ此歸結トシテ證  
據モ舉ゲルコトガ出來ルト思フノデアリマ  
ス

モ知レマセヌ、併ナガラ政府ガ茲ニ産業合理化ヲヤラナケレバ、ナラヌト云フ主張ヲ執ツテ、サウシテ國民ヲ指導致シ、一方ニ於テ經濟上ノ改革ヲ致シタト云フ、此中ニ於テチヤント經濟界全體ニ於テハ其向フ所ガ分ル、一ツノ自動的合理化作用ガ起ツテ、我國ハ餘程是ガ爲ニ產業合理化ノ事實ガ、生産機構ノ中ニ於テ達成サレテ居ル（拍手）斯様ニ私ハ見テ誤リナイト思フ  
諸君、今日ノ有價證券ノ價格ノ回復ハ如何デアリマスカ、是ハ諸君カラ言ハレルナラバ、先程床次君ノ御言葉ガアツタガ、アレハーショント云フ御言葉ガアツタガ、アレハ私甚ダ意味ヲ取ルニ苦シシダノデアリマスガ、恐クハ金融救濟ヲヤシタト云フ意味デアラウト思フ、所ガ今日ノ有價證券ノ回復ト云フコトハ、サウ云フ金融救濟ノ爲メダト断ズベキモノデハナニ、自動的合理化ガ起ツタ爲ニ、低物價ノ中ニ於テモ、相當ノ採算ガ取レルヤウニナツテ來タ、是ガ基礎ニナツテ、今日ノ景氣ガ聊カ回復ラスルノデアラウト云フ曜光ガ現レテ來テ居ルノデアルト云フコトヲ以テ、諸君ノ御説ノ全然間違テ居ルト云フコトヲ、私ハ茲ニ申上ゲテ憚ラヌト思フノデアリマス  
斯様ニ考ヘテ参リマスルナラバ、消費ニ對スル見解ト致シマシテモ、金解禁ニ對スル所ノ諸君ノ重大ナル點ノ見落シカラ致シマシテモ、又物價ヲ中心トスル世界經濟ノ關係カラ見マシテモ、ドウシテモ諸君ガ濱口内閣ノ政策ガ誤ンテ居タト云フコトヲ言ハレルコトハ御無理デアル、隨テ斯ノ如キ経済政策ニ關スル論ヲ以テ、濱口内閣ノ彈劾ノ理由ニセラレヨウト云フコトハ、全然是ハ過チデアルト云フコトヲ、私ハ茲ニ斷言ヲシテ憚ラヌ（拍手）  
諸君、私ハ最後ニ一寸外交問題ニ一言ヲ觸レタイト思フノデアリマス、範圍ハ對支外交ニ止メマス、幣原外交ヲ能ク諸君ハ歎

弱外交デアルト言ハレルノデアリマスガ、  
トカ云フ形容詞ヲ以テスル所ノ御批評ハ當  
ラヌト思フノデアリマス、先刻モ秦君ハ、  
第三者外交ト言ハレタガ、サウ云フコトヲ  
言ハレルヨリハ、實際ノ内容ニ付テ吾々方  
諸君ト意見ヲ闘ハスコトガ必要デアルト恩  
フ、國民ノ聽カントスル所ハ形容詞デハナ  
イト思フノデアル、諸君、幣原外交ハ何モ  
一番ニハ對支外交ヲ軌道ニ還シタデハアリ  
シナイヤウニ諸君ハ非難ヲセラレマスガ、  
サウデヤナイ、ドウ云フコトヲシタカ、第  
一セヌカ、諸君、餘程險惡ニナツテ居タ  
殆ド手ノ著ケヤウガナイヤウニナツテ居タ、  
ソレヲ軌道ニ還シ、今日ハ事實ニ於テ何處  
ニ排日排貨ノ國民運動ガアルカ、經濟關係ノ  
上ヨリ見マシテモ、他ノ國際貿易ノ關係ニ  
比較ヲ致シマスレバ、アノ銀安ト云フ重大  
ナル不利益ナ條件ガアルニ拘ラズ、相當ノ  
對支貿易ノ成績ヲ收メテ居ルト云フコト  
ハ、是ハ幣原外交ノ第一番ノ成功デアルト  
思フノデアリマス（拍手）

シテ居留民ノ財産ニモ非常ナル損害ヲ被ラ  
タ、斯ウ考ヘテ見マスルナラバ、諸君ノ言  
ハル、ガ如キ、所謂強硬外交ガ宜イカ、幣  
原外交ガ宜イカト云フコトハ、自ラ明カデ  
ハアリマセヌカ、左様ナ強硬トカ、軟弱ト  
カ云フコトヲ言ハズニ、實際ノ外交ナラバ、  
外交ノ手段ニ於テ、萬全ナル成績ヲ擧ゲル  
ト云フコトヲ、吾々ハ目標トシナケレバナ  
テヌノデハナイカト思フノデアリマス  
次ニハ諸君、満洲問題、是ハ今重大ナル  
問題トシテ、朝野共ニ論ゼラレテ居ル、其  
問題ノ内容ハ何デアルカト申シマスレバ、  
満鐵ニ對スル茲行線問題、所謂、吉林ト海  
龍ヲ繋グ所ノ海吉線、ソレカラ打虎山ト通  
遼ヲ繫グ所ノ打通線、是ハ支那ガ勝手ニ敷  
設シタノデアル、サウシテ將來ニ向テハ、  
満鐵ヲ包圍セントスル如キ計畫ヲ立テ、居  
ルト云フ、是ガ今ノ重大ナル問題デアル、然  
モ承知致シテ居リマス、併シ是ハ濱口内閣  
ガ此重大性ヲ考ヘテ、今現ニ交渉ヲ始メテ  
居ル、諸君ハ之ニ對シテ議會前ニ此交渉ヲ  
始メタカラ、是ハ對議會策ダト言ハレル、然  
ルニ是ハ非常ナル間違デアリマス、吾々ハ  
今マデ單ニ對支外交ヲ軌道ニ還スノニ相當  
ノ時間ヲ要シタノデハアリマセヌカ、今ヤ  
此問題ハ私共ハ相當ノ解決ヲ致スベキモノ  
ト思フノミナラズ、此問題ニ付テハ、斷ジ  
テ吾々ハ諸君カラ非難ヲ受ケル筋合デハナ  
イト考ヘル、何トナレバ海吉線ハ田中内閣  
ノ時ニ支那ハ勝手ニ起工シタ、ソレカラ打  
通線ハヤハリ田中内閣ノ時ニ是ハ完成ヲシ  
テ居ル、之ニ對シテ何故モット適切ナル方  
法ヲ執ルコトニ、田中内閣時代ニ御心付ニ  
ナラナカツタノデアルカ、此問題ヲ以テ吾々  
ヲ責メラレルコトハ、ソレハ筋合デハナ  
イト云フコトヲ、私ハ茲ニ御断りラ申上ゲ

テ置ク、唯吾々ハ此後始末ヲヤルノデアル、  
諸君、又濱口内閣ノ外交成績ト致シマシテ  
ハ、更ニ島嶼問題モ大體片付イテ居リマス、  
又南京、漢口事件モ、相當多額ノ賠償金ヲ  
取ツテ解決ヲ致スコトニ近付イテ居リマス  
最後ニモウツ厄介ナ濟南事件、是ハ諸  
君カラ相續シタ遺産デアリマス、洵ニ迷惑  
ナ遺産デアリマスガ、之ニ對シテモ吾々ハ  
今解決ノ曙光ヲ認メテ居ルト云フヤウナ次  
第デアリマシテ、幣原外交、即チ濱口内閣ノ  
外交ハ、他ノ列國——對支以外ノコトハ私ハ  
論ジテ居ル暇ハアリマセヌカテ、是ハ他ノ  
同志ニ譲リマスガ、對支外交ノミニ付テ考  
ヘテ見テモ、斯様ナ成績ヲ擧ゲツ、アルト  
云フコトハ、諸君ニ申上げテ私ハ憚ラヌ、  
是ハ濱口内閣ノ沟ニ偉績ノーツデアルト云  
フコトヲ、私ハ之ヲ國民ニ申シタイノデア  
リマス

斯様ニ考ヘ來リマスナラバ、所謂憲政ノ  
運用ノ問題ニ關シテモ、是ハ深ク諸君ガモ  
ウ少シ考慮ヲナサルベキ問題デアルト考ヘ  
ル、又經濟問題ヲ以テ彈劾シヨウト云フコ  
トモ、前申上ダマシタ通り、理由トシテハ  
相立タヌ、而モ外交ニ付キマシテモ、我國  
ノ外交ノ権輒デアル對支外交ニ於テ、斯ノ  
如キ成績ヲ擧ゲテ居ル、諸君ガ當會期ノ初  
メヨリ、先刻又床次君ノ御説明ニナリマシ  
タル理由ノ上カラ併セテ考ヘテ見マシテ  
モ、諸君ノ此處ニ數ヘテ以テ濱口内閣ヲ彈  
劾シ、濱口内閣ガ退クベキモノデアルト云  
フ理由ハ、或ハ妥當ニアラズ、或ハ全然理  
由ヲナサナイモノデアツデ、斯ノ如キ決議案  
ニ對シテ、吾々ハ是非トモ茲ニ國民ノ名ニ  
於テ、吾々ノ二百七十名ノ多數ヲ以テ、茲  
ニ斷然粉碎シ去ルベキモノデアルト思フノ  
デアリマスガ、併ナガラ諸君ガ若シ茲ニ願  
ミル所ガアツテ、寧ロ吾々ノ粉碎ヲ俟タズシ  
テ、本案ノ撤回ヲ爲サレルナラバ尙ホ幸デ  
アル、私ハ邦家憲政ノ爲メ、諸君ニ強ク撤  
回ノ勸告ヲ致シテ、此壇ヲ降ル次第アリ

○議長（藤澤幾之輔君）　山口義一君  
〔山口義一君登壇〕  
○山口義一君　私ハ現内閣不信任ノ決議案ニ對シマシテ、賛成ノ理由ヲ申述べ、只今富田君、櫻井君ノ御意見ニ對シマシテ、反駁ヲ致シタイト思フノデアリマス  
富田君、櫻井君ノ御述ニナリマシタル所ハ、大體ニ於テ金解禁、緊縮政策、消費節約ノ問題ニ關スル御辯明デアルノデアリマス、ソレカラ憲政運用ニ關スル問題、更ニ最後ニ外交ニ關シテ御述ベニナシタノデアリマスガ、先づ櫻井君ノ代理首相設置ノ問題ニ對スル御意見ニ對シテ反駁ヲ加ヘテ見タイト思フノデアリマスガ、櫻井君ハ此首相ノ遭難ノ事實ト云フコトニ對シテ重キヲ置イテ居ラレル、吾々モ濱口首相ノ御遭難ニ對シマシテハ、深甚ナル御同情ヲ致シテ居ツタノデアリマス、併ナガラ櫻井君ハ、此遭難ニ對スル同情ノ事實問題ト、不動ノ責任政治ノ根本原則トヲ混同シタル議論デアルト言ハナケレバナラヌ（拍手）濱口首相ハ本月十日ヨリ議會ニ御出席ニ相成ツタノデアリマス、併ナガラ今日御出席ニ相成ツタト云フコトノ事實ヲ以テ、此議會ノ會期三箇月、其大部分デアル二箇月半ニ亘ル所ノ會期ニ御出席ニ相成ラナカツタト云フ、此責任解除スルコトハ出來ナイノデアリマスト云フ、意味デアルノデアリマス、然ルニ代政運用ニ關スル所ノ決議案ヲ提出致シテ、リマス、ソレハ代理首相デ以テ議會ニ臨マレルト云フコトハ、憲政ノ本義ガ許サナイ本議場ニ於テ審議決定ヲ致サレント致シマス、衆議院ニ於ケル所ノ豫算ノ審議ハ憲法ガ豫算ノ先議權ヲ認メテ居ルト云フ點カスル時ニ當ツテ、我黨ハ又決議案ヲ提出致シタノデアル、又豫算審議ノ最後ノ日ニ於テ、本議場ニ於テ審議決定ヲ致サレント致シマス、衆議院ニ於ケル所ノ豫算ノ審議ハ憲法ガ豫算ノ先議權ヲ認メテ居ルト云フ點

ラ申上ゲマシテ、是ハ議會政治ノ中心デア  
ルト言ハナケレバナラナイ、其豫算審議ノ  
初カラ終ヒ迄一回モ顔ヲ出サナイ、殊ニ今  
年ノ豫算ハ濱口内閣ニ取テハ、初テ自ラ  
作タ豫算、而モ今日ノ窮迫セル所ノ不況ノ  
ドン底ニ附テ居ル國民ヲ如何ニスルカト  
云フコトガ、第五十九議會ノ一番重大ナル  
問題デアリマスル以上ハ、此議會ノ豫算審  
議程重大ナル豫算ノ審議ハナインオニアリマ  
ス、然ルニ其間一回モ顔ヲ出サナイト云フ  
ノデハ、責任政治ノ本義ヲ素ルモノデアル  
ト申シテ差支ナインオニアリ（拍手）先程櫻井  
君ハ官制第八條ノ末節ニ隠レテ、ソレヲ根  
據トシテ居ラレルヤウデアリマスルガ、是  
ハ唯單ニ事務代理ノ規定ヲ規定致シテ居ル  
ノニ過ギナインオザイマシテ、之ヲ以テ  
首相ノ議會ニ對スル所ノ職責ヲモ含ンデ居  
ルモノデアルトハ解スルコトガ出來ナイ、  
吾々ハ此首相ノ議會ニ對スル所ノ職責ノ上  
カラ考ヘマシテ、今日迄議會ニ出席シナカ  
タ所ノ責任ヲ糺彈シナケレバナラナインオデ  
アリマス

安達内務大臣ニ對シテ、豫算委員會ニ於テ  
我黨ノ同志カラ色々質問ヲシテ居ル、民政  
黨ニ於テ多年政黨政治ノ爲ニ御盡シニナッ  
タ安達内務大臣、黨外ノ人間ヲ連レテ來テ、サウシテ之ヲ内閣ノ首班ニ据エルト云フノ  
ハ何事デアルカト云フミテ質問ニ對シ  
テ、安達君ハ黨外ノ人ぞ置テモ、黨ノ政策  
ニ共鳴ヲシ、民政黨々内閣ニ贊成ヲシテ居  
ル者ニアリサヘスルナラバ、入黨書ニ印判  
ヲ捺シテ居ルトカ、捺シテ居ナイトカ云フ  
ヤウナコトハ、是ハ形式ニ過ギナインデア  
ルト云フコトヲ御答辯ニ相成テ居ル、サウ  
云フ風ニ考ヘラジルナラバ非常ナ聞達ニア  
リマス、元來濱口内閣ガ出来タト云フノハ、世界  
個人ノ演口君ニ大命ガ降ツタノデナイ、民政  
黨ノ總裁タル資格ニ於テ降ツタノデアル  
(拍手)然ラバ、濱口君ガ黨員ニアルト云フ  
コトガ、是ガ重大ナル形式ニアリマス(拍  
手)此重大ナル形式ヲモ抹殺スルコトガ出  
タ所ノ安達君ノロカラ、斯様ナ御言葉ガ出  
来ルナラバ、政黨政治ト云フモノハ、世界  
ノ中カラ總テ抹殺シテモ差支ナイコトニナ  
ル(拍手)然ルニ多年政黨ノ爲ニ勵カレテ來  
タ所ノ安達君ノロカラ、斯様ナ御言葉ガ出  
ルト云フコトハ、安達君モ亦羣衆シタリト  
言ハザルヲ得ナイゾアル(拍手)即チ此政  
黨内閣主義ニ反シテ、代理首相ヲ設置サレ  
タト云フコトハ、何ト言ッテモ責任政治ノ根  
本原則ヲ破ルモノゴザイマシテ、現内閣  
並ニ民政黨ハ、國民ノ同情ノ陰ニ隠レテ、  
上御一人ニ對スル所ノ御信任ニ背キ奉リ、  
ノコトヲ以テ反駁致シタイト思フノデア  
リマス

リマシタル御意見ニ對シテ反駁ヲ加ヘタイ  
ト思ヒマスルガ、今日ノ此社會不安ノ狀態、  
殺人的不景氣ノ狀態、其結果生レテ參リマ  
シタル所ノ此夥シ失業者、是ハ現内閣ノ  
經濟政策ノ結果デアル、現内閣ガ金解禁ヲ  
最惡ノ時期ニ斷行シタル云フノガ其重大ナ  
ル原因デアルト私ハ思フノデアリマス、失  
業者ハ何レノ國ニモアル、外國ニモ失業者  
ハアル、英國トカ、米國トカ、或ハ獨逸ノ  
如キハ失業者ハ段々增加致シテ居ル、ケレ  
ドモ亦國ニ依テハ失業者ガ無イ國モアル、  
佛蘭西ノ如キハ殆ド無イト言、テモ宜シイ、  
去年ノ十二月ノ調査ニ依ルト云フト、一千  
六百六十人ヨリナイト云フコトニ相成  
テ、殆ド無イト言、テモ宜シイ、又瑞典ニア  
ルトカ、丁抹デアルトカ、諸威デアルトカ  
云フヤウナ國ハ、段々失業者ガ減少シテ居  
ルト云フヤウナ狀態デアリマスカラ、國ニ  
依テハ政治ノ如何ニ依テ、失業者ヲ段々  
無クスルコトモ出来レバ、又根絶スルコト  
モ出来ルノデアル（拍手）所ガ我國ハドウデ  
アルカト云フト（段々減テ居ル）ト呼フ者  
アリ）段々減テ居ルト云フノハ、サウ言フ  
人ノ錯覺デゴザイマシテ、内務省ノ發表ニ  
依ルト云フト、段々殖エテ居ル（拍手）一昨  
年ノ九月ノ社會局ノ發表ニ依リマスト云フ  
ト、二十六万八千五百人デアル、ソレガ昨  
年ニナルト云フト三十七万四千人ト、斯ウ云  
フコトニナツテ居ル、一箇年間ニ十万五千五百  
人増加致シテ居ル、是ハ極ク内輪ニ見積シタ  
數デアル、是ハ極ク内輪ニ見積シテ出来ルダ  
ケ小サク小サクト計算シタル數字デサヘモ  
三十七万四千人アル、歸農者デアルトカ、  
サイナガラモ自分デ仕事ヲ致シテ居ル人ガ仕  
歸山者デアルトカ、村ニ歸シテ親爺ノ家デ仕  
事ヲ致シテ居ル者デアルトカ、或ハ大工デ  
アルトカ、左官デアルトカ云フヤウナ、小  
云フ失業者、サウ云フ者ハ計算ニ入レテ居  
リマセヌカラ、三十七万デ濟ム、普通失業

者ハ百万人、先づ百万人ト言、テ居ル、此百万人ノ失業者ヲ乍ラテ置イテ、ソレヲドウスルカト云フト、失業公債デ救濟スルノアルト言フガ、ソレハ一般會計ニ於テ二千二百万圓、特別會計ニ於テ一千二百万圓、合セテ三千四百万圓ノ失業公債デ之ヲ救濟スルト言フノデアル、サウシテ救濟サレル數ハドレ位デアルカト云フト、八万一千人アル、政府ノ自ラ發表シテ居ル此三十七万四千人ニ對シテモ、八万一千人デハ殘ル二十九万三千人ト云フ者ハ救濟サレナイデ、其儘放ツテ置カレナケレバナラヌト云フコトニナル（拍手）普通ノ百万人ニ致シマスナラバ、九十一万人以上ノ失業者ト云フ者ハ何トモ手ノ著ケヤウガナイト云フ状態ニアリ、是ハ現内閣が金解禁ノ政策ヲ誤り、緊縮政策、消費節約ノ其結果茲ニ生マレテ來タノデアル、先程來富田君或ハ櫻井君ハ金解禁ノ影響チャナイ、今日ノ此不景氣ハ金解禁ノ影響チャナイ、世界的ノ不景氣ダ、其影響ノ方が大キイノダ、是ハ度々井上君ガ言ハレタ所デアル、而モ井上君ハ此世界的ノ不景氣ハ金解禁前迄ハ分ラナカッタノデアル、金解禁後突發シタル所ノ珍事デアルカラ、神ナラ又身ノ誰モ知ル由モナイスズ、併ナガラ吾々モ世界ノ不景氣ヲ全然否認スル者ヂヤナイ、全然否認スル者ヂヤナไイケレドモ、今日吾々ガ苦シニ居ルヤウナ、極度ノ不景氣ニ外國ガ苦シニ居ルモノニアルトハ思ハナイノデアリマス（拍手）而シテ此世界ノ不景氣ハ金解禁前迄ハ分ラナカッタト云フケレドモ、是ハ世界ノ經濟學者或ハ金融業者、色々ノ人ノ意見ヲ發表シテ居ルノヲ見ルト云フト、去年アレ位ノ不景氣ガ來ルト云フ前兆ハ、昨年、一昨年、其又前カラズアト現ハレテ居ル、一昨年ノアノ亞米利加ノ株式ノ恐慌ノ時、井上君ハ（一昨年ナラ對策ヲヤレト呼フ者アリ）吾々ハ世界の不景氣ガ深刻デアルカラ、左様ナ時

ニ金解禁ヲヤルト云フコトガ打撃ヲ刺戟ス  
ルト云フノデヤラナカッタノデアル（拍手）  
井上君ハ——

〔發言スル者多シ〕

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ——静肅ニ  
願ヒマス

〔發言スル者多シ〕

○山口義一君（續） 一昨年ノ十月二十九日  
デアリマシタカ、亞米利加ニ株式恐慌ガ起シ  
タ、株式恐慌ガ起シタ其事實ニ對シテモ、井  
上大藏大臣ハ豫算委員會ニ於テ、アレハ唯  
株式ダケノ恐慌デアッテ、經濟界ハチットモ  
心配スルコトガ要ラナイ、經濟界全體ハ安  
心デアル、斯ウ云フコトヲ考ヘテ居ラレタ  
ノデゴザイマスル、ケレドモ此一昨年ノ株  
式恐慌ニ對シテハ、亞米利加ノ經濟學者ハ  
皆廳テ恐慌ノ來ルベキ前兆デアルト云フコ  
トヲ豫言致シテ居ル、豫言シタ例ハ澤山ゴ  
ザイマスケレドモ、其主ナル一例ヲ舉ゲテ  
申上ガマスルト、亞米利加ノ景氣研究所ノ  
「バブソン」博士ハ、一昨年ノ十月二十九日  
ノ株式恐慌ニ先立ツ一昨年ノ春ノ株式暴落  
ノ時ニ、既ニ是ハ財界ノ恐慌ガアルゾト云  
フコトヲ豫言致シテ居ル（拍手）所ガ豫言デ  
ゴザイマスルカラシテ當ルコトモアレバ當  
ラヌコトモアル

〔發言スル者多シ〕

○副議長（小山松壽君） 静肅ニ願ヒマス——

○山口義一君（續） 當ルコトモアレバ當ラ  
ヌコトモアルノデアリマス、併ナガラ苟モ  
金解禁ヲ斷行シヨウト云フ 井上大藏大臣  
ハ、亞米利加ノ景氣ニ對シテハ深甚ナル注  
意ヲシナケレバナラズ等デアル、然ルニ此  
豫言ニ對シテハ、注意シナイノミナラズ、  
豫言ガ的中シタルアノ株式暴落ニ對シテサ  
ヘモ、單ニ有價證券ダケノ恐慌デアッテ、經  
濟界ハ何トモナイト云フヤウナコトヲ言フ

ニ至シテハ、是ハ無責任モ甚シト言ハナケ  
レバナラナイ（拍手）

元來此亞米利加ノ恐慌ト云フモノハ、此

亞米利加ノ恐慌ガ原因トナッテ世界ノ不景  
氣ガ茲ニ卷起、タノデヤナイ、歐洲ノ不景氣

カラ亞米利加ガ恐慌ニ引込マレテ來タノデ

アル、而シテ其歐洲ノ不景氣ノ原因ハ何處

ニアルカト云フト、獨逸賠償金問題ト對米

戰債問題ニ原因ヲ發シテ居ル、其獨逸賠償

金ト對米戰債ガ棒引サレナケレバ、歐洲ノ

經濟復興ハナカクムカシトイ云フコト

ハ、色々ノ人ガ色々ノ場合ニ於テ其意見ヲ

發表致シテ居ル、唯亞米利加ダケガ一昨年

マデハ景氣ガ好クタ、何故ニ亞米利加ハ一

昨年ノアノ暮マデ景氣ガ好クタカト云フ

ト、ソレハ無理ニ國內ニ於テ購買力ヲ造

テ居シタカラデアル、外國製品ガ賣レナク

ナタ場合ニ於テ、國內ニ於テ消費力ヲ無理

ニ造シテ、即チ月賦販賣制度ニ依テドンド

ント消費ヲ盛ニシテ行シタカラ、去年暮マデ

加モ到頭世界不景氣ノ渦中ニ卷込マレルヤ

ウニナツタノデアリマスカラ、此昨年カラノ

世界ノ不景氣ト云フモノハ、決シテ金解禁

カラ後ニ突發シタル所ノ椿事デヤナクテ、

二年モ三年モ前カラ其前兆ガ現レテ居シタ

ト云フコトハ、是等ノ事實ヲ以テスレバ明

カデアリマス、デアルカラシテ左様ナ事實

ヲ無視シテ、サウシチ金解禁ヲヤタノデア

ルカラシテ、暴風雨ニ窓ヲ開ケタヤウナモ

ノデ、茲ニ我國ハ不況ノドン底ニ陥テシ

マタト云フコトハ當然ナコトデアル（拍手）

而モ井上大藏大臣ハ金解禁ヲヤタ、現内閣

ヤタト、斯ウ言テ居ル、絶好ノ機會ニ金

解禁ヲヤタノデアル、殆ド是ハ天佑デアル  
ト云フヤウナコトヲ言テ居リマス、ソレハ

如何ニモ亞米利加ノ金利ハ株式暴落以來安

クナツタ、紐育準備銀行ハ二回ニ瓦ツテ金利

ヲ下ダタケレドモ、金利ノ下タト云フコト

ハ銀行家、金融業者ニハ都合ガ好イケレド

モ、一回物價ガ下タト云フコトハ、產業ニ

大ナル打撃デアルト云フコトヲ考ヘナケレ

バナラナイ、金利ノ下タコトダケ考ヘテ、

物價ノ下タト云フコトヲ考ヘナイカラシ

テ、茲ニ吾々ハ受ケナクテモ濟ム所ノ打撃

ヲ受ケナケレバナラヌヤウニナツテ來タ、元

物價ノ下タト云フコトヲ考ヘナカト云フ

ト、ソレハ無理ニ國內ニ於テ購買力ヲ造

テ居シタカラデアル、外國製品ガ賣レナク

ナタ場合ニ於テ、國內ニ於テ消費力ヲ無理

ニ造シテ、即チ月賦販賣制度ニ依テドンド

ント消費ヲ盛ニシテ行シタカラ、去年暮マデ

加モ到頭世界不景氣ノ渦中ニ卷込マレルヤ

ウニナツタノデアリマスカラ、此昨年カラノ

世界ノ不景氣ト云フモノハ、決シテ金解禁

カラ後ニ突發シタル所ノ椿事デヤナクテ、

二年モ三年モ前カラ其前兆ガ現レテ居シタ

ト云フコトハ、是等ノ事實ヲ以テスレバ明

カデアリマス、デアルカラシテ左様ナ事實

ヲ無視シテ、サウシチ金解禁ヲヤタノデア

ルカラシテ、暴風雨ニ窓ヲ開ケタヤウナモ

ノデ、茲ニ我國ハ不況ノドン底ニ陥テシ

マタト云フコトハ當然ナコトデアル（拍手）

而モ井上大藏大臣ハ金解禁ヲヤタ、現内閣

ヤタト、斯ウ言テ居ル、絶好ノ機會ニ金

解禁ヲヤル時ノ聲明書ニハ何ト言テ

居ルカ、今ヤ内外諸般ノ準備ガ全ク出來タ

カラシテ、金解禁ヲヤテモ變フベモ現象ガ  
發生シナイト云フコトヲ確信スルト言テ

居ル（其通り）ト呼フ者アリ）其通りデアル

ト云フノハ民政黨ノ人ダケデアル、金解禁

ヲヤツテカラ後ノ經濟上ノ事情ヲ見マスト

云フト、悉ク惡現象バカリデアリマセヌカ、

農村ト云ハズ都會ト云ハズ、有ユル階級悉

ク悲慘ナル狀態窮迫ノドン底ニ陥テ居ル、

甚シキハ生活ガ出來ナイ爲ニ病氣ニナリ、

マダソレドコロデナイ、發狂スル、自殺ス

ル、人殺ヲスルト云フヤウナ狀態ニ相成テ

居ル、去年ノ十月、十一月頃ハ其極度ニ達

シテ居リマシテ、農村ノ恐慌ト工業ノ方ノ

恐慌ト、是ガ聯結ヲ致シマシテ、去年ノ暮

ニハ一大恐慌ノ絶頂ニ達セント致シタノデ

アリマスルガ、ソレガ辛ウジテ切抜ケラレ

タト云フノハ、景氣ガ好クタカラシテ是ガ無

事ニ切抜ケラレタト云フノデナイ（其妙ヲ

得タカラダ」ト呼フ者アリ）其妙ヲ得タト云

フノハ大ナル誤リデゴザイマシテ、現内閣

ヲヤツタカラ、無事ニ切抜ケタノデハナイ

カ、興業銀行ヲシテ不當ナル貸出ラドンド

ンヤツタカラ……

〔副議長退席、議長復席〕

年末ニ息ガ吐ケタノデハナイカ、先程カラ

富田君ナリ或ハ櫻井君ナリガ景氣ガ好クナ

タナツタト言フケレドモ、景氣ガ好クナツタ

云フコトヲ諸君ガ選舉區ニ行テ言タナラ

バ、酷イ目ニ逢ハナケレバナラヌ、今日ノ

景氣ノ好クナツタノハ是ハ唯單ニ……

〔發言スル者多シ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

○山口義一君（續） 金融景氣ダケデアリマ

ンフレーション」政策ヲ取ッタカラシテ一時  
救ハレタト云フノデ、死ニ掛ッテ居ル病人ニ  
「カンフル」注射ヲヤッタノト少シモ達ハナ  
イ、是ガ更ニ大キナ反動トナツテ現ハレテ  
來テ、癱テ再ビ大キナ恐慌ガ來ルト云フコ  
トハ火ヲ睹ルヨリモ明カナンデアリマス  
然ラバ何故ニ金解禁ヲ撰リニ撰、テ斯ン  
ナ悪イ——一番悪イ時期ニヤッタカト云フ  
ト、ソレハ金解禁ヲヤルノニ經濟上ノ理由  
ヲ考ヘナイデ、政治上ノ理由カラ金解禁ヲ  
ヤッタノデアル（拍手）黨略ニ依テ金解禁ヲ  
ヤッタカラ、一番悪イ時ニ金解禁ヲヤラナケ  
レバナラヌヤウニヤッタ、元來金解禁ノ理論  
ト云フモノハ中々ムヅカシイ、國民ノ大多  
數ハ之ヲ理解スルコトハ實際困難デアル、  
其金解禁ノ理論ノムヅカシイ、理解スルノ  
ガ困難デアルト云フ其隙ニ乗ジタノガ現内  
閣、分ラナイ時ニ金解禁ノ效力ヲ誇張シテ、  
金解禁サヘヤルナラバ景氣ガ好クナルノデ  
アルト云フ風ニ宣傳ヲ致シタノデアル  
〔「違フ」と呼ヒ其他發言スル者多シ〕

風ニ考ヘテ之ニ共鳴シタ、サウ云フ風ニ誇張シテ宣傳ヲシテ、一月十一日ニ解禁ヲ斷行シテ、二月二十日ニ選舉ヲヤッタト云フ所ニ安達内務大臣ノ巧妙ナ所ガアル(拍手)マダ解禁ノ打擊ガ現ハレテ來ナイ前ニ先づ選舉ノ投票ヲ取ツシマハウト云フ考デアル、二月二十日ダカラシテ、マダ金解禁ノ打擊ガ現ハレテ來テ居ナイ、打擊ガ現ハレテ來ナイ時ニ投票ヲ取ツシマッテ、投票ヲ取ツシマヘバ後ハ野トナレ山トナレト云フノ方現内閣ノヤリ方デアル(拍手)ダカラシテ今日地方ヘ演説ニ行ツタラ、地方ノ人ハ何ト言ツテ居ルカト云フト、民政黨ニ瞞サレテ投票ヲ取ラレタノガ殘念ダト云フ(拍手)アノ投票ヲ取返セルモノナラ取返シテヤリタイト云フノガ國民ノ聲デハアリマセヌカ(拍手)此金解禁ヲ誤タル其上ニ、緊縮政策ヲ行ツタ、櫻井君ハ緊縮政策ノ效能ヲ述ベラレタガ、井上大藏大臣モ常ニ言テ居ラレル、金解禁ヲヤルノニハ、緊縮政策ヲヤラナケレバナラナイ、外國モ皆ヤツテ居ル、是ハ金解禁ヲヤル當道デアル、所ガソレガ大變チル間違デアル、外國ガ金解禁ヲヤルノニ財政緊縮ヲヤッテモ、是ハ我國ガ其通りヤラナケレバナラヌト云フ理窟ハナイ(拍手)何故ナラバ外國ノ爲替相場ノ下ツタ原因ト、日本ノ爲替相場ノ下ツタ原因トハ違フ、外國ノ爲替相場ノ下ツタ原因ハ、歐洲大戰ノ爲ニ歲入以上ニウント歲出ヲヤッタカラシテ、茲ニ爲替相場ガ下落シタ、我國ノハサウデヤナイ、我國ノ爲替相場ノ下ツタノハ左様ナ原因テハナクシテ、財界其モノ、整理ガ徹底シテ居ナカツタカラシテ、爲替相場ガ下ツタ、此

開ノ人ハソレダケ位ノコトハ能ク知テ居ル、知テ居ル證據ニハ、若楓内閣ノ時ニ、金解禁ヲヤルニハドウシテモ財界ノ整理ヲシナケレバナラナイ、其財界ノ整理ヲスルニハ先ヅ震災手形ヲ處分シナケレバナラヌト云フノデ、アノ議會ニ二億七百万圓ノ震災手形善後法ヲ出シタノガ却テ敷蛇トナリテ、三十六ノ銀行ガ潰レテシマツタノデアルケレドモ、併ナガラ金解禁ヲヤルノニハ、先ヅ財界ノ整理ヲヤラナイデ何ヲヤッテ居ルカコトダケハ、現内閣ノ人モ認メテ居ツタ、ソレナラ財界整理其モノヲヤッタラ宜イ、所ガ財界ノ整理ヲヤラナイデ何ヲヤッタモノト云フト云フト、財政ノ緊縮ノ名ノ下ニ事業ノ繰延中止ダケヲヤッテ居ル、濱口内閣ガ出來テカラ今日マデ事業ノ繰延中止ヲヤッテ居ルカノ繰延中止ヲヤッテ居ルノデアリマスルガ、サウスルト云フト、ソレ等ニ關係シテ居ル所ノ事業家ハ仕事ガ無クナル、勿論労働者モ失業シナケレバナラスト云フコトニナッテ來ルト云フコトニナッテ、茲ニ夥シイ人間ガ失業ノ状態ニ陥リ、ソレ等ノ人々ハ皆日本ノ富ヲ喰込ンデ行カナケレバナラスト云フコトニナル、今日日本ノ富ハ千二十三億圓デアルト云フ、其日本ノ富ノ千二十三億圓ノ中デ、正貨ノ形デ存在シテ居ルノハ僅ニノ富ヲ喰込ンデ行カナケレバナラスト云フ八億圓ニ過ギナイ、アトハ工場デアルトカ、或鐵道デアルトカ、成ハ船舶デアルトカ、或ハ山林デアルトカ、田畠デアルト云フヤウナ、所謂生産設備ノ形ニ於テ此富ガ蓄積サ

(拍手)ソコニ根本ノ錯誤ガアル、而シテ本  
ガ出来ルデアラウカト思フノデアリマス  
所ノ行政ノ整理デアルトカ、財政ノ  
整理ト云フヤウナモノハ一ツモヤリハシ  
ナイ、十大政綱ノ中ニ掲ゲタ所ノ軍政  
改革ノ如キモ一指ヲ染メルコトガ出来  
ナイヤウナ状態デアリマシテ、唯事業ノ  
繩延中止ニ依シテ國民ノ所得ヲ奪ヒ、  
國民ノ仕事ヲ無クシテシマフテ、其上ニ消費  
節約ニ依シテ購買力ヲ断切シシマフ、外國  
デハ、先程櫻井君が言ッタケレドモ、ドウシ  
テ消費力ヲ盛ニシヨウカト云フ事バカリ考  
ヘテ居ルノニ、現内閣ハアベコベニ消費ヲ  
ドウシテ少クシタラ宜イカト云フ、アベコ  
ベナ事ヲ考ヘテ居ルノデアリマスカラ、我  
國ノ經濟状態ハ金解禁ニ依シテ不況ニ陥リ、  
緊縮政策ニ依シテ事業ヲ無クシテシマヒ、其  
上消費節約ニ依シテ購買力ヲ断切シテシマッ  
タノデアリマスカラ、茲ニ未曾有ノ殺人的  
不景氣ニ相成シタノデアリマス(拍手)、サウ  
シテ其責任ヲ尋ネルト云フト、是ハ世界的  
ノ不景氣ダト云フ、ケレドモ世界ノ不景氣  
ト比較スル標準ハ、先程櫻井君が申サレタ  
ガ、貿易ト物價指數デアル、貿易ト物價指  
數ヲ取シテ見ルト云フト、日本ガ一番悪ク  
ナシテ居ルヂヤナイカ、貿易ノ減退ノ割合ハ  
日本ガ一番惡イ、是ハ千九百二十九年ノ末ト  
ト、昨年ノ末トノ比較デアリマスガ、英吉  
利ノ輸入ハ一割四分四厘ノ減デアリマス  
ガ、輸出ハ二割一分六厘ノ減ニナシテ居ル、  
獨逸ハ輸入ハ二割五分減シテ居シテ輸出ハ一

割一分ノ減ニ過ギナインデアル、佛蘭西ハ輸入ハ一割一分減テ居ル、輸出ハ一割四分六厘、斯ウ云フ狀態ニナツテ居ル、日本ノヤニ輸入ガ二割九分六厘モ減テ輸出ガ三割一分五厘モ減テ居ルト云フヤウナ國ハ米利加デサヘモ、輸入ハ三割四分モ減テ居ルケレドモ、輸出ハ僅ニ二割六分七厘ヨリ減テ居ナイ、斯ウ云フヤウナ數字デアリマスカラ、貿易ノ狀態ハ何ト言ッテモ日本ガ一番惡イト言ハナケレバナラヌ、又物價ノ指數ノ低落ノ割合ハドウデアルカ、千九百一十九年即チ演口内閣ガ出來タ時ト、昨年ノ十一月トノ比較ヲ取テ見マスト云フト、日本ハ二割六分四厘ノ低落ノ割合ニナツテ居ル、英吉利ハ一割八分四厘、亞米利加ハ一割七分九厘、佛蘭西モ一割九分五厘、獨逸デハ一割二步八厘ト云フヤウナ狀態デ、二割以上ニ破シテ居ル國ハ何處ニモナインデゴザイマスカラシテ、我國程物價ガ急激ニ低落致シテ居ルト云フ所ハ一ツモナオ、何處ニモナインデアリマス、ダカラ物價ノ低落ノ割合カラ見マシテモ、此貿易狀態カラ見マシテモ、日本ガ最モ惡イト言ハナケレバナラヌ、而モ銀行ノ潰レタ狀態、休業銀行ハ僅カニ三十位ニ過ギナカラウケレドモ、本當ニ法律ノ上カラ言ッタラ、休業ノ破綻ニナルカラシテ、店ダケ開ケサシテ置イテ、サウシテ預金ハ取ルケレドモ朝ニ預金ヲ入レテ、晝カラ取りニ來ルト云フト

云フヤウナ狀態デ、開店休業銀行ト、休業銀行トヲ合セマスルト云フト、殆ド六億圓ノ預金ガ今日固定シテ取レナクナツテ居ルト云フヤウナ狀態ニナツテ居リマスル國ハ、世界何レノ國ヲ見マシテモ一ツモナインデアリマス、(拍手)サウシテ、諸君ハ景氣ガ段々順調ニ向イテ來タ、斯ウ云フコトヲ言ハレテ、樂觀說ヲ飛バサレルケレドモ、是ハ先程言々タ通リニ、昨年末ノ「インフレーション」政策ノ結果デゴザイマシテ、其反動ガ今日漸ク現ハレテ來テ居ル、「カンフル」注射ノ反動ガ今日漸ク現ハレテ來マシテ、シヨン政策ノ結果デゴザイマシテ、其反動ガ今日漸ク現ハレテ來テ居ル、「カンフル」ノ有力銀行ノ手ニ回収サレテシマッテ、今日デハ事業家ノ手ニ渡タケレドモ、ソレガ又中央ノ有力銀行ノ手ニ回収サレテシマッテ、今日デハ事業家ノ方モ再び資金難ニ泣イテ居テ、中央有力銀行ノ資金ガ、ダブ付イテ有リ餘テ困ッテ居ルト云フヤウナ狀態ニ相成シテ居ル、公債デモ買テ吳レバ、政府ハ大變都

シヨン」政策ノ結果デゴザイマシテ、其反動ガ今日漸ク現ハレテ來テ居ル、「カンフル」ノ正貨ガ海外ニ流出シテ居ル、サウスルトドウナル、今日デサヘモ金ノ保有高ハ世界各國ニ較ベテ我國ハ大變其率ガ少ナイ、例ヘバ世界ノ主ナル國ノ金ノ保有高ノ割合ヲ比較シテ見マスルト云フト、亞米利加ハ此段々下ッテ來ルコトハ、是ハ火ヲ堵ルヨリモフヤウナ感ジヲ致シテ居ル、公債ノ値段モ綻ノ結果、公債ヲ買フノモ危険デアルト云段々下ッテ來ルコトハ、是ハ火ヲ堵ルヨリモ明カナコトデアル、(拍手)最初ハ非募債主義デアッタ所ガ、ソレガ破綻ヲ來シテ、三千ガ三割八步四厘ニナツテ居ル、佛蘭西ハ一割云フヤウナ名義デ公債ヲ發行シナケレバナ云フヤウナ名義デ公債ヲ發行シナケレバナラナイカモ分ラナイト云フヤウナコトニ相

拂ハナイト云フヤウナ、マルデ詐欺ミタイノ開店休業銀行ガ、殆ド二百ニモ達スルト云フヤウナ狀態ニナツテ居ル亞何處ニモナイ、一番惡イノト言ッテ居ルアケレドモ、輸出ハ僅ニ二割六分七厘ヨリ減テ居ナイ、斯ウ云フヤウナ數字デアリマスカラ、貿易ノ狀態ハ何ト言ッテモ日本ガ一番惡イト言ハナケレバナラヌ、又物價ノ指數ノ低落ノ割合ハドウデアルカ、千九百一十九年即チ演口内閣ガ出來タ時ト、昨年ノ十一月トノ比較ヲ取テ見マスト云フト、日本ハ二割六分四厘ノ低落ノ割合ニナツテ居ル、英吉利ハ一割八分四厘、亞米利加ハ一割七分九厘、佛蘭西モ一割九分五厘、獨逸デハ一割二步八厘ト云フヤウナ狀態デ、二割以上ニ破シテ居ル國ハ何處ニモナインデゴザイマスカラシテ、我國程物價ガ急激ニ低落致シテ居ルト云フ所ハ一ツモナオ、何處ニモナインデアリマス、ダカラ物價ノ低落ノ割合カラ見マシテモ、此貿易狀態カラ見マシテモ、日本ガ最モ惡イト言ハナケレバナラヌ、而モ銀行ノ潰レタ狀態、休業銀行ハ僅カニ三十位ニ過ギナカラウケレドモ、本當ニ法律ノ上カラ言ッタラ、休業ノ破綻ニナルカラシテ、店ダケ開ケサシテ置イテ、サウシテ預金ハ取ルケレドモ朝ニ預金ヲ入レテ、晝カラ取りニ來ルト云フト

云フヤウナ名義デ公債ヲ發行シナケレバナラナイカモ分ラナイト云フヤウナコトニ相

ルヤウニナリマシタナラバソレコソ國民的一大危機デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手)

今日大學ヲ卒業致シ、専門學校ヲ卒業シタ所ノ學生、殊ニ頭腦ノ良イ學生ガ、共產主義ニ動モスレバ成リタガルト云フノハ、原因ハ何處ニアル、是ハ唯取締ダケヲ嚴重ニスレバソレデ宜シト考ヘテ居ッタナラバ、其源ノ根ヲ絶ヤスコトハ出來ナイ、現内閣ノヤウニ金融資本家ダケヲ擁護スル、金解禁ヲシテモ、唯銀行ダケノ都合ハ考ヘケレドモ、國民大衆ハドウナテモ構ハヌト云フヤウナヤリ方デアタナラバ、是ハ思想ガ悪化セザルヲ得ナイノデアリマス、其結果共產主義ニ走ル者ガアリト致シマスルナラバ、是ハ春秋ノ筆法ヲ以テ申シ

的危機ヲ作ルモノハ、現内閣ナリト言ハレテモ致方ガナノデアリマス(拍手)吾々ハ斯ノ如ク、上御一人ニ對シテハ輔弼ノ責任ヲ盡サズ、下國民ニ對シテハ政黨内閣主義ヲ裏切リ、國民ヲ窮迫ノドン底ニ陥レテ、而モ其責任ヲ感ジナイヤウナ現内閣ハ、一日モ存在ヲ許ストガ出來ナイカラシテ、茲ス、諸君ノ御賛成ヲ御願致ス次第デアリマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 真鍋儀十君  
〔眞鍋儀十君登壇〕  
○眞鍋儀十君 私ハ先輩諸君ガ四邊ヲ驚カス雄辯ヲ振ハレタニ對シ、只今マデ敬虔ノ

態度ヲ以テ騒動致シテ居タノデアリマス、併ナガラ諸君ノ申サレル所ハ極端ナル誇張ノ言辭ヲ弄シテ巧ニ使嗾乃至相互使嗾ノ關係ニ於テ、感情ヲ以テ理論付ケラレントスル態度ニ至シテハ、私共共鳴スルコトガ出来テ、殊ニ議員提出法律案ガ多分ニ残サレテ居ル今日ニ於テ、ドウシテモ諸君ガ不信任案ヲ提出シナケレバナラヌト云フナラバ、シナケレバナラナイ當然且ツ必然ノ理由ガ

確然トシテ居ラナケレバナラヌ筈デアルト私ハ思フ、其諸君ノ議論ガ一トシテ現内閣ノ諸施設ヲ覆スベキ、根本ノ理由ヲ持タナイ所說デアルコトヲ私ハ斷言スル、私ハ今諸君ノ所說ニ對シテ形而學上ノ論據ニ立シテ、一々反駁ヲ加ヘテ見ヨウト考ヘルモノデアリマス(拍手)

コトバ一體何事デアル、犬養總裁ハ曾テ有名ナル軍閥排撃ノ巨頭デアタケレドモ、ノ言辭ヲ弄シテ巧ニ使嗾乃至相互使嗾ノ關係ニ於テ、感情ヲ以テ理論付ケラレントスル態度ニ至シテハ、私共共鳴スルコトガ出来テ、殊ニ議員提出法律案ガ多分ニ残サレテ居ル今日ニ於テ、ドウシテモ諸君ガ不信任案ヲ提出シナケレバナラヌト云フナラバ、シナケレバナラナイ當然且ツ必然ノ理由ガ

ニ生ズレバ枳トナルノ觀ヲ私共ハ感ズルモシテ、大口君ハ六割七分七厘デアルコトヲヨト呼フ者アリ)大口君モ申サレマシタ、鬼ノ首モ取タヤウニ茲ニ極言セラレテ居リマスルガ(大口チャナ、内田信也ダシテ、大口君ハ六割七分七厘デアルコトヲヨト呼フ者アリ)大口君モ申サレマシタ、

ノデアリマス、昨年濱口總裁ガ七割二分

二厘ヲ千九百三十六年マデ持ツト言タニ對シテ、大口君ハ六割七分七厘デアルコトヲヨト呼フ者アリ)大口君モ申サレマシタ、諸君、千九百三十六年迄ハ七割二分二厘デアッテ、千九百三十六年後ニ於テ始メテ竣工スルコトガ出來ルト云フナラバ、千九百三十

六年ノ始ニ於テハ七割二分二厘ヲ持テ居ルコトハ明瞭デハナイカ(拍手)更ニ諸君ハ補充計畫ニ付テノ色々ノ御質問ガアタガ、殊ニ第二次計畫ニ付テノ色々ノ御質問ヲナサシテ居リマスルガ、ソレハ海軍大臣ハ第二

次計畫ノアルコトヲ、ハッキリト明瞭ニ申シテハ居ラヌデハアリマセヌカ、諸君、今日一應此計畫ニ依テ國防上ノ不安ハ除カレルト申サレテ居ル所カラ見レバ、決シテ第

アルト思フノデアリマス(拍手)國家ノ爲ニ私ハ悲マナケレバナラヌ事實デスウシテ現ハレマシタ減稅案ニ對シマシテ、諸君ハ其額ノ少ナイコトニ付テ批判ヲ加ヘテ居ルヤウデアリマス、ケレドモ現ニ政府ハ一億三千四百万圓ハ減稅ヲスルト明瞭ニ申シテ居ル以上ハ、減稅ハ減稅デアルコトヲ申サレタニ致シマシテモ、海軍大臣アリマス、諸君、若モ海軍大臣ガ假令左様ナラバ、過日権密院ニ對スル諸君ノ行動ハヌデハアリマセヌカ(發言スル者多ク議場騒然)諸君、第二次計畫ノコトニ付テハ……

マシテモ、國家ノ豫算デアル以上ハ諸君ノ協賛ヲ經ナケレバ確定セヌデハアリマセヌカ(拍手)諸君ガ自ラ協賛權ヲ否認サレルノコトガ出來マセヌ、殊ニ第二次計畫ヲ云々サレルナラバ、私ハ少クトモ亞米利加ノ態度ヲモウ少シ見テ貰ハナケレバナラヌト思フ、亞米利加デハ御承知ノ通り、今回ノ豫算ヲ審議セラレテ居リマスルガ、其一年度シカヤラナカッタト云フコトハ、日本ノ今後居ル筈デアリマス、諸君ハ八年度ニ瓦ツテ豫算ヲ審議セラレテ居リマスルガ、其一年度シカヤラナカッタト云フコトハ、日本ノ今後ノ狀況ニ察シテ伸縮自在ナル態度ヲ執テ諸君ガ如何ニモ日本ニハ第二次計畫ヲモ計画セラレテ居ルガ如ク發表セラル、コトガサシテ居リマスルガ、ソレハ海軍大臣ハ第二

次計畫ノアルコトヲ、ハッキリト明瞭ニ申シテハ居ラヌデハアリマセヌカ、諸君、今日一應此計畫ニ依テ國防上ノ不安ハ除カレルト申サレテ居ル所カラ見レバ、決シテ第

アルト思フノデアリマス(拍手)國家ノ爲ニ私ハ悲マナケレバナラヌ事實デスウシテ現ハレマシタ減稅案ニ對シマシテ、諸君ハ其額ノ少ナイコトニ付テ批判ヲ加ヘテ居ルヤウデアリマス、ケレドモ現ニ政府ハ一億三千四百万圓ハ減稅ヲスルト明瞭ニ申シテ居ル以上ハ、減稅ハ減稅デアルコトニハ間違ナイデハナイカ、減稅ニナッテ居ルト云フ證據ニハ、高橋熊次郎君ハ地租八割五分ノ減稅率ニナリ、營業稅ハ法人ガ五分五厘、個人ガ七分カラ八分ノ減稅率ニナッテ居ルト申サレテ居ル、砂糖消費稅ガ八分、織物消費稅ガ一割ノ減稅トナッテ居ルト、ハッキリ申サレテ居ルコトニ依シテモ明

ト、ハッキリ申サレテ居ルコトニ依シテモ明

〔發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○眞鍋儀十君(續) 海軍大臣ガ何ト言ハレ

瞭デハナイカト私ハ思フ(拍手諸君、若シ  
諸君ノ言ハル、所ニ百歩ヲ譲シテ、減税ニナ  
ラヌト假定致シテ見マセウ、百歩ヲ譲シテ減  
税ニナラヌト假定ヲシテモ、減税ニナラナ  
イト云フコトハ、重税ニナルト比ベテ御考  
ニナシタ時ニ、私ハ減税ニナラナクテモ、此  
案ヲ採ラナクテハナラヌト思フ、況シテ、  
減税ニナラナイト云フコトニナシテモ、其減  
税ニナラナカッタコトニ依シテ世界ノ平和ガ  
確立サレルト云フ、片方ニ利益ガアルト云  
フコトヲ見逃シテハナラヌデハナイカ(拍  
手)殊ニ私ハ思フ、アノ減税委員會ニ於テ  
ハ、諸君ハ一體減税ヲスベキ財源ノ捻出ヲ  
依頼サレタ委員會デハナイ筈デアル、政府  
ガ一億三千四百万圓ノ減税ニナルカラ、是  
レ是レニ付テノ減税ヲ審議シテ貴ヒタイト  
云フナラバ、何デ營業稅、地租稅ニ付テノ  
審議ヲシナインデアルカ(拍手)私ハ諸君ガ  
枝葉末節ニ因ハレテ、眞ニ減税ノ審議ヲ爲  
サレナカッタコトヲ洵ニ遺憾トシテ居ル者  
デアリマス(拍手)殊ニ今回軍縮ノ結果、職  
工ノ整理公債ヲ出すスト云フコトニ對シテモ、  
諸君ハ色々此處デ論議ヲサレタヤウデアリ  
マス、是ハ無產黨諸君ニモ御關係ガアリマ  
ス、此軍縮ニ依シテ職工ガ解雇サレルト云フ  
コトハ、無產黨ノ諸君トシテハ解雇サレル  
職工ニ付テハ、洵ニ氣ノ毒ヲ感ジラレナケ  
レバナラヌト思フケレドモ、軍縮ト云フ大  
キナ眼目ノ下ニ於テ、其犠牲トナシテ職工ガ  
解雇サレナケレバナラヌト云フ時ニハ職工  
ノ解雇ヲ——職工ニ重キヲ置クカ、此軍縮

ニ重キヲ置クカト云フコトニナツテ來ルト、職工ヲ捨て、軍縮ノ原則ニ就クコトガ私ハ無產黨トシテモ、本當ノ立テ方ノ議論デナ體今回失業公債ガ二千二百万圓出サレマシタニ付キマシテモ、諸君ハ非難サレテ居リマスルケレドモ、失業公債ヲ出スト云フコトニハ、マサカ諸君モ反對デハゴザイマスマイ、一體民政黨デハ御承知ノヤウニ、原則トシテ國債ハ一般會計デハ公募シナイコトニナツテ居リマス、原則トシテハ募集シナイノデアリマスケレドモ、特別非常ノ場合ニ於テハ、私共ハ今日ノ失業公債ヲ起スコトハ、是ハ當然過ギル當然デナケレバナラ

〔發言スル者アリ〕

○議長（萬澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマズ  
○眞鍋儀十君（續） 國民ガ肝腎デアルカ、  
主義ガ大切デアルカト云フ時ニハ、其主義  
サヘ擲タナケレバナラヌノニ、此原則ヲ毀  
損シナイ範圍ニ於テ公債ヲ發行スルト云フ  
コトハ、是ハ決シテ差支ナイト今日ハ考へ  
ナケレバナラヌト思テ居ル（拍手）

ナッテ來ルト、此周期ト云フモノハ、私ハド  
ウモ日本ニハ周期的ニモ此風波ハ押寄セテ  
來ルコトヲ是カラ豫感シテ掛ラナケレバナ  
ラスト思<sup>タ</sup>テ居<sup>タ</sup>、然ルニゾレガ幸ニシテ  
押寄セナカ<sup>タ</sup>ノフ私共ハ喜ンデ居<sup>タ</sup>ニ  
モ拘<sup>ラズ</sup>、遂ニ世界ノ大戰後ノ餘殃ハ遂  
ニ日本ニモ來タノデアリマシテ、此周期的  
ノ計算ハ、平生カラ出來テ居<sup>タ</sup>ガ、斯ノ如  
ク非常ノ不景氣ガ來ルト云フコトハ、此圖  
表ノ中ニモ嵌ラナカ<sup>タ</sup>コトヲ私共ハ承知  
致シテ居リマス

諸君、私ハ金解禁ニ對シテ御非難ガアル  
ヤウデアリマスガ、此非難ハ特色アル非難  
デアルト思フ、今マデノ非難ト云フモノハ、  
ナゼ約束ラシテ果サナカ<sup>タ</sup>カト云フ所ニ、  
非難ノ重點ガアッタヤウデアリマス、此非難  
ハナゼ早ク實行シタカト云フコトニ付テノ  
御非難デアル所ニ、私ハ注意スペキ點ガア  
ルト思フ、政友會ノ諸君ハ、地租委讓ノ如  
キハ、ヤルト言<sup>タ</sup>テ御ヤリニナラナカ<sup>タ</sup>、  
非難ハ御受ケニ<sup>タ</sup>、民政黨ハヤルト言<sup>タ</sup>  
テ、早クヤリ過ギタト云フ非難ヲ受ケテ居  
ルコトハ、寧ロ私ハ喜バシイト思フ(拍手)  
是ハ恐ラク民政黨内閣デナケレバヤラレナ  
イコトデアリマシタラウ、恐ラク私ハ政友  
會ノ諸君ノ内閣ニ於テハ、常ニムヅカシイ  
タト私ハ斷言スル、一體將來ノ内閣ト云フ  
所ハ避ケテ通ラレテ、易イ所ダケ通ラウト  
サレル諸君ニ於テハ、金ノ解禁ハ出來ナカ<sup>タ</sup>  
モノハ、何モ彼ニモヤラナケレバナラヌ内  
閣ヨリハ、何カ一ツダケノコトヲヤレバ、

内閣ハ挂冠ヲシテモ宜イト云フ方ニ政治ガ  
リマス、我ガ民政黨内閣ニ於テハ、既ニ金  
ノ解禁モ實行シ、軍備ノ縮小モ實行シタ、  
此ニツモヤシテ居レバ、當然私ハ功績ハ認メ  
ラレナケレバナラヌト思フ（拍手）

現下ノ失業問題ニ付テハ、私ハ研究シテ  
見ナケレバナラナイニツガアルト思フ、一  
ツハ諸君ノ言フ不景氣ニ原因スルモノデア  
ルガ、モウ一つハ機械工業ノ發達ニ依ルコ  
トヲモ考ヘテ見ナケレバナラヌ筈デアルト  
思ヒマス、大體機械ノ發達ト云フモノハ、  
勞働ヲ段々ト蠶食シテ行クモノデアリマ  
ス、箇々ノ機械ガ發達スルコトニ依ッテ、勞  
働ノ範圍ト云フモノハ次第ニ局限サレテ行  
クコトハ、是ハ僞ラナイ事實デアリマス、  
一體社會ト云フモノハ次第ニ成長力ヲ以テ  
伸ビ行クモノデアリマスカラ、機械ガ次第  
ニ發達スレバ、ソレダケ勞働ガ局限サレル  
ト云フコトハ、是ハ僞ラナイ事實デス、サ  
ウシテ見レバ失業ト云フモノハ、機械ノ發  
達ノ方面カラ考ヘテモ、ドウシテモ是ハ免  
レナイツノ現象トナフテ來ルノデアリマ  
ス（拍手）今日デハ機械全部ニ依ラズ、勞働  
全部ニ依ラザル、所謂半機械時代デアリマ  
スルガ故ニ、今ノ政局ニ立ツテ居ル者ハ、失  
業問題ニ對シテハ餘程慎重ナル態度ヲ執ラ  
ナケレバナラヌト私ハ思フ（拍手）間ニ合セ  
ニヤシテ行クト云フ政治ナラバ別デアルガ、  
眞劍ニヤシテ行カウト云フノナラバ、今日ノ  
過渡時代ニ對シテハ、今日ノ文明ヲ次ノ文

明ニ移シテ行クト云フコトニ付テ、眞劍ナ  
努力ガ私ハ必要デアルト思フ者ニアリマス  
(拍手) 斯ウシテ参リマスレバ、結局私共ハ労働

問題ニ付テ一言ヲ費サナケレバナラナク  
ナツテ來ルノデアリマス、一體一昨日モ貴族  
院ニ於テ、藤原銀次郎氏ハ鬪争ト云フコト  
ニ付テ可ナリニ論ゼラレテ居ルヤウデアリ  
マス、サウシテ日本労働總同盟ノ色々ノ刷  
物ヲ持テ來テ、其刷物ノ中ニ「吾等ハ労  
働階級ト資本家階級トガ兩立スベカラザル  
コトヲ確認ス」ト云フコトニ對シテ、餘程危  
險思想デモアルカノ如クニシテ、労働組合  
ニ對スル反対ノ理由ノ根源トサレテ居リマ  
ス、只今ノ労働組合ニハ、事ニ依レバ共產  
主義ヲ多少帶ビタモノガ絶対ニナイトハ言  
ヘナイデアリマセウ、且又右翼ノ團體ノ方  
ニハ、殆ド既成政黨ニ接近シテ居ル團體ノ  
アルコトモ亦認メナケレバナラヌト思ヒ  
マス、此一番極端ナル最左翼ノ言葉ヲ持テ  
來テ、労働團體ノ總チガ斯様デアルト斷定  
サレテ、労働組合ニ反対ヲサレルコトハ、  
私ハ議論ノ根據ガ間違テ居ルト申上ゲル  
ノデアリマス(拍手)

一體政友會ノ諸君ガ労働組合ニ對シテ、  
贊成デアルノカ反対デアルノカ、私ハ何時  
マデ諸君ガ今日ノ状態デ、此社會ヲ抑シテ  
行ケルカドウカト云フコトニ付テハ、疑問  
ヲ持テ居ル者ズ、今日ノ場合寧ロ私ハ労働  
組合ハ公認サレテ居ルコトガ、諸君ノ爲ニ  
モ利益デアルト思ハザルヲ得ナイノデアリ

マス、今日諸君ハ色々ノ問題ニ對シテ、悉  
ク反対サレテ居リマス、諸君ノ賛成サレナ  
レバナラヌモノニ對シテマデ、反対ヲサ  
レテ居リマス、是ハ諸君自身ガ指導精神ヲ  
持タレナイト云フーツノ裏書デアルト私ハ  
思フ、例ヘバ用語ノ不十分以外ニハ、言ヒ  
様ノナイ幣原外相ノ言葉ニ對シマシテモ、御  
失言問題ニ付テ、隨分罵詈謔誑ヲ擅ニサレ  
テ居リマスガ、ソレハ委員會バカリデナク、  
本會議ニ於テモ、サウ云フ態度ヲ執ラレテ  
居ル、サウシテ大幹部ガ左様ナ行動ヲ執ラ  
レテ、平議員ノ方モ之ニ非常ナ策動ヲサレ  
テ居リマス、サウシテ終ニハ委員長ノ机ヲ  
破壊シ、速記臺ヲ破壊シテ、市井無賴ノ徒  
ト雖モ餘リニヤラナイ行動ヲヤラレタコト  
ハ、如何ニ何デモ私ハ遺憾ニ思フ、私共ハ  
告訴ノ取下ダマデシテ、諸君ガ冷靜ニ歸ラ  
レルコトヲ求メタ者ニアリマス、私ハ決シ  
テ諸君ガ怖イノデハアリマセヌ、議會政治  
ノ信用ガ墮落サレル所ニ、私共ノ怖サガアッ  
タノデアリマス(拍手)國民政治ニハ何等ノ  
關係ガナイ所ノ形式問題ニ付テ、數日ニ亘  
テ、左様ナ暴行行爲ニ出デラレルコトハ、  
上ハ 陛下ニ對シ奉リ、下ハ國民ニ對シテ  
何ノ面目ガアルノデアルカ(拍手)

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○真鍋儀十君(續) サウシテ各委員會ニ於  
キマシテ、今日マデ前例ノナイヤウナ長イ  
時日ヲ費シテ、諸君ハ專心議事ノ引延シ策  
ニ努力サレテ居リマシタガ、併シ其引延シ

ヲサレタ中ニハ、私共ガ驚クベキコトニハ、  
ク反対サレテ居リマス、諸君ノ賛成サレナ  
レバナラヌモノニ對シテマデ、反対ヲサ  
レテ居リマス、是ハ諸君自身ガ指導精神ヲ  
持タレナイト云フーツノ裏書デアルト私ハ  
思フ、競馬法ニ付テ議論ヲ闘ハサレテ、議事  
ト云フコトハ、砂田重政君ニ御間ニナレバ御  
分リニナルト思フ、砂田君ハ昭和四年ノ二  
月八日ニ、第五十六議會ノ競馬法ノ委員會  
デ、平川委員ノ質問ニ對シテ、砂田參與官  
ハ「將來收入ガ馬事振興ニ充テ、餘タモ  
ノハ一般ノ社會事業ニ投ズルコトニナルベ  
キ本質ニナツテ居リマス」ト申シテ居ラレ  
マス(拍手)

諸君ハ斯ウ云フ必死的ノ反対ヲセラレタ  
ニ拘ラズ、既ニ諸君ノ反対中ニ、我黨ニ於  
キマシテハ、資本家ニ對シテハ企業ノ統制  
ニ關スルモノ、労働者ニ關シマシテハ労働  
組合法、中小商工業者ニ對シマシテハ營業  
収益稅、地主ニ對シマシテハ地租ノ輕減、  
農民大衆ニ對シマシテハ來ルベキ小作法、  
サウシテ一般ニハ消費稅ノ輕減、無辜ノ被  
告人ニ對シマシテハ刑事補償法、婦人ニ對  
險法ノ如キヲ、既ニ私共ハ可決致シテ居  
ノデアリマス、斯ウシテ外ハ平和ノ確立ニ  
努力シ、内ハ經國安民ニ力ヲ盡シテ居ル現  
内閣ガ、ドウ考ヘマシテモ、私共ハ諸君力  
ヲ不信任サレル理由ニ至テハ、毛頭發見ス  
ルコトガ出來ナイノデアリマス、恐ラク諸  
君ハ年中行事ノ一つシテ、最後ニ本案ヲ  
提出シナケレバナラナイト御考ニナツタノ

ガ、不信任案提出ノ本當ノ理由ニアリマセ  
ウ、流石ニ二十年來ニ互ツテ、自由黨ノ血ヲ  
受ケテ居ラレル諸君トシテハ、此儘泣寝入  
ラスルト云フコトハ、淘ニ殘念デアッタニ相  
違ハナイケレドモ、併シドウ考ヘテモ、御  
出シニナツタノガ無理デアル、殊ニ少數ヲ以  
テ必然葬ラルベキ運命ニ置カレテアルノデ  
アリマス、私ハ諸君ガドウシテモ倒閣ニ向  
テ専念ナサルヨリハ、寧ロ本然ノ性ニ立歸  
テ、大義正道ヲ御歩キニナツタ方ガ、倒閣ノ  
目的ガ早ク達セラレルデアラウコトヲ考ヘ  
ルノデアリマス

私ハ諸君ノ出サレマシタ不信任案ニ對シ  
テハ、ドウ考ヘテ見テモ賛成ノ理由ハ絶對  
ニナイコトヲ表明致シマシテ、此演説ヲ終  
ル者ニアリマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 兒玉右二君  
〔兒玉右二君登壇〕

○兒玉右二君 本案ニ賛成ノ意見ヲ述ベヤ  
ウト思ヒマス、私ノ最モ敬愛スル櫻井君ノ  
先刻ノ御話ニ、満洲ノ兩鐵道ガ政友會内閣ノ  
時ニ出來タカノヤウナ御言葉ガ確ニアッタ  
ヤウニ記憶致シマスガ、ソレハ櫻井君ハ何  
カノ御間違デアル、打通、吉會兩線、之  
ヲ斷行シタノハ幣原サンガ外務大臣ノ時デ  
テは民政黨ノ諸君モ定メシ御同感ニ相成  
ルデアラウト思ヒマスガ、私ノ所ヘ電報ガ  
來タ、其他永井君ノ所ヘモ、或ハ來テハ居  
ランカト思ヒマスガ、其電報ニ依リマスト、  
滿鐵理事等ガ交渉ノ其模様ハ、請負金額ヲ

借款ニ直シテ、利子ハ全部免除シテ、而シ  
テ並行線ニ關スル事柄ハ、是ハ事後ニ延長  
スルト云フヤウナ形勢ニアルト云フノデ、  
大連、奉天ノ人士ハ非常ニ騒擾ヲ起シテ居  
ルト云フコトデアリマス、是ハ何モ政黨政  
派ニ關係ノナイコトデアリマシテ、恐ラク  
ハ、諸君ニ置カセラレテモ、斯ノ如キ満鐵  
ニ關スル軟弱ナル論調ガ起ルコトハ定メシ  
御嫌ヒデアラウト思フノデアル、私共ハ此  
際特ニ申上ゲテ置キタイノハ、民政黨ノ諸  
君ノ中ニモ强硬ナル外交論者ガアツテ、私共  
常ニ御目ニ懸ル機會ガ能クアルノデアリマ  
ス、恐ラクハ諸君ノ中ニ少シク外交ノ如何  
ヲ御承知ニ相成ル方ニシテ、幣原サンノ外  
交ヲ、國家ノ爲ニ悦ブベキ外交ト思ハル、  
方ハ諸君ノ中ニ一人モナカラウト思ヒマ  
ス、（國民全部悦ニデ居ル」ト呼フ者アリ）  
サウ云フ冗談ハ抜キニ致シマシテ、私共ガ  
現在ノ日本國家ノ前途ヲ

モ踏シダコトハナイ方ダ（拍手）而シテ現在ノ民族自決ノ精神カラ論ズル外交ノ骨子ヲ捉ヘテ、而シテ黃色人種ノ幸福ニ寄與スルト云フ外交家ガ、支那ノ土地ヲ知ラズ、釐金稅ヲ知ラズ、專照單ヲ知ラナイヤウナ外務大臣デハ、竟ニ外交ノ重キヲ託スルニ足ラナイモノト斷言スルニ不都合ハナカラウ（拍手）私共ハ現在ノ日本帝國ノ將來ヲ鑑ミテ、其大局ニ頗ル迂遠デ困ルノデアル、私ハ何モ新聞記者ニ此應援ヲ求メルト云フ譯デハゴザイマセヌケレドモ、少クモ輿論ノ先驅者デアル、新聞記者諸君ガ書イタ幣原外交ニ對スル現在ノ輿論ニ付テハ、民政黨ノ諸君モ、國民トシテ多少御參酌相成ルコトガ必要デハナカラウカト思フノデアリマス、其新聞記者、東京日日、東京朝日、時事、國民、少クモ報知斯聞ハ民政黨ノ機關紙カノヤウニ思タガ、此報知新聞マヂモ、幣原外交ノ軟弱ニ對シテ一大鐵柵ヲ加ヘテ居ル（拍手）之ヲ讀上ゲルト云フコトハ、甚ダ手數アリマスカラ、輿論ノ趨勢ニ鑑ミラレル諸君ハ、自分等ノ抱持シテ居ル外務大臣ガ、日本帝國ノ國運ノ爲ニ甚ダ面白カラヌ外務大臣ナリトスルナラバ、諸君自ラ之ニ處決ヲ求メラレルガ、國家國民ノ慶福ナリト私ハ信ズルノデアリマス（拍手）五十六議會、即チ田中内閣ノ時ニ、諸君ヨリ今夜ノ如キ不信任案ガ提案サレマシテ、其提出ベラレタ、之ニ對シテ私ガ此記憶ヲ新々スルコトノ必要ハ、權利トシテ感ズルヨ

リモ義務トシテ痛モ  
ラウト思フ(拍手)口サンノ御議論、關府ノ高壓的態度ニ  
手續ヲ取ッタコトハデアル、「其通り」  
リナド、云フコト、御聽キヲ願ヒタイ、  
アル、滿洲某重大事  
商租權等ノ權益ヲ  
四ノ失態デアルト、  
(其通り)ト呼フ者  
ウ、而シテ此關稅ルナラバ、新關稅  
年ノ十二月二十九日  
外務大臣ハ、列國  
置イテ、此關稅ノ實  
デハナイカ、然ル  
發布シテ、一月一二  
斷行シ、從價稅五  
割ノ高率ヲ課ケテ、  
盟ノ關係ヲ滅茶々  
關稅稅率ニハ必ズ禁  
ルニ其關稅稅率ノ後  
帝國ガ誘フタ是方條  
日置大使ヲ大使ニ  
ニモ拘ラズ釐金稅  
ヲ斷行スルト云フ

感サレルコトガ必要デア  
關稅税率ニ關シテ、是ハ瀟  
々日タル三日前ニ調印ノ  
、政友會外交ノ一大失態  
「ト呼フ者アリ」先づ共通  
ノ御批評ハ止メテ貰ッテ  
政友會外交ノ一大失態  
殺ト出兵ガ第二ノ失態デ  
件ガ第三ノ失態デアル、  
確保シ得ナカシタノガ第  
此壇上ニ於テ仰シヤンタ  
ノ協定ハ何時出來タ、昨  
日ニ出來タ、而シテ幣原  
（吉アリ）其通りデアリマセ  
ニ十二月二十九日ニ之ヲ  
ト共ニ一箇月間ノ期限ヲ  
政策ト云フコトニ想ヒ到  
日ヨリ支那ハ無斷デ之ヲ  
實施ノ承認ヲ求メラレタ  
割、從量稅十割乃至十一  
・日本帝國ノ經濟的ノ同  
ハ本年ノ四月一日ヨリ之  
ヨコトヲ、支那ガ勝手ニ表  
件デアル、其條件デアル  
金稅撤廢ト云フコトガ  
スル時ノ條件デアタ、然  
ニ壞シタノミナラズ、  
條件——世界列國ヲ日本

臣ガ言ハレタヤウニ、三日間ノ期限ニ協定ニ應ジタコトハ外交ノ失態デアルトスレバ、釐金稅ノ撤廢ヲ斷行シ得ナイ外交ノ談判ハ、濱口内閣ノ世界ヲ欺イタ不信ノ外交デアルト言ハナケレバナラヌ〔モー／＼〕事實ヲ物語ルコトダケハ公平無私ニ御聽キヲ願ヒタインデアル

第二ニハ濱口君ガ此壇上ニ仰セニナッタコトハ、滿洲ノ某重大事件、〔其通り〕ト呼フ者アリ其滿洲ノ某重大事件トハ一體ドウ云コトデアル、滿蒙ニ於ケル斯ノ如キ重大ナル事柄ヲ、中外ノ疑ヲ解カナケレバ、日本帝國ノ外交ノ瑕瑾デアルト濱口君ハ此壇上ニ述ベラレタ、而シテ此問題ガ、宮中ノ陰謀ニ依シテ田中内閣ガ倒レタ、而シテ此後ニドウダ、濱口總理大臣ガ宰相ノ職ニ就カレテ、同時ニ中外ノ疑ヲ拂ハナケレバインカヌカト云フ、其中外ノ疑惑ヲ何時解カレタカ、我黨ノ植原悅二郎君ヨリ此質問ヲシタ時ニ、濱口君ノ御答辯ニ曰ク、疑ヲ解ク時ト、解カナクテモ宜イ時ガアルト御答辯ニナッタ、諸君、是ハ洵ニ失禮ナガラ、總理大臣濱口君ハ人格者デアルト思ヒキヤ、實ニ片々タル三百代言ノ龜鑑デアルト、私ハ承認シテ居ルモノデアリマス（拍手）私共ガ滿蒙問題ヲ論ズル時ニハ、諸君ノ中ニモ御同感ノ方ガアルデアリマセウ、私共ハ此滿蒙問題ノ現狀ヨリ見テ、幣原外務大臣ノ執ラレタル其澤山アルノデアル、柳河縣ノ東山農場ノ如キハ何タル失態デアリマス、柳河縣ノ東山農

場ニ六百五十町歩ノ開墾ガ出來タコトハ誰モ知テ居ル、此開墾ガ出來タ柳河縣ノ東山農場ナルモノハ、日本人ト朝鮮人ガ此中ニ入テ開墾ニ從事シテ居ル、此從事シテ居ル者ヲ、昨年ノ六月一日ニ、柳河縣知事ガ首ニ綱ヲ著ケテ——支那デハ首ニ綱ヲ著ケテ縛ルノデアルガ、首ニ綱ヲ著ケテ、此農場ヨリ奉天ノ方ニ追捲、タデハナイカ、斯ウ云フ事ハ、事柄ハ小サイケレドモ、實ニ重大ナ問題デアル、此柳河縣ノ農場ノ一團ガ、奉天ノ總領事館ニ行クテ談判ヲスルト、奉天ノ領事館デハ、斯ノ如キコトハ幣原外相ノ部下デハ中々話ガ付カヌ、之ヲ張學良ニ行クテ訴ヘタ所ガ、張學良ノ曰ク、オ前ノ國ノ外務大臣幣原君ハ、常ニ支那ト親善ノ誼ヲ唱ヘテ居ル者デアル、オ前ノ國ガ俺ノ國ニ來テ、滿鐵ノ後援デ大キナ農場ヲ開墾スルト云フコトハ、是ハ他ノ國ヲ侵略スルモノデアツテ、幣原君ハ之ニ決シテ賛成ヲシナイカラ、オ前達ハ國ニ歸シテ幣原外務大臣ニ之ヲ訴ヘルガ宜イト、遂ニ泣ク々彼等ハ東山農場ヲ引揚ゲタノデアリマス(拍手)斯ノ如キコトヲ數ヘ上ゲルナラバ澤山アル、此東山農場ノ事實ハ公文書ニ現ハレテ居ルノデアル、外務省ノ諸君ハ能ク御承知デアリマセウ、此東山農場ノ事實ニ徵シテ見テモ、日本帝國ノ臣民ノ權利ヲ保護スルハ斷言スル、幣原外相ハ大正十三年七月一

日、加藤内閣當時、日米ノ條約ガ出來テ、此壇上ニ於テ斯ウ云フ御演説ヲ爲サツテ居リマス、日本人ハ排斥論者ト雖モ、近頃ハ日本人ガ劣等人種デアルト云フガ如キ議論ハ注意シテ避ケテ居リマス、唯彼等ノ言フ所ハ、日本人ハ米國人トハ油ト水トノ關係デアル、油ト水トハ決シテ融合スルモノデナイノデアル、而シテ日本人ハ外國人ニ同化セラレザルモノデアル、同化セラレルト云フコトハ日本人ニハ出來ナイト米國人ハ之ヲ見テ居ル、故ニ日本人排斥ノ聲ハ、重要ナル前提トナツテ居ルケレドモ、日本人種ガ劣等人種デアルト云フコトニ付テハ、決シテ吾々ハ承服スルコトハ出來ナイ、是ハ諸君、水ト油デアルト云フヤウナ觀念ガ、私共ハ對支外交ニ向ツテ幣原サンガ更ニ何等ノ知識ガ無イト思ツタガ、焉ソ知ラン對米外交ノ根本義ニ付テモ、亞米利加スラ完全ニ解釋シ得ナイ、實ニ驚キ入タル外務大臣デアルト私ハ斷言スル

外交會デハ何ト答ヘテ居ル、日本ノ大使ナ  
ドハ降服ト云フコトヲ忘レテ居タ、自分ガ  
降服シタト云フコトニ氣ガ付カナカッタ、降  
服ト云フコトハ勿論「サレンダー」ト云フ言  
葉デアリマセウ、私共ハ子供ノ時ヨリ降  
参ラシナイト云フコトニ付テ、大和民族ハ  
一種ノ誇リヲ持テ居ルモノデアル（拍手）  
英吉利ノ艦隊ガ北洋艦隊ニ打沈メラレル時  
ニ、強キ獨逸ノ艦隊ハ、英吉利ノ劣弱ナル、  
劣勢ナル艦隊ニ降服ヲ勧メタ、此降服ヲ勧  
メラレタ時ニ、彼等ハ……：

科學的ニハ敗北ヲスル年月デアル、而シテ  
支那ハ吾ガ日本帝國ニ向テ、何處マデモ三  
十六年ニハ満洲奪還ノ計畫ヲ持テ居ルコ  
トモ、諸君御承知デアリマセウ、苟モ國家  
ヲ憂フル者ナラバ、此計畫ニ向テ満腔ノ力  
ヲ盡サナケレバナラヌト云フコトニハ、反  
對黨ノ諸君モ御不同意ハナカラウト私ハ思  
フノデアル（拍手）此問題ガ私共最モ必要ナ  
時デアッテ、而シテ此滿蒙ノ解決ナルモノガ、  
到底幣原外務大臣ニ依テハ爲シ能ハザル  
モノデアルト云フコトニモ、満堂ノ諸君、  
心ノ中ニハ御同意デアリマセウ（拍手）昨年  
ノ九月ノ二十日頃、是ハ諸君ガ能ク御承知  
デアラウガ、第二「インター・ナショナル」ノ  
總裁ヲシテ居ル「バンデルベルト」ガ、日本デ  
ニヤッテ參リマシタコトモ、殊ニ無產黨ノ諸  
兄ハ能ク御承知デアリマセウ、此「バンデル  
ベルト」ガ日本ニヤッテ來タ時ニ、是ハ日本デ  
ハ第三「インター・ナショナル」ト云フコトガ  
能ク分ッテ居ルノデアル、此「バンデルベル  
ト」ガ第二「インター・ナショナル」ノ頭目デ  
アルコトモ御承知デアル、今ノ「マクドナル  
ド」ハ副總裁デアリマス、此「バンデルベル  
ト」ガ工業俱樂部デ、國際聯盟ノ諸君等ニ招  
カレテ演説ヲ致シマシタ、其演説ハドウ云  
フ演説ヨシタカト云フト、日本ハ平和ヲ好  
愛スルノ餘リ、軍縮問題ニ對シテ多大ノ犠  
牲ヲ拂タコトハ、吾々第二「インター・ナシ  
ヨナル」ヲ人トシテハ、敬意ヲ拂ハナケレバ  
ナラヌガ、亞米利加ハ洵ニ最小ナル犠牲デ、  
太平洋ノ將來ニ對シテ吾々ハ……

〔馬鹿言へ〕ト呼ヒ 其他發言スル者アリ

リ

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ

○兒玉右二君(續) 非常ナ憂慮ヲ持ツモノ

デアルト云フ言ヲシテ居ルノデアリマス、然ルニソレガ翌日ノ新聞デハ、外務省ガ抹殺シタノカ、外務省ノ書記官ガ翻譯シタノ

デアリマスカ、外務省ノ書記官ガ翻譯シタノ

今私ガ言ウタヤウナ演説ノ筆記ハ、全部取消シテアルノデアル、私共ハ斯ウ云フコト

ハ、少クモ世界ノ紳士デアリ、思想界ノ大家デアル「パンデルベルト」ニ對シテ、外務

省ガ之ヲ抹殺シタト云フコトハ、日本ノ軍縮會議ノヤカマシイ時デアタカラ、是ダケ

ノ大家ノ言ヲ、軍縮ニ大犠牲ヲ拂フタト云フ

言ヲ抹殺シタコトハ、是モヤハリ外務省ノ

陋劣ナル手段デハナカラウカト私ハ思フ

(拍手)斯様ナコトハ日本ノ今迄ニハ多クナカタノデアル、此頃段々トスノ如キ陰險ナルコトガ出テ來タト云フコトハ、政權慾ノ爲ニ何事ヲモ犠牲ニスル……(政友會ノ事ダト呼フ者アリ)民政黨一派ノ陋劣ナル心事ガ、日本ノ道徳ヲ傷ケルモノデアルト断言スルモノデアル(拍手)

私ガ殊ニヲカシイト思フノハ、諸君ハ金解禁ヲ議論サレル時ニ、金解禁ハ非常ナ弊害ガアルト言ハフモノナラバ、血眼ニナテ

諸君ハ怒ラレル、又景氣ガ少シ好イト言ヘバ、喜ンデ之ニ非常ナ敬意ヲ表サレル、ソレモ本當ノ景氣ナラ喜ンデモ宜イガ、嘘ノ

〔馬鹿言へ〕ト呼ヒ 其他發言スル者多

シ

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○兒玉右二君(續) 先刻モ山口君ガ痛切ナル議論ヲシテ居タガ——幾ラ諸君ガ其處

デ彌次ラレテモ、選舉區ニ御出デニナリマ

シテ、此景氣ハドウダト質問サレタ時ニ、萬事ハ解決スルダラウト私ハ思フノデアル

(拍手)諸君、私共ガ諸君ト考ヘナケレバナラヌコトハ、外交ノ上カラ見、英吉利ノ「チ

ヤーチル」或ハ外交カラ見ル佛蘭西ノ「ボア

ンカレー」ナンカハ、金解禁ヲ斷行スルノ

ニ、三年八箇月苦心ヲシテ、是ノ準備ニ汲

波ト努メタデハナイカ、英吉利ノ「チヤーチル」ハ——英吉利ノ「チヤーチル」ハ加奈陀

ト墮地利ヲ之ヲ外交的ニ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○兒玉右二君(續) 外交的ニ之ヲ研究ス

ベク「ドウヴァー」海峽ノ渡守マデ「チヤーチル」ハ之ヲ助ケタデハナイカ(拍手)「ボアン

カレー」ノ如キハ、彼ハ「カフェー」ニ行テ

ヲ上陸下ニ謝シ奉リ、此質造的選舉ノ責任ヲ下國民ニ謝スルト云フコトガ、最モ立憲的現内閣ノ行動デアラウト深ク考ヘテ、本

案ニ賛成スル者デアリマス(拍手)

○作田高太郎君 討論終局ノ動議ヲ提出致打切りヲシタノハ土曜日ノ晚ニ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

生方君靜肅ニ願ヒマス

○兒玉右二君(續) 打切りヲシタデハナイカ、土曜日ノ晚ニ金解禁ヲ打切りヲ發表ヲ

シテ、日曜日ニ議會ヲ開イテ天下ニ金解

禁ヲ聲明シタデハナイカ(拍手)日本ノ現内閣ハ金解禁ト云フコトニ一體少シノ準備ガ

アタカ(拍手)「アタカ」「ト呼フ者アリ)若

シテ、津雲君著席ナサイ——著席ナサ

コト、世界的ノ不景氣タ行クデハナイカ、餓エテ段ト農民ハ死ンデ行クデハナイカ、餓エテ死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

戀々スル其間ニ(拍手)國民ハ死ンデ居ルデハリマセヌカ(拍手)吾等ハ斯ノ如キ日本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

戀々スル其間ニ(拍手)國民ハ死ンデ居ル

デハリマセヌカ(拍手)吾等ハ斯ノ如キ日本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

戀々スル其間ニ(拍手)國民ハ死ンデ居ル

デハリマセヌカ(拍手)吾等ハ斯ノ如キ日本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

戀々スル其間ニ(拍手)國民ハ死ンデ居ル

デハリマセヌカ(拍手)吾等ハ斯ノ如キ日本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

戀々スル其間ニ(拍手)國民ハ死ンデ居ル

デハリマセヌカ(拍手)吾等ハ斯ノ如キ日本ノ帝國ノ國民ヲ譽ニスルヤウオ内閣……

死ンデ居ルデハナイカ(拍手)諸君ガ世界的ノ不景氣ト言テ空吹ク風ノ如ク、唯政權ニ

〔引込ミ給ヘ〕「演口ヲ出セ」其他發言スル者多

スル者多シ

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

〔總理大臣ヲ出セ〕「一體無禮ヂヤナ

カ」其他發言スル者多ク離席スル者アリ

〔發言スル者多ク議場騒然〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静ニナサイ——静ニナサイ

○議長(藤澤幾之輔君) 静ニ願ヒマス

〔發言スル者多シ〕

○安達國務大臣 私ハ茲ニ政府ヲ代表シテ本決議案ニハ絶對反對ノ意思ヲ表シマス

〔拍手〕

〔發言スル者多シ〕

○作田高太郎君 討論終局ノ動議ヲ提出致打切りヲシタノハ土曜日ノ晚ニ……

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ討論終結ノ動議ノ採決ヲ致シマス——作田君ノ動議ノ採決ヲ致シマス、是ヨリ記名投票ヲ行ヒマス、

〔拍手〕

〔發言スル者多シ〕

〔發言スル者多シ〕

〔發言スル者多シ〕

〔發言スル者多シ〕

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○兒玉右二君(續) 先刻モ山口君ガ痛切ナル議論ヲシテ居タガ——幾ラ諸君ガ其處

デ彌次ラレテモ、選舉區ニ御出デニナリマ

シテ、此景氣ハドウダト質問サレタ時ニ、萬事ハ解決スルダラウト私ハ思フノデアル

(拍手)諸君、私共ガ諸君ト考ヘナケレバナラヌコトハ、外交ノ上カラ見、英吉利ノ「チ

ヤーチル」或ハ外交カラ見ル佛蘭西ノ「ボア

ンカレー」ナンカハ、金解禁ヲ斷行スルノ

ニ、三年八箇月苦心ヲシテ、是ノ準備ニ汲

波ト努メタデハナイカ、英吉利ノ「チヤーチル」ハ——英吉利ノ「チヤーチル」ハ加奈陀

ト墮地利ヲ之ヲ外交的ニ……

(發言スル者多シ)

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○兒玉右二君(續) 外交的ニ之ヲ研究ス

ベク「ドウヴァー」海峽ノ渡守マデ「チヤーチル」ハ之ヲ助ケタデハナイカ(拍手)「ボアン

カレー」ノ如キハ、彼ハ「カフェー」ニ行テ

ヲ上陸下ニ謝シ奉リ、此質造的選舉ノ責任ヲ下國民ニ謝スルト云フコトガ、最モ立憲的現内閣ノ行動デアラウト深ク考ヘテ、本

案ニ賛成スル者デアリマス(拍手)

○作田高太郎君 討論終局ノ動議ヲ提出致打切りヲシタノハ土曜日ノ晚ニ……



平川松太郎君	平山岩彦君	大石倫治君	太田正孝君	松村光三君	松岡洋右君
森田定吉君	廣瀬徳藏君	岡口義久君	岡田忠彦君	松山常次郎君	松野鶴平君
比佐昌平君	久留義宮君	勝田銀次郎君	加藤哲正君	牧野賤男君	前田米藏君
森達三君	森峰一君	河上哲太君	加藤鎌五郎君	木暮武太夫君	深澤豊太郎君
森茂君	森粟山政三君	米田規矩馬君	川島正次郎君	船田中君	喜代太君
百瀨渡君	後藤亮一君	高見之通君	若宮貞夫君	片野重脩君	若宮加藤君
鈴木憲太郎君	菅村太事君	高山長幸君	川口義久君	横川重次君	河上加藤君
鈴木富士彌君	小山志行君	田邊熊一君	勝田銀次郎君	寺田市正君	寺田川島君
一郎君	杉浦寅彦君	田邊文次君	河上哲太君	藤井達也君	藤井加藤君
未松偕一郎君	松壽君	佐々木平次郎君	高見美代藏君	青山憲三君	牧野良三君
犬養健君	犬養毅君	丹下茂十郎君	高橋熊次郎君	秋田清君	安藤正純君
井上孝哉君	井上知治君	立川太郎君	高橋熊次郎君	佐保異雄君	東武君
石崎敏行君	石井次郎君	武田徳三郎君	丹下茂十郎君	佐藤重遠君	西尾佐藤君
磯部清吉君	出井今井	瀧瀧正雄君	竹内友治郎君	坂本一角君	大嶋坂本君
兵吉君	五郎君	多木久米次郎君	津雲國利君	崎山正記君	大野崎山君
飯村五郎君	岩本武助君	津崎尙武君	土倉宗明君	坂井大輔君	東岡坂井君
猪野毛利榮君	板谷順助君	中島守利君	中島知久平君	坂本裕君	東岡坂本君
林七六君	一瀬一二君	中谷貞賴君	中山貞雄君	木村清治君	西尾木村君
八田一郎君	林讓治君	中野猛雄君	中村嘉壽君	富川一貫君	西尾富川君
秦宗吉君	原惣兵衛君	難波清人君	名川侃市君	喜多孝治君	西尾喜多君
西村茂生君	濱田國松君	永田良吉君	上田孝吉君	宮澤裕君	西尾宮澤君
星島二郎君	星廉平君	内野辰次郎君	向井倭雄君	三尾邦三君	西尾三尾君
床次竹二郎君	東條實君	野方次郎君	内田信也君	志波安一郎君	西尾志波君
土井權大君	保良淺之助君	熊谷直太君	植原悅二郎君	三井徳寶君	西尾三井君
大崎	大口喜六君	山崎義一君	倉元要一君	志波安一郎君	西尾志波君
大野伴睦君	豐田牧君	山崎猛君	藏園三四郎君	志波安一郎君	西尾志波君
大野喜六君	喜六君	山崎義一君	山崎達之輔君	志波安一郎君	西尾志波君
山本条太郎君	山口義一君	山崎義一君	山田又司君	志波安一郎君	西尾志波君
山下斧次君	山口義一君	山崎義一君	山下斧次君	志波安一郎君	西尾志波君

○議長(藤澤幾之)  
〔賛成者起  
ハ否決ザレマシ  
進行ニ關スル發言  
之ヲ許可致シマ  
「大山郁夫君  
ニ對スル勞働者  
ヲ聽ク途ヲ講ズ  
ヲ求メタイト思

輔君) 起立少數——本案  
立】  
タ——大山郁夫君カラ議事  
言ヲ求メラレテアリマス、  
ス——大山郁夫君  
登壇】  
諸君、私ハ濱口内閣不信任  
農民ノ意思ヲ尊重シ、ソレ  
ル點ニ關シテ、議長ニ説明  
テ居ルノデアリマス、今

〔發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス  
○大山郁夫君(續) 濱口内閣ニ對スル不信  
任案ガ此處ニ上程サレタノデアル、サウシ  
テ演口内閣ニ對スル不信任ヲ持ッテ居ル多  
クノ人々カラ發言フ求メラレテ居タノデ  
アリマス、今日ノ發言ノ「プログラム」ヲ見  
ルト、多數ノ人ガ此問題ニ關シテ意見ヲ吐  
カウトシテ待構ヘテ居タノデアル然ルニ其  
「プログラム」ガヤット眞ン中ドコロニ來タ時  
ニ方ッテ、民政黨ノ諸君ガ討論打切ノ動議ヲ  
出サレタノデアリマス、諸君、濱口内閣ニ  
對スル不信任ヲ根據ト云フモノハ百ヤ千デ

盡キルモノデハナイノデアル(拍手)其僅力

バカシダケガ論ゼラレタ時ニ當テ、民政黨

ノ諸君ハ横暴ニモ討論打切ノ動議ヲ出サレ

タノデアリマス、殊ニ——殊ニ勞働者農民ノ

立場カラノ不信任ノ聲ト云フモノハ、マダ

一つモ揚テ居ラナイノデアル、所ガ諸

君、勞働者、農民、無產市民、殖民地民衆

ト云フモノハ民政黨ニ對シテ爪ノ垢程ノ信

任デモ持テ居ルカト言ヘバ、全然反対デ

アツテ、勞働者、農民コソハ民政黨ヲ正面

敵トシテ鬪テ居ルノデアリマス、斯ル勞働

者、農民ノ其意見ト云フモノハ、第五十九

議會開會以來到ル所ニ是ガ發表サレタノデ

アル、東京ニ於テモ無產者大會ト云フモノ

ガ幾度開カレタカ知レナイ、サウ云フ大會

ニ於テ常ニ濱口内閣ノ打倒ガ叫バレテ居ル

ノデアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) 大山君……

○大山郁夫君(續) ソレデ今日モ協調會館

ニ於テ又無產者大會ガ開カレタノデアリマ

ス、サウシテ其大會ニ於テ濱口内閣ノ不信

任方滿場一致ヲ以テ可決サレタノデアリマ

ス、サウシテ其大會カラ十四五名ノ代表者

ガ正式ニ選バレテ、此議會ニヤッテ來タノデ

アル

○議長(藤澤幾之輔君) 大山君——大山

君……

(發言スル者多シ)

○大山郁夫君(續) 其代表者ガ十四五名隊

伍ヲ組ンデ此議會へ來タノデアル、サウシテ

第一面會室ニ入シテ飽マデ濱口内閣即時打

倒ノ決議ヲ濱口首相ニ手交シヨウト吾々ニ

面會ヲ求メ仲介ヲ依頼シヨウトシテ居タノ

デアリマス、面談室ニ於テ無產黨議員團ノ

各員トノ面談ヲ求メテ居タノデアル、然ル

ニ……(發言スル者多シ)諸君、聽イテ戴キ

タイ、濱口内閣ハ三十名ノ正服巡査ヲアノ

面談室ニ送ラテソレ等十四名ノ代表ヲスッカ

リ檢束シシマッタノデアリマス……

○議長(藤澤幾之輔君) 大山君

○大山郁夫君(續) 斯ウ云フコトヲ見テ

モ、勞働者、農民ガ如何ニ熱烈ニ濱口内閣

ヲ不信任シテ居ルト云フコトヲ、ハキリ見

ルコトガ出來ルノデアリマス

○議長(藤澤幾之輔君) ……發言中止ヲ命

ジマス——中止ヲ命ジマス——降壇ヲ命ジ

マス——降壇ヲ命ジマス

(大山郁夫君發言ヲ繼續ス)

○議長(藤澤幾之輔君) 暫時休憩致シマス

(午後七時二十二分休憩)

○議長(藤澤幾之輔君) 休憩前ニ引續キ會

議ヲ開キマス、日程第九、小作法案ノ第一

讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ

マス、委員長小西和君

○議長(藤澤幾之輔君) 休憩前ニ引續キ會

議ヲ開キマス、日程第九、小作法案ノ第一

讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ

マス、委員長小西和君

○議長(藤澤幾之輔君) 休憩前ニ引續キ會

議ヲ開キマス、日程第九、小作法案ノ第一

讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メ

小作法案中左ノ通修正ス

第六條 小作地ノ賃借權ハ賃貸人ノ承諾

アルニ非ザレバ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ

但シ別段ノ慣習アルトド、其ノ慣習ニ從フ

第十七條 小作地ノ賃借人ガ一年分ノ小

作料ノ一年以上ノ滯納其ノ他之ニ準ズ

(ベキモノトシテ命令ノ定ムル滯納ヲ爲

シタル場合ニ於テ一月ヲ下ラザル期間

ヲ定メテ支拂ヲ爲スペキ旨ヲ催告シ其

ノ期間内ニ支拂ナキトキハ賃貸人ハ質

貸借ヲ解除スルコトヲ得賃借人ガ信義

ニ反シ質貸人ヲ害スル目的ヲ以テ故意

ニ小作料ヲ滞納シタル場合亦同ジ

(小西和君登壇)

○小西和君 先刻ノ決議案ニ續イテ只今小

作法案ガ上程セラレマシタノハ大風一過光

風霽月ノ感ガアリマス、而モ其重大性ニ於

シマシテ委員會ヲ開クコト十七回、何レモ

テハ寧ロ小作法案ノ方ガ勝ツテ居ルノデア

キマシテハ、只今逐ソレヲ申上ゲルコト

ヲ省略致シマスカラ、皆様ニ於カレテハ速

立致サナカタノデアリマス、是ハ委員會ノ

経過及ビ結果デアリマス(拍手)ドウカ委員

會ノ決議ノ通り御贊成ノ上、御採決アラン

コトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 討論ニ入リマ

(丹下茂十郎君登壇)

○丹下茂十郎君 只今上程ニナリマシタ小

作法ニ對シマシテ、政府提出ノ原案並ニ

委員長報告ノ修正案、共ニ反対ヲ致ス者ア

リマス、此法案ハ極メテ杜撰デアリ、不

備デアリ、不徹底デアリ、幾多ノ缺陷アルコトヲ認メマスルガ故ニ、更ニ慎重研究ヲ盡スノ要アリト考ヘテ反対致ス次第アリマス（簡單「ト呼フ者アリ）簡單ト云フ御説ガアリマス、私共モ此時間ノ經過シタ時ニ、長タラシク言フコトハ好マナインノデアリマス、成ベク此次ノ本會議ニ提案シテ貴フテ、サウシテ日程ノ第一デ綏リト論議シテ見タイト思テ居リマシタガ、農林大臣ノ面目上今夜下ウシテモ審議シナケレバナラヌコトニナタサウデ、私ハ簡単ニヤリタイノデアリマスケレドモ、只今誰方カノ御話ノ通り、此小作法ナルモノハ、實ニ重大性ヲ持テ居リマス、殊ニ恐ラク此衆議院ハ多數ヲ以テ通過致スデアリマセウ、併ナガラ……

〔發言スル者多シ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

○丹下茂十郎君（續） 貴族院へ廻シテハ最早此法案ヲ審議スル餘地ノナイコトハ明瞭

デアル、併ナガラ今日後程申上ゲマスルニモアリマスルガ、小作等議ノ關係ニ於テ、裁判ノ係争ガ中々多クナッテ居リマスルガ、是ガ現在ノ民法ニ于ケル所ノ不備ナル條項ニ依リマシテ審理スル爲ニハ、非常ニ裁判官ハ困テ居ル、ソコデ既ニ現在ニ於テモ、此小作法ノ骨子トナル所ノ要項ヲ参考ニ致シテ、此係争事件ノ裁判ニ用ヒテ居ル、殊ニ此衆議院ニ於テ通過致シマシテ、假令貴族院ニ於テ擇選サレマシテモ、衆議院ノ意ノ在ル所ハ、此決議ニ依テ現ハレル

コトヲ認メマスルガ故ニ、更ニ慎重研究ヲ盡スノ要アリト考ヘテ反対致ス次第アリマス（簡單「ト呼フ者アリ）簡單ト云フ御説ガアリマス、私共モ此時間ノ經過シタ時ニ、長タラシク言フコトハ好マナインノデアリマス、成ベク此次ノ本會議ニ提案シテ貴フテ、サウシテ日程ノ第一デ綏リト論議シテ見タイト思テ居リマシタガ、農林大臣ノ面目上今夜下ウシテモ審議シナケレバナラヌコトニナタサウデ、私ハ簡単ニヤリタイノデアリマスケレドモ、只今誰方カノ御話ノ通り、此小作法ナルモノハ、實ニ重大性ヲ持テ居リマス、殊ニ恐ラク此衆議院ハ多數ヲ以テ通過致スデアリマセウ、併ナガラ……

〔發言スル者多シ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

○丹下茂十郎君（續） 私ハ大體一般的ノ事柄ニ付テ反対ノ意見ヲ申上ゲマシテ、更ニ同僚ノ名川君ニ依リマシテ、立法上ノ關係ニ付テ反対スルコトヲ十分ニ御述下サルコトニナッテ居リマス、私共ハ我國ノ農村ノ現狀ニ鑑ミマシテ、小作法ノ制定ノ必要ナルコトヲ痛感致シテ居ル一人デアルノデアリマス、近時我農村ノ經濟上、社會上、並ニ思想上ノ變遷ニ伴ヒマシテ、益小作ノ關係ガ複雜ニ相成タコトハ申スマデモアルガ、是ガ現在ノ民法ニ于ケル所ノ不備ナル條項ニ依リマシテ審理スル爲ニハ、非常ニ裁判官ハ困テ居ル、ソコデ既ニ現在ニ於テモ、此小作法ノ骨子トナル所ノ要項ヲ参考ニ致シテ、此係争事件ノ裁判ニ用ヒテ居ル、殊ニ此衆議院ニ於テ通過致シマシテ、假令貴族院ニ於テ擇選サレマシテモ、衆議院ノ意ノ在ル所ハ、此決議ニ依テ現ハレル

ノデアリマス、ソレ故ニ今後裁判ヲスル上ニ於テ、此衆議院ニ於ケル所ノ論點ト云フモコトニナリマスノテ、之ヲ簡單ニ述べテ僅ニ此處ヲ始末ヲスルト云フダケデハ、農村ニ對シテ相濟マヌコト、私ハ信スルノデアリマス（拍手）洵ニ諸君ニハ御迷惑デアリマスルガ、同様ニ迷惑デアリマス、或ハ一時間掛リマスカ二時間掛ルカ知リマセヌガ、十分ニ論議ヲサセテ戴キタイ、ドウゾ暫ク御靜ニ御聽取ヲ願ヒマス

ハ、即チ農村ノ共存共榮ヲ圖ル上ニ於テ、極メテ必要ナルコトデアル、年久シク之ヲ翹望致シテ居ルモノデアリマス、最近小作問題ノ經過ニ鑑ミマシテモ、御承知ノ通り大正十年原内閣ノ當時、時勢ノ趨勢ニ鑑ミ、又廣ク農村ノ輿論ニ聽イテ、小作法制定ノ目的ヲ立テマシテ、小作制度調査會ナルモノヲ設ケマシタノハ御承知ノ通リデアリマス、爾來朝野幾多ノ機關ニ依リマシテ調査研究ヲ進メラレ、歷代ノ内閣モ亦此制定ニ腐心致シテ今日ニ及ンダノデアリマス、小作問題ニ關シマシテハ去ル大正十三年、恰モ三派内閣ノ當時、小作調停法ヲ制定致シマシテ、專ラ調停機關ニ依リマシテ、五讓妥協、爭議解決ノ一機關ヲ設クルコトニ相成リマシタガ、當時私共モ其特別委員トシテ、小作法ノ母法ナクシテ、單ニ調停法ノミヲ以テシテハ、所謂靴ヲ隔テ、辯サヲ搔クヤウナ感ジガアルコトヲ論述シ

テ、殊ニ當局大臣ノ懇切、熱心、丁寧ナルマス、故ニ其審議ニ當リマシテハ、最モ重大ニ取扱フテ、十分審議検討ノ必要ヲ認メテ、憂惧ノ念ヲ禁ズルコトガ出來ナイ者デアリマス、故ニ其審議ニ當リマシテハ、最モ重大ニ取扱フテ、十分審議検討ノ必要ヲ認メテ、殊ニ當局大臣ノ懇切、熱心、丁寧ナルマス、故ニ其審議ニ當リマシテハ、最モ重大ニ取扱フテ、十分審議検討ノ必要ヲ認メテ、殊ニ當局大臣ノ懇切、熱心、丁寧ナルマス、故ニ其審議ニ當リマシテハ、最モ重大ニ取扱フテ、十分審議検討ノ必要ヲ認メテ、殊ニ當局大臣ノ懇切、熱心、丁寧ナルマス、然ルニ小作法ノ制定ハ、我國ノ土地制度ノ根本ニ觸ル、所ノ重大問題デアリマスガアリマセヌ、即チ小作法ガ本院ニ提案

セラレマシタノヘ二月ノ十四日デアッタノデアリマス、爾來一月半ノ長イ期間ガアリマシテ、會ヲ開ケコト十七回、是ハ委員長ノ報告ガアリマセヌカラ私ガ報告シテ置キマス(十七回ト言タヨ)ト呼フ者アリサウデアリマシタカ、ソレデハ訂正致シマス、其間三日ハ所管大臣ガ出席セラレヌ爲ニ流會ニ相成ダノデアリマス、而シテ此十七回ノ回數ノ中テ、此審議ニ要シタ所ノ時間ハ實ニ四十七時間アル、其四十七時間ノ審議ヲスル間ニ、農林大臣ガ何回出席シタカ、僅ニ八回、延時間ニシテ十時間ト七分デアル、斯様ナ大法典、斯様ナ重要性ヲ帶びテ居ル法典ヲ審査スルニ當リマシテ、其所管大臣ノ出席ガ、十七回、四十七時間ノ申、僅ニ八回、十時間、是デドウシテ是ノ慎重ナル審議ガ出來マセウ、政府ガ眞摯ナル態度ヲ持タナイコトガ、反対ノ一つノ理由デアル、司法大臣又然リ、殊ニ最終ノ委員會ノ決定ヲ致ス日ノ如キハ、兩大臣一切出席ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、而モ其最後ノ日ハ、民政黨ノ委員諸君ト其日ヲ以テ打ち切ルコトノ約束ガアリマスカラ、吾々ハ尙ホ其審査ヲ打切ルニ當リマシテハ、農林及び司法兩大臣ノ説明ヲ聽クベキコトが多々残テ居シタニモ拘ラズ、遂ニ出席ガナイケレドモ、一方ニハ民政黨ノ委員諸君ト約束ガアリマスカラ、其信義ヲ重ンジテ遂ニ其目ヲ以テ打切タノデアリマス、即チ其審議ニ當リマシテハ不十分デアリ、吾々ノ頗ル

不満ニ感ズル所デアリマス、殊ニ町田農林大臣ハ、口ニハ最モ熱心ナルコトヲ唱ヘテス、開會日數ハ二十回デアリマスニモ拘ラズ、其間三日ハ所管大臣ガ出席セラレヌ爲ニ流會ニ相成ダノデアリマス、而シテ此十七回ノ回數ノ中テ、此審議ニ要シタ所ノ時間ハ實ニ四十七時間アル、其四十七時間ノ審議ヲスル間ニ、農林大臣ガ何回出席シタカ、僅ニ八回、延時間ニシテ十時間ト七分デアル、斯様ナ大法典、斯様ナ重要性ヲ帶びテ居ル法典ヲ審査スルニ當リマシテ、其所管大臣ノ出席ガ、十七回、四十七時間ノ申、僅ニ八回、十時間、是デドウシテ是ノ慎重ナル審議ガ出來マセウ、政府ガ眞摯ナル態度ヲ持タナイコトガ、反対ノ一つノ理由デアル、司法大臣又然リ、殊ニ最終ノ委員會ノ決定ヲ致ス日ノ如キハ、兩大臣一切出席ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、而モ其最後ノ日ハ、民政黨ノ委員諸君ト其日ヲ以テ打ち切ルコトノ約束ガアリマスカラ、吾々ハ尙ホ其審査ヲ打切ルニ當リマシテハ、農林及び司法兩大臣ノ説明ヲ聽クベキコトが多々残テ居シタニモ拘ラズ、遂ニ出席ガナイケレドモ、一方ニハ民政黨ノ委員諸君ト約束ガアリマスカラ、其信義ヲ重ンジテ遂ニ其目ヲ以テ打切タノデアリマス、即チ其審議ニ當リマシテハ不十分デアリ、吾々ノ頗ル

不満ニ感ズル所デアリマス、殊ニ町田農林大臣ハ、口ニハ最モ熱心ナルコトヲ唱ヘテス、開會日數ハ二十回デアリマスニモ拘ラズ、其間三日ハ所管大臣ガ出席セラレヌ爲ニ流會ニ相成ダノデアリマス、而シテ此十七回ノ回數ノ中テ、此審議ニ要シタ所ノ時間ハ實ニ四十七時間アル、其四十七時間ノ審議ヲスル間ニ、農林大臣ガ何回出席シタカ、僅ニ八回、延時間ニシテ十時間ト七分デアル、斯様ナ大法典、斯様ナ重要性ヲ帶びテ居ル法典ヲ審査スルニ當リマシテ、其所管大臣ノ出席ガ、十七回、四十七時間ノ申、僅ニ八回、十時間、是デドウシテ是ノ慎重ナル審議ガ出來マセウ、政府ガ眞摯ナル態度ヲ持タナイコトガ、反対ノ一つノ理由デアル、司法大臣又然リ、殊ニ最終ノ委員會ノ決定ヲ致ス日ノ如キハ、兩大臣一切出席ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、而モ其最後ノ日ハ、民政黨ノ委員諸君ト其日ヲ以テ打ち切ルコトノ約束ガアリマスカラ、吾々ハ尙ホ其審査ヲ打切ルニ當リマシテハ、農林及び司法兩大臣ノ説明ヲ聽クベキコトが多々残テ居シタニモ拘ラズ、遂ニ出席ガナイケレドモ、一方ニハ民政黨ノ委員諸君ト約束ガアリマスカラ、其信義ヲ重ンジテ遂ニ其目ヲ以テ打切タノデアリマス、即チ其審議ニ當リマシテハ不十分デアリ、吾々ノ頗ル

不満ニ感ズル所デアリマス、殊ニ町田農林大臣ハ、口ニハ最モ熱心ナルコトヲ唱ヘテス、開會日數ハ二十回デアリマスニモ拘ラズ、其間三日ハ所管大臣ガ出席セラレヌ爲ニ流會ニ相成ダノデアリマス、而シテ此十七回ノ回數ノ中テ、此審議ニ要シタ所ノ時間ハ實ニ四十七時間アル、其四十七時間ノ審議ヲスル間ニ、農林大臣ガ何回出席シタカ、僅ニ八回、延時間ニシテ十時間ト七分デアル、斯様ナ大法典、斯様ナ重要性ヲ帶びテ居ル法典ヲ審査スルニ當リマシテ、其所管大臣ノ出席ガ、十七回、四十七時間ノ申、僅ニ八回、十時間、是デドウシテ是ノ慎重ナル審議ガ出來マセウ、政府ガ眞摯ナル態度ヲ持タナイコトガ、反対ノ一つノ理由デアル、司法大臣又然リ、殊ニ最終ノ委員會ノ決定ヲ致ス日ノ如キハ、兩大臣一切出席ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、而モ其最後ノ日ハ、民政黨ノ委員諸君ト其日ヲ以テ打ち切ルコトノ約束ガアリマスカラ、吾々ハ尚ホ其審査ヲ打切ルニ當リマシテハ、農林及び司法兩大臣ノ説明ヲ聽クベキコトが多々残テ居シタニモ拘ラズ、遂ニ出席ガナイケレドモ、一方ニハ民政黨ノ委員諸君ト約束ガアリマスカラ、其信義ヲ重ンジテ遂ニ其目ヲ以テ打切タノデアリマス、即チ其審議ニ當リマシテハ不十分デアリ、吾々ノ頗ル

不満ニ感ズル所デアリマス、殊ニ町田農林大臣ハ、口ニハ最モ熱心ナルコトヲ唱ヘテス、開會日數ハ二十回デアリマスニモ拘ラズ、其間三日ハ所管大臣ガ出席セラレヌ爲ニ流會ニ相成ダノデアリマス、而シテ此十七回ノ回數ノ中テ、此審議ニ要シタ所ノ時間ハ實ニ四十七時間アル、其四十七時間ノ審議ヲスル間ニ、農林大臣ガ何回出席シタカ、僅ニ八回、延時間ニシテ十時間ト七分デアル、斯様ナ大法典、斯様ナ重要性ヲ帶びテ居ル法典ヲ審査スルニ當リマシテ、其所管大臣ノ出席ガ、十七回、四十七時間ノ申、僅ニ八回、十時間、是デドウシテ是ノ慎重ナル審議ガ出來マセウ、政府ガ眞摯ナル態度ヲ持タナイコトガ、反対ノ一つノ理由デアル、司法大臣又然リ、殊ニ最終ノ委員會ノ決定ヲ致ス日ノ如キハ、兩大臣一切出席ヲ見ルコトガ出來ナカッタ、而モ其最後ノ日ハ、民政黨ノ委員諸君ト其日ヲ以テ打ち切ルコトノ約束ガアリマスカラ、吾々ハ尚ホ其審査ヲ打切ルニ當リマシテハ、農林及び司法兩大臣ノ説明ヲ聽クベキコトが多々残テ居シタニモ拘ラズ、遂ニ出席ガナイケレドモ、一方ニハ民政黨ノ委員諸君ト約束ガアリマスカラ、其信義ヲ重ンジテ遂ニ其目ヲ以テ打切タノデアリマス、即チ其審議ニ當リマシテハ不十分デアリ、吾々ノ頗ル

ス、而シテ私ハ前々内閣當時ノ速記録ヲスッカリ涉獵致シマシタ所ガ、ソレハ大變ナル間違デアッテ、町田農相ハ左様ニ考ヘラレテ居タカ知レマセヌガ、若槻首相ハ現在ニ於テモ、近キ將來ニ於テモ、公債ヲ發行シテ自作農創設維持ヲスルト云フガ如キコトハ、宜クナイコト、思ヒマスト言明シテ居ル、即チ町田農相ノ言ハレル自作農ニ關スル施設ハ、當時若槻首相ノ諒解ノ下ニ之ヲ述べテ居ルト言ハレルガ、是ハ全然間違テルコトヲ後ニ農相ニ質シタ所ガ、更ニ調査シタ上デ御答ヲスルト云フコトデアリマシタ、所ガ其後何等ノ御答ガナカッタコトカラ見レバ、ヤハリ間違タコトヲ是認セラレタモノト思ヒマス、即チ小作制度ナルモノハ自作農主義ト最モ密接ナル關係ヲ持テ居リマスガ故ニ、自作農問題ノ方針ガ確立スルニアラズンバ、小作問題モ亦核心ニ觸ル、コト能ハザルハ申上ゲルマデモノイコトデアルト思フノデアリマス

更ニ小作法ノ目的ハ一面ニハ善良エシテ勤勉ナル小作人ヲ保護誘導シテ、漸次横暴ナル所ノ地主ノ桎梏ヨリ脱セシメ、又其一面ニハ理解アリ同情アル地主ヲ保護シ、其權利タル収益權ヲ擁護シテ、以テ平和ナル農村ヲ保持スル爲ニ、漸次悪化セントスル所ノ小作争議ヲ緩和シテ、而モ其根絶ヲ圖ルト云フ所ニ小作法ノ目的ヲ置カナケレバ

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス、會議時間ガ長ク拘リマス、靜肅ニ願ヒマス、併ナガラ一地方ニ於キマサニテ行ハレノナイ地方ハ此小作法ノ制定ニ依テ新ト云フコトヲ唱ヘテ居ルノデアリマスガ、例ヘバ地主ガ其土地ヲ賣却セントスル時ニ當テ、其小作人ニ買取ノ意思ガアレバ其協議ニ應ズルト云フコトノ通知ヲ致スコトヲ要スル規定ガ設ケラレテアル、而シテ一ノ要スル期間ニ協議ガ整ハザル時ヘ、遂ニ何等之ヲ救濟スル途ガナイ……

(發言スル者多シ)

○丹下茂十郎君(續) 若シ此誠意ノナイ所ノ地主ニ對シテハ、是ハ單ニ一片ノ空文トナッテシマッテ居ル、即チ提案者ハ之ニ依テスル、即チ爭議誘發ノ虞ガアルコトヲ認メル、即チ争議誘發ノ虞ガアルコトヲ認メル者デアリマス

而モ最初ニ申シマス通り、此法案ハ杜撰不備デアル、今其一二ノ例ヲ申上ゲテ見マス、法案ノ詳細ニ付キマシテハ更ニ名川君ヨリ述ベラレルコトヲ申上ゲテ置キマシタガ、本法案ノ不備デアルコトハ、與黨ノ諸君ニ依テ修正案ガ提出セラレルニ於テ明瞭ニ認メルコトガ出來ルデハアリマセヌカ、殊ニ賃借權、永小作權ナル文字ガ、民法ニ規定シテアル所ノ賃貸借及ビ永小作權トノ關係ニ於テノ説明ガ司法大臣ニ於テ十分ニ出來ナイ、遂ニ此問題ハ不明ノ儘ニ委員會ヲ終タ事實ニ依リマシテモ、此法案ガ如何ニ杜撰デアルカ、分り得ルト思フノデアリマス

更ニ又本法案ニ於テ小作人ヲ保護シタイト云フコトヲ唱ヘテ居ルノデアリマスガ、例ヘバ地主ガ其土地ヲ賣却セントスル時ニ當テ、其小作人ニ買取ノ意思ガアレバ其協議ニ應ズルト云フコトノ通知ヲ致スコトニ要スル規定ガ設ケラレテアル、而シテ一ノ要スル期間ニ協議ガ整ハザル時ヘ、遂ニ何等之ヲ救濟スル途ガナイ……

ト云フコトヲ唱ヘテ居ルノデアリマスガ、ノデアリマシテ、非常ナル迷惑ヲ感ズル地主ガ生ズルノデアリマス、固ヨリ小作ノ關係ハ多年地方ニ於ケル所ノ特殊ノ關係ニ立テ居ルモノガ多イノデアリマス、併ナガラ其特殊ノ地方ニ於ケル特殊ノ慣行ヲ他ニ持テ行ッテ、全國的ニ敷衍セシムルト云フガ如キコトハ、非常ニ考ヘナケレバナラヌコトデアリマス、左様ナモノガ此小作法ノコトガ出来ナカッタ、之ヲ要スルニ吾々ハ農村ノ現狀ニ鑑ミ、殊ニ國家ノ爲ニ最モ重大ナル性質ヲ有スル本法案デアリマス故ニ、コトガ出来ナカッタ、之ヲ要スルニ吾々ハ農村ノ現狀ニ鑑ミ、殊ニ國家ノ爲ニ最モ重大ナル性質ヲ有スル本法案デアリマス故ニ、斯ガ、政府當局ニ誠意ナク、殊ニ農林大臣ノ出席方歟メテ短時間デアッテ、能ク其論議ヲ盡スコトガ出来マセズ、又司法大臣モ何等終始至誠一貫研究討議ヲ重不タノデアリマス

本法ニ付テ信念ガナリ、暗中模索スルガ如キ説明デ、吾々委員ハ満足ナル答辯ヲ聽クコトガ出來ナカッタノデアル、併ナガラ提案ノ本法ニ對シマシテハ、成ベク完全無缺ノ法典トシテ、一度是方施行サレマシタナラバ、容易ニ之ヲ動カスコトノ出來ナイ重大ナルモノデアリマスガ故ニ、十分修正モ加ヘ、論議ヲ盡シテ完全ナルモノニ致サウトシタガ、ドウシテモ修正スルコトガ出來ズ、遂ニ筆ヲ投ジテ此案件ハ與黨委員ノ修正案ニ反対セザルヲ得ナイコトニナタノデアリマス、吾々ガ此法案ニ反対スル所以ハ最初ニ申上ダマシタ通り、先づ法案ガ杜撰不備ニシテハ幾多ノ缺陷ガアルト云フコト、更ニ政府ガ本法ノ實施ニ對シテ確信ナク、眞摯ナル態度及ビ熱心ナル誠意ノ認ムベキモノガナイト云フコト、又我國ノ土地制度ニ對スル一定ノ方針ヲ持タナイ、即チ自作農創定維持カ、或ハ小作制度カ、何レニシマシテモ極メテ曖昧模糊デアル、而モ更ニ本法ノ施行ニ依リマシテハ、小作争議根絶ノ核心ニ觸レテ居ナイ所ノ法案デアル、本法ノ施行ニ依テ更ニ一層小作争議ノ事端ヲ繁カラシメルト云フコトガ吾々ノ反対スル其一デアル、更ニ小作ノ關係ハ概ね地方ニ依テ特殊ノ慣行ガアルモノデアルガ、之ヲ法律ニ組入レテ法律化スル、即チ地方ノ慣習ヲ法律化スルニ付テハ、頗ル其判定が困難トナル、所謂難解、其運用ヲ期シ難イ處レガアルト考ヘマシテ、是亦大ニ研究ヲスル必要ヲ認メタノデアリマス、而シテ此法案ヲ施行スルニ

當テ政府當局ニ財政上ノ計畫ヲ聽キマシタ所ガ、農林省ニ於テハ約六十萬圓、司法省ニ於テハ約六十二萬圓ノ經費ヲ計上ゼントスル所ノ豫定ヲ持テ居ル、此大法典ヲ施行スルニ當リマシテ、斯様ナ貧弱ナル豫算ヲ以テ、完全ニ此法律ヲ施行スルコトハ、絕對ニ出來ナイモノト私ハ信ズルノデアル(拍手)是レ即チ反対スル「ツノ理由デアル、而モ政府ハ本案ニ依リマシテ、善良ナル小作人ヲ保護シ、同情アル地主ヲ保護スルト言フガ、其内容ハ殆ド小作擁護ニ關スル所ノ見ルベキモノガ一ツモナイ、書イテアッテモ、ソレハ殆ド空文デアリ、畫ニ描イタ餅ト同ジヤウナモノデアル、地主ノ擁護ト申シテモ何等見ルベキモノハナイ、隨テ此法律ヲ施行シテモ、却テ煩雜ナル手續ヲスルト云フコトニ論斷ヲ下サドルヲ得ヌノデアル諸君、政府ガ本法案ノ審議ニ際シテ、説明ノ爲ニ委員會へ出席スルコトガ出來ナカッタ云フコトハ、是ハ幾多ノ委員會等が開かれテ忙シカツカラ出ラレナイ、是モ認メザルノデハアリマセヌカ、併ナガラ諸君、近來開店休業ト云フ言葉ガ出來テ居ル、是ハ現内閣ノ失政ニ依テ最近出來タ所ノ熟語デアリマス、第五十九議會ガ開會セラレタルノ結果、代理首相デ――主人ガ留守デ、手代番頭ノミテ手ガ著カナカッタ爲メデアラウト思フ(餘計ナコトヲ言フナソソンナ

コトハ關係ガナリ」ト呼フ者アリ)イヤ是ハ關係ガアル、此法案ノ審議ガ遲レルト云フコトニ大變關係ガアル、而モ會期ノ三分ノ二ヲ經過シタ頃カラ、無暗ヤタラニ澤山ノ案ヲ出シテ居ル、ソレガドウシテソレダ行スルニ當リマシテ、斯様ナ貧弱ナル豫算ヲ以テ、完全ニ此法律ヲ施行スルコトハ、絕對ニ出來ナイモノト私ハ信ズルノデアル(拍手)是レ即チ反対スル「ツノ理由デアル、而モ政府ハ本案ニ依リマシテ、善良ナル小作人ヲ保護シ、同情アル地主ヲ保護スルト言フガ、其内容ハ殆ド小作擁護ニ關スル所ノ見ルベキモノガ一ツモナイ、書イテアッテモ、ソレハ殆ド空文デアリ、畫ニ描イタ餅ト同ジヤウナモノデアル、地主ノ擁護ト申シテモ何等見ルベキモノハナイ、隨テ此法律ヲ施行シテモ、却テ煩雜ナル手續ヲスルト云フコトニ論斷ヲ下サドルヲ得ヌノデアル諸君、政府ガ本法案ノ審議ニ際シテ、説明ノ爲ニ委員會へ出席スルコトガ出來ナカッタ云フコトハ、是ハ幾多ノ委員會等が開かれテ忙シカツカラ出ラレナイ、是モ認メザルノデハアリマセヌカ、併ナガラ諸君、近來開店休業ト云フ言葉ガ出來テ居ル、是ハ現内閣ノ失政ニ依テ最近出來タ所ノ熟語デアリマス、第五十九議會ガ開會セラレタルノ結果、代理首相デ――主人ガ留守デ、手代番頭ノミテ手ガ著カナカッタ爲メデアラウト思フ(餘計ナコトヲ言フナソソンナ

成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
〔贊成者 起立〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 起立多數デアリマス、作田君ノ動議ノ如ク決シマシタ  
〔發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ノ如ク決シマシタ  
〔發言スル者多シ〕  
コトハ關係ガナリ」ト呼フ者アリ)イヤ是ハ關係ガアル、此法案ノ審議ガ遲レルト云フコトニ大變關係ガアル、而モ會期ノ三分ノ二ヲ經過シタ頃カラ、無暗ヤタラニ澤山ノ案ヲ出シテ居ル、ソレガドウシテソレダ行スルニ當リマシテ、斯様ナ貧弱ナル豫算ヲ以テ、完全ニ此法律ヲ施行スルコトハ、絕對ニ出來ナイモノト私ハ信ズルノデアル(拍手)是レ即チ反対スル「ツノ理由デアル、而モ政府ハ本案ニ依リマシテ、善良ナル小作人ヲ保護シ、同情アル地主ヲ保護スルト言フガ、其内容ハ殆ド小作擁護ニ關スル所ノ見ルベキモノガ一ツモナイ、書イテアッテモ、ソレハ殆ド空文デアリ、畫ニ描イタ餅ト同ジヤウナモノデアル、地主ノ擁護ト申シテモ何等見ルベキモノハナイ、隨テ此法律ヲ施行シテモ、却テ煩雜ナル手續ヲスルト云フコトニ論斷ヲ下サドルヲ得ヌノデアル諸君、政府ガ本法案ノ審議ニ際シテ、説明ノ爲ニ委員會へ出席スルコトガ出來ナカッタ云フコトハ、是ハ幾多ノ委員會等が開かれテ忙シカツカラ出ラレナイ、是モ認メザルノデハアリマセヌカ、併ナガラ諸君、近來開店休業ト云フ言葉ガ出來テ居ル、是ハ現内閣ノ失政ニ依テ最近出來タ所ノ熟語デアリマス、第五十九議會ガ開會セラレタルノ結果、代理首相デ――主人ガ留守デ、手代番頭ノミテ手ガ著カナカッタ爲メデアラウト思フ(餘計ナコトヲ言フナソソンナ

〔發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス  
〔發言スル者多シ〕  
○議長(藤澤幾之輔君) 静ニ――静ニシテ下サイ――點呼シタコトガ聽エナイ者ガアツカ爲ニ混亂ヲシマシタカラ、讀直シナシマス――更ニ點呼ヲ致シマス――更ニ點呼ヲ致シマス



山口	議一君	山田	又司君
松山常次郎君	寺田	船田	中君
藤井 達也君	市正君	木暮 武太夫君	青山 売三君
佐藤 重遠君	喜多 孝治君	木村 清治君	島田 梶雄君
水島彦一郎君	森 豊親君	三井 德寶君	森 格君
森 望月	圭介君	清蒙吉次郎君	森 一雄君
鈴木 英雄君	多木久米次郎君	砂田 重政君	森本 一雄君
○議長（藤澤幾之輔君） 本日ハ是ニテ散會致シマシテ、次回ハ二十三日特ニ本會議ヲ開キマス、日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス	午後九時五十六分散會		